

公益財団法人大学基準協会
2016（平成28）年度 認証評価申請用

自己点検・評価報告書

公立大学法人
神戸市外国語大学

自己点検・評価報告書 目次

序章

1. 自己点検・評価の目的・体制	1
2. 前回の認証評価結果の改善措置	1

第1章 理念・目的

1. 現状の説明	
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	
1) 大学全体	2
2) 学部	3
3) 研究科	3
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。	
1) 大学全体	5
2) 学部	5
3) 研究科	5
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	
1) 大学全体	5
2) 学部	5
3) 研究科	5
2. 点検・評価	
(1) 効果が上がっている事項	6
(2) 改善すべき事項	6
3. 将来に向けた発展方策	
(1) 効果が上がっている事項	6
(2) 改善すべき事項	7
4. 根拠資料	7

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明	
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	
1) 大学全体	9
2) 学部	9
3) 研究科	10
4) 外国学研究所	11
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	
1) 大学全体	12

2) 学部.....	12
3) 研究科.....	12
4) 外国学研究所.....	12
2. 点検・評価	
(1) 効果が上がっている事項.....	12
(2) 改善すべき事項.....	13
3. 将来に向けた発展方策	
(1) 効果が上がっている事項.....	13
(2) 改善すべき事項.....	13
4. 根拠資料.....	14

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明	
(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。	
1) 大学全体.....	15
2) 学部.....	15
3) 研究科.....	15
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	
1) 大学全体.....	16
2) 学部.....	16
3) 研究科.....	17
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	
1) 大学全体.....	17
2) 学部.....	18
3) 研究科.....	18
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	
1) 大学全体.....	18
2) 学部.....	18
3) 研究科.....	18
2. 点検・評価	
(1) 効果が上がっている事項.....	18
(2) 改善すべき事項.....	19
3. 将来に向けた発展方策	
(1) 効果が上がっている事項.....	19
(2) 改善すべき事項.....	19
4. 根拠資料.....	20

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

- (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。
 - 1) 大学全体21
 - 2) 学部.....21
 - 3) 研究科21
 - (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。
 - 1) 大学全体22
 - 2) 学部.....23
 - 3) 研究科23
 - (3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。
 - 1) 大学全体24
 - 2) 学部.....24
 - 3) 研究科25
 - (4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。
 - 1) 大学全体25
 - 2) 学部.....25
 - 3) 研究科26
- #### 2. 点検・評価
- (1) 効果が上がっている事項26
 - (2) 改善すべき事項.....27
- #### 3. 将来に向けた発展方策
- (1) 効果が上がっている事項27
 - (2) 改善すべき事項.....28
- #### 4. 根拠資料.....28

(2) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
 - 1) 大学全体29
 - 2) 学部.....29
 - 3) 研究科31
- (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。
 - 1) 大学全体32
 - 2) 学部.....32
 - 3) 研究科34

2.	点検・評価	
(1)	効果が上がっている事項	34
(2)	改善すべき事項	35
3.	将来に向けた発展方策	
(1)	効果が上がっている事項	35
(2)	改善すべき事項	35
4.	根拠資料	36
(3)	教育方法	
1.	現状の説明	
(1)	教育方法及び学習指導は適切か。	
1)	大学全体	37
2)	学部	37
3)	研究科	39
(2)	シラバスに基づいて授業が展開されているか。	
1)	大学全体	39
2)	学部	40
3)	研究科	40
(3)	成績評価と単位認定は適切に行われているか。	
1)	大学全体	40
2)	学部	40
3)	研究科	41
(4)	教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	
1)	大学全体	42
2)	学部	42
3)	研究科	43
2.	点検・評価	
(1)	効果が上がっている事項	43
(2)	改善すべき事項	44
3.	将来に向けた発展方策	
(1)	効果が上がっている事項	44
(2)	改善すべき事項	45
4.	根拠資料	45
(4)	成果	
1.	現状の説明	
(1)	教育目標に沿った成果が上がっているか。	
1)	大学全体	46
2)	学部	46
3)	研究科	47

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	
1) 大学全体	47
2) 学部.....	48
3) 研究科	48
2. 点検・評価	
(1) 効果が上がっている事項	49
(2) 改善すべき事項.....	49
3. 将来に向けた発展方策	
(1) 効果が上がっている事項	49
(2) 改善すべき事項.....	49
4. 根拠資料.....	50

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明	
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	
1) 大学全体	51
2) 学部.....	51
3) 研究科	51
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。	
1) 大学全体	51
2) 学部.....	52
3) 研究科.....	53
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	
1) 大学全体	54
2) 学部.....	54
3) 研究科	55
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	
1) 大学全体	55
2) 学部.....	55
3) 研究科	55
2. 点検・評価	
(1) 効果が上がっている事項	56
(2) 改善すべき事項.....	57
3. 将来に向けた発展方策	
(1) 効果が上がっている事項	57
(2) 改善すべき事項.....	58
4. 根拠資料.....	59

第6章 学生支援

1. 現状の説明	
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	60
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	61
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	64
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	65
2. 点検・評価	
(1) 効果が上がっている事項	67
(2) 改善すべき事項	68
3. 将来に向けた発展方策	
(1) 効果が上がっている事項	68
(2) 改善すべき事項	69
4. 根拠資料	70

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明	
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	71
(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。	73
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	74
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	76
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	77
2. 点検・評価	
(1) 効果が上がっている事項	78
(2) 改善すべき事項	79
3. 将来に向けた発展方策	
(1) 効果が上がっている事項	80
(2) 改善すべき事項	80
4. 根拠資料	81

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明	
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	82
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	82
2. 点検・評価	
(1) 効果が上がっている事項	85
(2) 改善すべき事項	86
3. 将来に向けた発展方策	
(1) 効果が上がっている事項	86
(2) 改善すべき事項	87
4. 根拠資料	87

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

1. 現状の説明
 - (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。..88
 - (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。.....89
 - (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。.....92
 - (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るため方策を講じているか。.....92
2. 点検・評価
 - (1) 効果が上がっている事項.....93
 - (2) 改善すべき事項.....95
3. 将来に向けた発展方策
 - (1) 効果が上がっている事項.....96
 - (2) 改善すべき事項.....97
4. 根拠資料.....98

(2) 財務

1. 現状の説明
 - (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。.....100
 - (2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。.....100
2. 点検・評価
 - (1) 効果が上がっている事項.....101
 - (2) 改善すべき事項.....101
3. 将来に向けた発展方策
 - (1) 効果が上がっている事項.....101
 - (2) 改善すべき事項.....101
4. 根拠資料.....101

第10章 内部質保証

1. 現状の説明
 - (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。.....102
 - (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。.....103
 - (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。.....104
2. 点検・評価
 - (1) 効果が上がっている事項.....104
 - (2) 改善すべき事項.....104
3. 将来に向けた発展方策
 - (1) 効果が上がっている事項.....105
 - (2) 改善すべき事項.....105
4. 根拠資料.....105

終章

1. 自己点検・評価の要約.....106
2. 理念・目的、教育目標の達成状況.....109
3. 優先的に取り組むべき課題.....112
4. 今後の展望.....112

序章

1. 自己点検・評価の目的・体制

本学は1946年に神戸市立外事専門学校として発足、1949年には神戸市外国語大学へ昇格し、2016年に創立70周年を迎える。この間、教育・研究の充実に向けて、公立の単科大学という特性を踏まえながら、そのあるべき姿を不断に問い続ける努力を重ねてきた。1986年の現在地への移転以降、1989年度に「将来構想委員会」を立ち上げて全学的な議論を開始、1993年度には「自己点検評価委員会」を発足させ、問題点の把握に努めてきた。今世紀に入ってから、第三者による客観的な評価の必要性に鑑み、自己点検・評価の実施を踏まえて2003年度に大学基準協会による初めての認証評価を受審、2004年3月に適合認定を受けた。また、2007年度に公立大学法人へ移行した後は、2010年度に2回目となる大学基準協会の認証評価を受審し、2011年3月に再度適合認定を受けている。

今回の自己点検・評価は、3回目の認証評価の受審を視野に入れつつ、本学の第3期中期目標・中期計画の策定に先立ち、現時点における研究・教育・組織体制の適切性を検証、問題点を把握し、改善方向を検討するため実施された。実施にあたっては、学内の教職員5名から構成される「大学評価編集委員会」（以下、「編集委員会」という）を2014年度に設置し、内容構成等の検討作業を行った。これを受けて、2015年度には学内各学科・コース・委員会・部所等に適宜原稿執筆を依頼し、編集委員会による検討・とりまとめ作業を経て報告書原案を作成した。さらに、経営協議会・教育研究評議会及び理事会における審議を経て修正を施した後、理事長の責任において、大学基準協会へ提出するものである。

2. 前回の認証評価結果の改善措置

2011年3月の適合認定に際しては、大学基準協会より4項目について助言を受けた。これに対して、以下のとおり改善措置を講じたところである。

(1) 外国語学部において1年間に履修できる単位数

「上限が58単位と高い」との助言を受け、50単位とするよう履修規程を改正した。

(2) 外国語学部・外国語学研究科におけるシラバスの記述

「授業内容などの記述量に精粗があり、研究科においては、成績評価基準が明示されていない」との指摘を踏まえ、シラバス作成基準や原稿作成上の留意点をすべての教員に周知するとともに、原稿提出後も必要に応じて修文等を要請することとした。

(3) 外国語学研究科における学位授与方針及び学位論文審査基準

「明示されていない」との指摘を踏まえ、2013年度に学位授与方針及び学位論文審査基準を作成し、本学のウェブサイトで公表した。

(4) 課程博士授与時における大学院学生の地位

博士課程を単位取得退学した者が再入学等の手続きを経ずに学位論文を提出し学位を取得した場合にも「課程博士」を授与していた件について、「改善が望まれる」との助言を受け、標準修業年限を超える在学延長を容易にすることによって在学中に博士論文を提出するよう指導する体制を整えた。

なお、上記の詳細な内容については第10章に記載されている。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

1) 大学全体

本学は、第二次世界大戦終了直後の1946年に、「神戸市が国際都市として再建を遂げ、日本の将来の発展に寄与するためには、国際港都神戸において外国語教育の振興を図り、幅広い国際知識を備えた人材を養成していくことが不可欠である」という理念のもと、「国際文化教育の府」として創立された神戸市立外事専門学校を前身としている。その後、1949年に大学への昇格を果たし、英米・ロシア・中国の3学科からなる外国語学部をもつ大学としてその第一歩を踏み出した（資料1-1、2、3）。外国語学部においては、第2部英米学科（1953年度）、イスパニア学科を増設（1962年度）後（資料1-4）、1986年の神戸研究学園都市へのキャンパス移転を契機に、1987年度に、学科専攻語学の英語に加えて政治・経済・文化の諸相における国家間・地域間の関係について研究する「国際関係学科」を新設した（資料1-5）。また、語学だけでなく、それぞれの言語圏の文化・社会に精通した人材育成を行うため、1952年度よりコース制を導入しており、その当初から、「法経商コース」（資料1-6）「語学文学コース」（資料1-7）を設置してきたが、1994年度に「総合文化コース」（資料1-8）を、2009年度に「国際コミュニケーションコース」（資料1-9）を新設し、その都度、カリキュラムを全面改定してきた。さらに、国際化・情報化の進展や生涯学習のニーズの高まりに対応し、従来の教育職員養成課程に加え、1980年度に日本語学課程を、1986年度に第2部英米学科に社会人特別入学制度を設け、1987年度には司書課程及び学校図書館司書教諭課程を設置するなど、常に新しい社会的要請に応えてきた。

このように学部教育の充実を順次進めるなか、「さらに深く学術の理論及び応用を教授研究し、より深い学識と研究能力を養い、文化の発展に寄与することのできる人材を養成する」ことを目標に掲げ、1967年度に英語学（資料1-10）、ロシア語学（資料1-11）、中国語学（資料1-12）、イスパニア語学（資料1-13）の4専攻からなる大学院修士課程外国語学研究科を設置し、1980年度に「日本語日本文化専攻」（1999年度に「日本アジア言語文化専攻」に名称変更）（資料1-14）、1991年度に「国際関係学専攻」（資料1-15）をそれぞれ増設している。さらに2004年度に新設した「英語教育学専攻」（資料1-16）は、既に現職教員として教育実践経験を持つ者を対象とし、英語教師として教育現場で必要とされる高度な英語運用能力、専門的な知識・技術の向上、生徒理解の促進など、教育者としての自己改革を目指す専攻である。修士課程の充実に加えて、1996年度に博士後期課程文化交流専攻（資料1-17）を設置した。

本学の理念は、「外国語の習得を主体として、それぞれの地域の言語・文化・政治・法律・経済等を総合的に把握研究することを目的とする、いわゆる『外国学』の教授・研究」である。この理念は、その英語名である Kobe City University of Foreign Studies によく表され、さらに各語学科の「英米学科」「ロシア学科」「中国学科」「イスパニア学科」という名称は地域学を意識したものとなっている。これは、戦後間もない本学創設当初から現在もなお、本学の不断の努力を支えている理念であり、単科大学である本学では、外国語学部・大学院外国語学研究科（修士課程・博士課程）の共通したこの理念に則り、目的・

教育目標などを具体的に定めながら、歩みを進めている。

本学の目的としては、以上の理念をふまえて、現代社会の要請に応じた高度な外国語運用能力を備え、国際的な知識と柔軟な判断力を持ったビジネス・外交・教育など社会の様々な分野で活躍できる「行動する国際人」の養成を掲げている。

2) 学部

外国語学部の理念・目的については、学則第1条で、「本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定めるところに従い、外国語ならびに国際文化に関する理論及び実教授を研究し、広い国際知識及び円満な人格を具備する人材を育成することを目的とする」と定めている（資料1-18、19）。

この教育目標は、教育基本法第7条に言うところの「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」を前提とする。さらには、文部科学省の中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」（2008年12月）において、学部教育は「未来の社会を支え、より良いものとする『21世紀型市民』を幅広く育成するという公共的な使命を果たし、社会からの信頼に応えていく必要がある」、また、「職業人としての基礎能力の育成、さらには創造的な人材の育成が強く要請されている」と指摘されているが、「広い国際知識及び円満な人格を具備する人材を育成する」という本学の目標は、こうした社会人としての基礎力の育成という要請に十分留意したものである。

上述の本学学部教育の目的をより具体的に述べると、外国語並びに国際文化に関する理論と実教授を研究し、高い外国語能力、広い国際知識、深い人文社会学等の学識を備えた、人格の円満な国際的人材を育成するとともに、地方における特殊な学術研究の中心として、文化の発展向上に寄与することであり、これを果たしていくための教育目標として、「刻々と変化し多様化する国際社会に機敏に対応できるように、2ヵ国語以上の外国語を習得し、それぞれの言語の特性とその背後に広がる文化にも通じた『洗練された外国語能力』を備えた人材を育成すること」を掲げている。

これは2008年度に策定したアドミッション・ポリシーの一部に盛り込んだものであるが、「英米学科」「ロシア学科」「中国学科」「イスパニア学科」「国際関係学科」に加えて、「第2部英米学科」を持つ本学では、第2期中期目標に掲げられた「国際的に通用する人材の育成」のため、少人数クラスによる徹底した語学教育を基礎にしつつ、対象地域の政治・社会・歴史など多岐にわたるテーマの授業科目を開設し、学生に外国文化全般への広く深い知識・教養を身につけさせることを目指している。語学系教員のほかに社会科学系や人文科学系の多様な分野の教員を擁する本学は、そうした総合的な地域研究を行うに十分な基本的体制を備えている。

3) 研究科

大学院（修士課程）の設置に関して、1963年1月の文部省の中央教育審議会答申を機に修士課程の設置が検討された。これにより、「学部の目的・理念に則りながら、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、さらに深く学術の理論及び応用を教授研究し、より深い学識と研究能力を養い、文化の発展に寄与することのできる人材を養成する」ことを目標に掲げ、1967年度に「英語学」「ロシア語学」「中国語学」「イスパニア語学」の4専攻からなる外国語学研究科を設置し、1980年度に「日本語日本文化専攻」（1999年度に「日本アジア言語文化専攻」に名称変更）、1991年度に「国際関係学専攻」をそれぞれ増設

した。さらに2004年度に新設した「英語教育学専攻」は、従来の研究者養成を主目的とした英語教員養成課程の教育内容をあらため、既に現職教員として教育実践経験を持つ者を対象とし、英語教師として教育現場で必要とされる高度な英語運用能力、専門的な知識・技術の向上、生徒理解の促進など、教育者としての自己改革を目指した専攻であり、設置後もプログラム内容等を充実させながら、現役英語教員養成の社会的要請に応えてきた。

こうした修士課程の充実に加えて、1990年代には、博士課程の設置が検討され始め、阪神・淡路大震災の翌年1996年度に「博士後期課程文化交流専攻」が設置された。

また2015年度には多様化する大学院教育へのニーズに対応し、修士課程においていわゆる高度職業人の養成を目的とする履修コースとして、従来の研究者養成を目的とする「論文コース」に加え、新たに「課題研究コース」を設置した（資料1-20）。

外国学研究所は、「本学に外国学研究所を置く」という学則第47条に基づき、本学創立の当初から計画され、1951年度に設置された。その翌年から実質的な活動を開始し、1955年度に外国学研究所規程が制定されてから、その活動を本格化させた。2007年度の法人化後の環境変化に対応し、2012年度に外国学研究所の目的、体制、事業等を見直し、外国学研究所諸規程の全面改正を行い、現在に至っている。

大学院においてはその設置の理念に基づき、2010年度に、「人文社会科学の最先端をリードする研究者の養成」「幅広い国際感覚と高い外国語運用能力を備えた人材の養成」「社会人に対する高度な専門教育の提供」「世界に開かれた大学院教育と国際的な学术交流の促進」の4つの具体的な教育理念を策定した。

大学院の目的としては、大学院学則第1条により、「本大学院は、修士課程及び博士課程設置の理念を実現するため、学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて文化の進展に寄与する」ことと定めている（資料1-21）。

教育目標として修士課程では、「幅広い視野と柔軟な思考の上に立って、各々の学問領域を究めることによって、将来の研究者、教育者の育成、及び高度な知識を生かした専門職に就こうとする人材を育成」することを目標としている。

現在は、英語学、ロシア語学、中国語学、イスパニア語学、国際関係学、英語教育学の各専攻、及び日本アジア言語文化専攻の7専攻によって構成されている。

また、博士課程では、教育目標として、「独創性と創造性を兼ね備えた研究者の育成を目指し、従来の閉鎖的学問領域を学際的視野から再構築する先進的人材の創出」を目標としている。

博士課程は、文化交流専攻のみで構成しており、当該専攻は、言語・文化・国際社会の3コースからなる。

外国学研究所は、「外国語並びに国際文化に関する理論及び実際を教授研究」するという本学の基本的な目的を推進すべく設立されたものである。その目的は、「外国学及びそれに関連する諸文化、科学の研究並びに国際交流の推進」等と外国学研究所規程第2条に明記されている。

また、この目的を達成するための事業内容も同規程の第3条に明記されており、外国学等に関する研究調査、海外の大学・大学院及び研究機関との交流及び連携、内外の研究者及び研究機関との共同研究、紀要等の発行、学会・研究会・講演会等の開催、市民講座等の講座の開催、研究者等の招へい等がその具体的な内容である。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

大学案内及びウェブサイト上に、建学の理念・教育方針とともに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び学位授与方針という形で幅広く社会に公表し、周知を図っている。

2) 学部

2008年度に策定されたアドミッション・ポリシー（資料1-22）を具現化するために、各学科・コースはカリキュラム・ポリシー（資料1-23）及びディプロマ・ポリシー（資料1-24）を定め、これを広く公開している。具体的には、受験者向けに配布する大学案内（資料1-25）や、本学ウェブサイト、入試要項などに積極的に掲載している。また、オープンキャンパス、高校訪問などあらゆる入試広報等の機会や入学式や初年次教育などのガイダンスを通じて、積極的に周知・PRを行っている。

また、学内のカリキュラム部会（資料1-26）・入試研究部会（資料1-27）・FD推進部会（資料1-28）においても、本学の理念・目的が具現化される実態・方法については随時話し合われており、その結果は教授会で適宜報告されている。

3) 研究科

大学院においては、2010年度に策定した教育理念に基づき、2014年度にアドミッション・ポリシー（資料1-29）と学位授与方針（資料1-30）を策定した。

これらについては、学内外の関係者や受験生などに広く公開しており、受験生向けに配布する大学院案内（資料1-31）やウェブサイト・入試要項などに積極的に掲載している。また、学内外での大学院進学ガイダンスなどの機会を通じて、積極的に周知・PRを行っている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

本学では、建学の理念・教育方針を礎とし、上述のように時代の変化に応じて、教育目標及びアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー等の検証を随時行っている。

2) 学部

上記の教育目標やアドミッション・ポリシー等については、学内のカリキュラム部会・入試研究部会・FD推進部会などにおいて、カリキュラムの構成、入試のあり方、教育方法の改善などについて議論する過程で、その適切性に関して、随時、検証が加えられている。また、第2期中期計画の策定時及びそれに基づいた年度計画を策定するにあたって、常に教育目標及びアドミッション・ポリシー等が本学の建学の理念・教育方針に沿っているかをその都度確認し、また、神戸市公立大学法人評価委員会の評価の中でそれらについての検証が行われている。

3) 研究科

本学研究科の教育目標やアドミッション・ポリシー等については、学内の大学院運営部会（資料1-32）において、カリキュラムの構成、入試のあり方、教育方法及び研究指導

方法の改善などについて議論する過程で、その適切性について、随時、検証が加えられている。また、学部と同様に、第2期中期計画の策定時及びそれに基づいた年度計画を策定するにあたって、常に教育目標及びアドミッション・ポリシー等が本学の建学の理念・教育方針に沿っているかをその都度確認し、また、神戸市公立大学法人評価委員会の評価の中でそれらについての検証が行われている。

2. 点検・評価

基準1の充足状況

「理念・目的」については、明確に設定されており、変化が著しい現代社会における時代の要請を常に勘案しつつ理事会・教授会等が随時その検証を行っている。理念・目的は、本学ウェブサイト・大学案内等により広く社会に公表されている。以上により、基準1を充たしている。

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

学部・研究科ともに、明確な目的等を定め、アドミッション・ポリシー等を策定し、広く社会に公表し周知を図っている。また、それらの検証については、理事会等の内部での検証に加え、神戸市公立大学法人評価委員会による外部の評価も行っている。

2) 学部

「国際港都神戸において幅広い国際知識を備えた人材を養成する」という建学の理念の下、『行動する国際人』の養成」という目的を定め、具体的なアドミッション・ポリシー等を策定し、それらを広く社会に公表し周知を図っている。また、それらの検証については、各部会、理事会・教授会等における内部の検証に加え、神戸市公立大学法人評価委員会による外部の検証も絶えず受け、時代に即した内容になっている。

3) 研究科

目標及び教育理念を明確に定め、アドミッション・ポリシー等を策定し、それらを広く社会に公表し周知を図っている。それらの検証については、大学院運営部会における内部の検証に加え、神戸市公立大学法人評価委員会による外部の評価も行っている。

(2) 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

今後、少子化、グローバル化、情報化が更に進展していく中で、本学が外国語大学として将来に渡って確固たる地位を築いていくためには、建学の理念・目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシー等の具体的な教育方針を絶えず見直していく必要がある。2015年7月に、広報担当の外部理事及びIR担当の副学長を任命し、理事会も月1回開催することとした。このように体制を整備する中で、上記の教育方針を時代に適合するよう見直していく。

2) 学部

時代の要請に合わせ、アドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシー等を絶えず見直していく。

3) 研究科

時代の要請に合わせ、アドミッション・ポリシーや学位授与方針を絶えず見直していく。

(2) 改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- 資料1-1 英米学科/第2部英米学科パンフレット
- 資料1-2 ロシア学科パンフレット
- 資料1-3 中国学科パンフレット
- 資料1-4 イスパニア学科パンフレット
- 資料1-5 国際関係学科パンフレット
- 資料1-6 ウェブサイト：法経商コース
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/department/course/hokeisho.html>
- 資料1-7 ウェブサイト：語学文学コース
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/department/course/>
- 資料1-8 ウェブサイト：総合文化コース
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/department/course/sougou.html>
- 資料1-9 国際コミュニケーションコースパンフレット
- 資料1-10 ウェブサイト：英語学専攻
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/master/english.html>
- 資料1-11 ウェブサイト：ロシア語学専攻
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/master/russia.html>
- 資料1-12 ウェブサイト：中国語学専攻
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/master/chinese.html>
- 資料1-13 ウェブサイト：イスパニア語学専攻
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/master/hispania.html>
- 資料1-14 ウェブサイト：日本アジア言語文化専攻
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/master/asia.html>
- 資料1-15 ウェブサイト：国際関係学専攻
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/master/inter.html>
- 資料1-16 ウェブサイト：英語教育学専攻
http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/master/english_edu.html
- 資料1-17 ウェブサイト：文化交流専攻
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/doctor/>
- 資料1-18 公立大学法人神戸市外国語大学学則
- 資料1-19 ウェブサイト：本学の目的、教育方針
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/about/purpose/>

- 資料1-20 修士課程の概要（履修コース）
- 資料1-21 公立大学法人神戸市外国語大学大学院学則
- 資料1-22 アドミッション・ポリシー
- 資料1-23 カリキュラム・ポリシー
- 資料1-24 ディプロマ・ポリシー
- 資料1-25 大学案内 2015
- 資料1-26 公立大学法人神戸市外国語大学カリキュラム部会規程
- 資料1-27 公立大学法人神戸市外国語大学入試研究部会規程
- 資料1-28 公立大学法人神戸市外国語大学FD推進部会規程
- 資料1-29 アドミッション・ポリシー（大学院）
- 資料1-30 学位授与方針
- 資料1-31 大学院入学案内 2015
- 資料1-32 公立大学法人神戸市外国語大学大学院運営部会規程

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

1) 大学全体

本学は、「現代社会の要請に応じた高度な外国語運用能力を備え、国際的な知識と柔軟な判断力を持った、ビジネス・外交・教育など社会の様々な分野で活躍できる『行動する国際人』を養成する」という教育理念に基づき、教育研究組織として、外国語学部・外国語学部第2部・大学院外国語学研究科・外国学研究所を設置している。これらについては以下で詳述する。

2) 学部

本学は外国語学部及び外国語学部第2部からなる。学部には、英米学科、ロシア学科、中国学科、イスパニア学科、国際関係学科の5学科、第2部には、英米学科のみが置かれている。組織図は資料2-1のとおりである。

英米学科、ロシア学科、中国学科、イスパニア学科の4学科は、専攻する言語について、深い知識と運用能力を習得するとともに、その言語が使用されている地域の文化・社会・法律・経済などを広い視野から研究することを目指している。国際関係学科では、英語を専攻語学としてその習得に努めるとともに、政治・経済・文化の諸相を国家や地域の枠組みを越えた国際的な視点から研究する。

国際関係学科を除く学部4学科と第2部では、専攻する言語の習得に加えて、学生が各自の興味に従って「もうひとつの専門」を得られるように、コース制を採っている。学部では「語学文学コース」「法経商コース」「総合文化コース」の3コースに加え、2009年度から「国際コミュニケーションコース」が設置された。

「語学文学コース」は、実用語学の運用能力の向上を目指すにとどまらず、言語学的・文学的視点から、専攻した言語やその言語が使用される地域の文化や社会を深く掘り下げて研究することを目指す。「法経商コース」は、法学・経済学・商学など、社会科学に関する理論的・実務的・総合的な専門知識を身につけることを目的とする。「総合文化コース」は、専攻する言語にとらわれず、その背景となる世界各地の文化や言語、あるいは文化を生み出す普遍的な人間存在の意味を広い視野から探る。また「国際コミュニケーションコース」は、会議通訳や国際ビジネスなどの現場で活躍を目指す学生を対象に、コミュニケーションの理論と実際を追究する。「国際コミュニケーションコース」は、第2部を除く本学の全学科に開かれており、1学年の定員は20名である。

第2部は従来「語学文学コース」「法経商コース」の2コース制であったが、通訳・翻訳論や文化・歴史研究などの科目を増設し、学生のさまざまなニーズに応えうる多様性の実現を目指すため2009年度に「語学文学コース」をさらに「英語学・英語研究コース」と「英語圏文化文学コース」に分割し、3コース制に改組することによって、少人数教育を実施している。

本学の教育研究組織の全体的特色は、第1に、専攻語学科あるいは研究対象となる地域を拡大することなく、組織的な充実を心がけ、小規模の大学としてそのアイデンティティの保持に努めてきたところにある。英語、ロシア語、中国語そしてイスパニア語という

4言語に限定されているが、これらの言語は世界の主要地域をカバーし、外国学研究所としてふさわしい体制と言える。

第2としては、後述するように専攻言語自体の高度な運用能力の養成に多大の単位数を割り当てているのみならず、コース制に基づく研究指導又は卒業論文指導によりもう1つの専門を学問的に深める体制を採用し、その分野が極めて多岐にわたることである。

第3に、単科大学でありながら、国際関係学科、総合文化コース及び国際コミュニケーションコースに見られるように、特定の地域研究に限定されることなく、国家間あるいは地域間の関係に対する視点を取り入れている点である。

このように本学では、様々な現場で活躍できる「国際人」の養成を行うべく、専攻する言語の運用能力を涵養すると同時に、当該言語が用いられる地域・社会・文化に関する知見を深めたり、当該言語を世界的・普遍的な視座から見つめ直したりすることが奨励されており、理念・目的に照らし合わせて適切な教育研究組織が構成されている。

3) 研究科

大学院外国語学研究科は、学部の目的・理念に則りながら、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、さらに深く学術の理論及び応用を教授研究し、より深い学識と研究能力を養うとともに、新しい知の体系の創造と新時代を担う研究者・教育者・国際人の養成を目的として、設立されたものである。

修士課程には、英語学専攻、ロシア語学専攻、中国語学専攻、イスパニア語学専攻、国際関係学専攻のほか、日本アジア言語文化専攻と英語教育学専攻の7専攻が設置されている。英語学専攻、ロシア語学専攻、中国語学専攻、イスパニア語学専攻、国際関係学専攻、日本アジア言語文化専攻の6専攻は、いずれも学部において修得した外国語能力、国際知識、基礎的教養を基に、さらにより専門性を高め、高度の理論と実際を兼ね備えた国際的感覚の優れた人材の育成を目的としている。

2004年度に開設した英語教育学専攻は、小・中・高校等の現職教員を対象とした高度な専門職業人としての英語教員の養成のための修士課程である。授業時間等については、現職の教員を対象としていることから、春学期と秋学期は金曜日・土曜日の週末、冬学期は土曜日、夏学期は2週間の集中講義というように柔軟性を持たせている。

また、2012年度には、学部開設した国際コミュニケーションコースについて、さらに高度な同時通訳や翻訳などのスペシャリスト及びその研究者を養成するため、大学院修士課程英語学専攻に、「通訳翻訳学領域」を開設した。

一方、これまで世界を支えてきた秩序・体制が崩壊し、新たな関係の構築が求められるとともに、知の体系もまた問い直されるべき時代を迎えている。本学では、こうした時代と社会の要請に応えて、新しい知の体系の創造と新時代を担うことのできる幅広い視野と柔軟な思考を備えた研究者・教育者・国際人の養成を目的として、1996年度に「外国語学研究科文化交流専攻（博士課程）」を設置した。本課程の特色は、言語、文化、歴史、政治、社会、国際関係等の領域を従来のように閉じたものとしてではなく、「交流」「接触」「摩擦」「共生」といった相互の関係性の中で捉えることにある。博士課程は文化交流専攻の下に「言語コース」（資料2-2）「文化コース」（資料2-3）「国際社会コース」（資料2-4）の3コースを開設している。

博士課程と修士課程との関係は資料2-5のとおりとなる。

4) 外国学研究所

外国学研究所は、リサーチプロジェクト事業（以下、「RP」という）による共同研究を促進するなど教育研究組織としての整備を進めている（資料2-6）。

第1に、研究所規程に基づき、事業を進める上で必要な教職員を配置している。現在、研究所長（学術担当理事が兼任）、国際交流センター長をはじめ、研究員は本学専任教員全員が兼任し、事務局として研究所グループに職員を配置している（資料2-7）。

第2に、管理・運営体制の構築について、研究所の事業運営に関する事項のうち、学長が必要と認める事項について意見を述べる組織として、「研究所運営委員会」を置いている。同委員会は、研究所長、学術研究推進部会長、地域貢献部会長、国際交流部会長、留学生教育プログラム部会長及び外国学研究ワーキングの代表によって構成され、研究所長を議長とする会議を定期的で開催し、研究所の諸事業の企画・運営ならびに、重要事項の審議を行っている。また、同委員会より付託を受けた事項を審議するため、小委員会として「外国学研究ワーキング」を置いている。

第3に、共同研究の組織化について、本研究所で推進する多様な事業のうち、外国学研究所規程第3条第3号に基づき進められるのが、2013年度に従来の共同研究班による研究体制を一新し、新たに開始されたRPによる共同研究である。RPはA・B・Cの3つの類型に分かれ、研究期間や研究者の構成によりRP-AとRP-Bに分かれ、RP-Cは、前年度科研費不採択事業のうち細目課題全体がA評価の研究に対し支援するものである。RP-Aの研究期間は2～4年で、研究期間内に開催される国際会議やセミナーにおいて、研究成果が発表される。RP-Bの研究期間は1～3年で、研究成果は『外国学研究』（資料2-8）として本研究所から刊行される。『外国学研究』は1974年の創刊以来、2015年3月現在で88冊が刊行されている。

第4に、施設・設備の配置について、本研究所の事業を支える施設や設備の整備も進められてきており、所長室、国際交流センター、さらに、研究所事務室ならびに国際交流センターの事務室はそれぞれ個別に設置されている。

第5に、本研究所で統括する主要な事業とその成果については、以下のとおりである。

①外国学等に関する研究調査

本学専任教員の個人研究費の執行、外部資金の獲得及び執行を支援している。

②海外の大学・大学院及び研究機関との交流

国際交流センターにおいて、学生の海外留学や外国人留学生の受入れを推進するとともに、海外の研究者・教員との交流を推進するため、海外の高度な研究機関との提携を行っている。

③内外の研究者及び研究機関との共同研究

上の第3（「共同研究の組織化」）で詳述したとおりである。

④紀要等の刊行

『神戸大論叢』（資料2-9）への執筆や『外国学研究』『研究叢書』（資料2-10）『研究年報』（資料2-11）「ワーキング・ペーパー」（資料2-12）の刊行を行っている。これらの紀要等の概要や発行実績等については、第7章第1節で詳述する。なお、2013年度より「学術情報リポジトリ」（資料2-13）の運用を開始し、紀要等に掲載された論文をインターネットにより広く一般に公開している。

⑤学会・研究会・講演会等の開催

各種学会の本学での開催を促進するとともに、専任教員が企画・開催する国際会議・セミナー等の開催を支援し、共同研究の成果を広く国内外に発信している。

⑥市民講座等の講座の開催

本学の地域貢献の一環として、本学が有する研究・教育機能や研究の成果を活用し、市民の教養と知識向上への要請に応えるため、一般市民を対象とする公開講座などを企画・運営している。詳細は第8章で記述する。

⑦研究者等の招へい

「研究者等招へい制度」(資料2-14)に基づき、優れた業績を有する多様な分野の研究者等を招へいし、共同研究・特別講演などを行っている。また講演等は、本学の学部及び大学院における教育活動の一環にもなっている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

教育研究組織の適切性については、理事会・経営協議会・教育研究評議会や神戸市公立大学法人評価委員会によって定期的に検証が行われている。

2) 学部

教育研究組織の適切性については、主として法人組織である理事会・経営協議会・教育研究評議会において、毎年度の年度計画策定や業務実績評価に関する議論のなかで、検証を行っている。また、学外委員によって構成される神戸市公立大学法人評価委員会では、同様の評価が上記の学内組織とは異なる視点から定期的に行われている。

3) 研究科

大学院運営部会において、研究科組織の適切性について、随時検証を行っているほか、学部と同様に、主として法人組織である理事会、経営協議会、教育研究評議会において、毎年度の年度計画策定や業務実績評価に関する業務のなかで議論し、検証を行っている。また、学外委員によって構成される神戸市公立大学法人評価委員会では、同様の評価が上記の学内組織とは異なる視点から定期的に行われている。

4) 外国学研究所

研究所運営委員会において、研究所組織の適切性について、随時検証を行っているほか、上記と同様の検証を行っている。

2. 点検・評価

基準2の充足状況

本学は「行動する国際人」を養成するという教育理念に基づき、外国語学部、外国語学部第2部、大学院外国語学研究科、外国学研究所を設置している。またこれらの組織の適切性については、理事会、経営協議会、教育研究評議会、神戸市公立大学法人評価委員会において定期的に検証されている。これらのことから基準2を充たしている。

(1) 効果が上がっている事項

以上の本学全体の教育研究組織については、主として法人組織である理事会・経営協議会・教育研究評議会において、毎年度の年度計画策定や業務実績評価に関する業務の中で、

教育研究組織の妥当性についても実質的に議論し、検証を行っている。また、組織の改廃については、これらの法人組織はもとより、教学組織である教授会・研究科会議において、学長（理事長）のリーダーシップのもと、法人組織と教学組織の双方において審議を行う体制が整っており、2009年度の国際コミュニケーションコース設置の際に見られたように、うまく機能していると言える。

また、第2部英米学科においては、「語学文学コース」を「英語学・英語研究コース」（資料2-15）と「英語圏文化文学コース」（資料2-16）に分割したことによって、少人数教育を実践できている。

修士課程英語教育学専攻の通訳翻訳学領域においては、モナッシュ大学とのダブルマスター制度を2014年度に新たに開始した。海外の大学院の教育研究組織と本学の組織資源とを効率的に活用し、国際的に評価される新たな履修制度を創設した点で意義がある。

外国学研究所が実施する様々な事業が推進され、多数の学術成果の刊行を始め、具体的な成果を着実に生み出していることは評価に値する。

従前から課題として挙げられていた「共同研究班」の活性化策については、2013年度に共同研究組織の抜本的な見直しを行い、R Pが新たに開始されるとともに、研究成果の発表についても新たな支援制度として「国際会議・セミナー等開催支援事業」が設けられた（資料2-17）。また、外国学研究所での研究成果は、体裁を一新した4種類の紀要等により紙媒体で発表されるとともに、2013年度に開始された「学術情報リポジトリ」により、電子媒体でも発表されている。

（2）改善すべき事項

2009年度に設置された「国際コミュニケーションコース」は、国際的な現場で活躍できる人材育成を目指すべく導入されたが、そこで実践されるカリキュラムや教育方法の利点が、既設コースの教育に波及することも期待されていた。外国語学部の組織的な編成に問題点は見当たらないものの、新コースでの教育成果の波及という点では、今のところ、十分な効果が上がっているとは言いがたい。

3. 将来に向けた発展方策

（1）効果が上がっている事項

世界の言語状況あるいは国家社会事情は刻々と変化しており、今後も本学の教育組織は、将来のそのような変化に柔軟に対応し、社会的ニーズに応じて行く必要がある。本学の教育組織は当面のところ社会的要請に応え、十分に機能していると言えるが、今後も社会状況については慎重に見極め、迅速かつ柔軟に対処していく。

研究所における共同研究の組織化については、新設したR Pや「国際会議・セミナー等開催支援事業」の推移を見ながら、共同研究のより活発で安定的な組織化の観点から、募集条件や研究条件等に改善の余地がないか、検討していく。

（2）改善すべき事項

カリキュラム編成や教育方法などには、さらに改善の余地があろう。例えば、2部英米学科の「英語学・英語研究コース」については、「英語圏文化文学コース」開講科目のうち、専門上親和性のある科目の履修を認めるなどの措置が考えられる。また、「国際コミュニケーションコース」の教育上の成果については、これを十分に検討し、必要に応じて他コー

スにも応用できるような方策を探っていく。

4. 根拠資料

- 資料2-1 学部・第2部組織図
- 資料2-2 ウェブサイト：言語コース
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/doctor/lang.html>
- 資料2-3 ウェブサイト：文化コース
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/doctor/cul.html>
- 資料2-4 ウェブサイト：国際社会コース
<http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/doctor/inter.html>
- 資料2-5 大学院組織図
- 資料2-6 リサーチプロジェクト事業概要
- 資料2-7 公立大学法人神戸市外国語大学外国学研究所規程
- 資料2-8 外国学研究
- 資料2-9 神戸外大論叢
- 資料2-10 研究叢書
- 資料2-11 研究年報
- 資料2-12 ワーキング・ペーパー
- 資料2-13 学術情報リポジトリ
- 資料2-14 研究者等招へい制度
- 資料2-15 ウェブサイト：英語学・英語研究コース（第2部）
http://www.kobe-cufs.ac.jp/department/course/evening_course.html
- 資料2-16 ウェブサイト：英語圏文化文学コース（第2部）
http://www.kobe-cufs.ac.jp/department/course/evening_course2.html
- 資料2-17 国際会議・セミナー等開催支援事業

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

本学は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーのいずれにおいても、一貫して様々な分野で活躍できる「行動する国際人」を養成することを謳っている。この目的に見合う、学識豊かで国際的視点を備えた教員が本学の求める教員像である。

教員組織としては、年齢構成、女性や外国人教員の登用といった点と同時に、各学科・コースにおいて本学のカリキュラムを効果的・効率的に提供するために必要な専門領域の教員をバランスよく確保・配置することが前提となる。本学では、各学科・コースの教員補充等においては、これらの点を考慮し、特に法人化以降は柔軟性を持たせた教員採用を行っている。

2) 学部

教員組織の構成は、英米学科（第2部英米学科を含む）、ロシア学科、中国学科、イスパニア学科、国際関係学科、及び法経商コースと総合文化コースの5学科・2コースに分かれ、それぞれ会議体組織として、人事、非常勤教員の選定、担当科目・授業時間割の決定など、日常的な学務事項の処理を行っている。教員の配置は本学の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数、及びカリキュラム体系に沿ってなされ、外国語大学としての全体的な要件は満たしている。

教員の新規採用人事に関しては、毎年、学長は教授会に対し次年度の新規採用人事枠を提示する。これをもとに、各学科・コースは、新規に採用したい教員像やその研究領域・業績などの条件を提示する。そして、理事会と各学科・コースの間で折衝が行われ、理事会は全学的な見地から、当該年度の新規採用人事を決定し、その結果を教授会に報告する。このような一連の流れから、教員組織の構成方針について全学的な理解が得られる過程が確保されている。

また、新規採用人事は、各学科・コースが人事選考を行ったあと、教員選考常任委員会（以下、「常任委員会」という）と各学科・コースから選任される専門委員会との協議によって進められるが、その協議結果は常任委員会の答申として教授会に報告され、審議の結果を踏まえて学長が決定する。従って、教授会構成員は本学が求める教員像や教員組織の編成方針を共有できる。

3) 研究科

研究科の教員組織の構成は、修士課程が英語学専攻、ロシア語学専攻、中国語学専攻、イスパニア語学専攻、国際関係学専攻、日本アジア言語文化専攻、英語教育学専攻の7専攻に分かれ、博士課程については文化交流専攻のもとに言語コース、文化コース、国際社会コースに分かれている。

大学院担当者は、すべて学部専任の教員が兼担する形をとっている。また、非常勤教員に担当を委嘱している授業科目は少なく、9割近くを専任教員が担当している。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。**1) 大学全体**

専任教員は、2015年4月1日現在で89名からなり、教授50名、准教授34名、講師5名の構成となっている。このうち、女性教員は28名(31.5%)で、平均年齢は、教授が55.9歳、准教授が43.6歳、講師が35.6歳である。また、「高度な外国語運用能力を備え、複数の外国語を扱うことができ、国際的な知識と柔軟な判断力を持つ『行動する国際人』を養成する」という本学の基本教育方針を達成するための一助として、外国人教員を13名(14.6%)採用している(資料3-1)。

2) 学部

各学科・グループの教員配置は概ね適切に行われている。特に、学科基礎科目、各語学科の語学文学コース科目、法経商コース科目など主要な専門科目には重点的に専任教員が配置されている。各教員の専攻分野は多彩であり、「広い国際的視野に立って活躍できる人材を養成する」という目的を有する本学のカリキュラムに沿ったものとなっている。

(a) 英米学科

学部学生140名、第2部学生80名からなる英米学科には25名の専任教員を配している。それぞれの教員は学部・第2部ともに授業担当や日常の学務の分担において実質的な区別はなく、学内的には英米学科教員という位置づけとなっている。

現在英米学科に所属する教員は、教授16名、准教授8名、講師1名の計25名(うち外国人教員は6名)であり、専門分野も多彩である。年齢構成は、60歳代5名、50歳代9名、40歳代8名、30歳代3名で、その性別は、男性教員15名、女性教員10名である。

(b) ロシア学科

ロシア学科の入学定員40名に対し、ロシア学科関連科目を担当するのは、専任教員6名であり、その内訳は教授3名、准教授3名である。加えて、ロシア国立モスクワ大学からロシア人交換教員1名が常時派遣されている。

専任教員(交換教員1名を含む)の年齢構成は60歳代1名、50歳代2名、40歳代3名、30歳代1名であり、その性別は男性教員4名、女性教員3名となっている。

(c) 中国学科

中国学科の入学定員50名に対し、中国学科の専任教員は8名であり、その構成は、教授4名、准教授4名である。年齢構成としては、60歳代1名、50歳代2名、40歳代3名、30歳代2名であり、うち男性教員は5名、女性教員は3名、中国人教員は2名である。2名の中国籍教員のほかにも、海外協定校である北京語言大学から毎年1名、東北師範大学・上海師範大学からは隔年1名ずつ、交換教員としての派遣を仰いでいる。

(d) イスパニア学科

イスパニア学科の入学定員40名に対し、イスパニア学科の専任教員は6名である。その内訳は、教授3名、准教授2名、講師1名で、性別は、男性教員4名、女性教員2名である。国籍は、日本4名、スペイン2名であり、年齢は60歳代1名、40歳代3名、30歳代2名となっている。加えて、スペイン国立アルカラ大学からスペイン人教員1名が毎年派遣されている。

(e) 国際関係学科

国際関係学科の入学定員80名に対し、専任教員は12名であり、専門領域としては、「法

律・政治」3名（教授2名、准教授1名）、「経済・経営」3名（教授1名、准教授2名）、「文化」3名（教授2名、講師1名）、「専攻語学」3名（教授2名、准教授1名）となっている。教員組織の年齢構成は、60歳代3名、50歳代5名、40歳代3名、30歳代1名で、男性教員7名、女性教員5名であり、うち1名はカナダ人の外国人教員である。

(f) 法経商コース

法経商コースの専任教員は10名であり、その年齢構成は60歳代2名、50歳代1名、40歳代2名、30歳代5名である。分野別では法学3名（教授3名）、経済学3名（教授1名、准教授2名）、商学4名（教授1名、准教授2名、講師1名）であり、全員男性教員である。

(g) 総合文化コース

総合文化コースは、「日本・アジア」「ヨーロッパ・アメリカ」「環境と人間」という3つのグループから成り、専任教員は22名であり、うち、「日本・アジア」グループ7名（教授4名、准教授2名、講師1名）、「ヨーロッパ・アメリカ」グループ7名（教授5名、准教授2名）、「環境と人間」グループ8名（教授3名、准教授5名）となる。その年齢構成は60歳代4名、50歳代9名、40歳代5名、30歳代4名で、このうち男性教員16名、女性教員6名、外国人教員1名という構成となっている。

3) 研究科

大学院担当者は、2015年4月1日現在で74名からなり、教授47名、准教授24名、講師3名の構成となっている。このうち、女性教員は22名、外国人教員は9名である。年齢構成は、60歳代17名、50歳代23名、40歳代25名、30歳代9名となっている。大学院担当者のうち、博士課程と修士課程の両方を担当する教員は34名で、修士課程のみの担当者は39名となっている（資料3-2）。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行なわれているか。

1) 大学全体

専任教員の採用及び昇任は、大学の教育研究のレベルを維持し向上させるのみならず、将来的な展望を踏まえ、教員構成の弾力的な再編を図るために極めて重要な事項である。

本学の教員の採用・昇任は、教授会の議を経て学長が委嘱した委員によって構成される「教員選考委員会」における審査結果に基づき、教授会の議を経て学長が決定し、理事会に答申される。教員選考委員会は、全ての教員の採用・昇任に関わる常任委員会及び専門委員会をもって組織される。常任委員会の定員は8名であり、専門委員会は候補者1人につき3名で構成される（資料3-3）。

新規採用は公募によるものとする。公募は募集要項を他大学・大学院等の関係機関に送付し、掲示・閲覧などの方法で周知を依頼するとともに、本学のウェブサイトに掲載し、さらに科学技術振興事業団のウェブサイトにも掲載を依頼している。

また本学では、教育研究のレベルを向上させるために、特任教員（資料3-4）及び客員教員制度（資料3-5、6）が設けられている。特任教員は優れた教育研究業績を有する、主に大学院の教育研究を担当する任に相応しいと認められる研究者であり、その選考には学内外の審査員が当たり、審議を経て決定される。客員教員は、各分野で業績のある学外の研究者で、本学の教育研究に資する能力を有すると認められた者である。

2) 学部

大学院担当者は、すべて学部専任の教員が兼担する形をとっており、学部のみを担当する教員との間で異なるところはないため、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

3) 研究科

学部と同様の理由により、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。**1) 大学全体**

教員の業績評価は全国的に採用・普及が進んでいるが、本学においても、大学に対する貢献実績を含む教員の業績が適切に反映される評価制度を整備し、処遇の適正化を図っている。また評価対象は、研究論文や教育実践のほか、社会に対する貢献や大学運営への参画を含めた、多方面にわたる教員の活動全般としている。

そのため、公立大学法人化にあたり、法人独自の制度構築の観点から、授業コマ数や学内委員会等、各教員の業務量を反映した給料調整手当制度を実施している。具体的には、1週間に授業1コマを担当した場合を「1ユニット」とし、学内委員会や地域貢献活動についてもユニット換算した上で、総業務量を算出している（資料3-7）。

また、教員の研究活動の質的向上を図るため、在外研究員制度（資料3-8）や特別研修制度（資料3-9）を整備するとともに、各種の検討課題に応じて設置している委員会・部会に教員を委員長・部会長等として配置することにより、管理業務における資質向上を図っている。

2) 学部

大学院担当者は、すべて学部専任の教員が兼担する形をとっており、学部のみを担当する教員との間で異なるところはないため、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

3) 研究科

学部と同様の理由により、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

2. 点検・評価**基準3の充足状況**

本学は、様々な分野で活躍できる「行動する国際人」を養成するため、学識豊かで国際的視点を備えた教員像を理想として掲げ、教員組織としては、年齢構成、女性や外国人教員の登用といった点と同時に、本学のカリキュラムを効果的・効率的に提供するために必要な専門領域の教員をバランスよく確保・配置しているので、基準3を充たしている。

(1) 効果が上がっている事項**1) 大学全体**

教員の業績評価に関しては、教員の授業コマ数や学内委員会、地域貢献など、勤務実績

に応じてユニットが加算される、公正で分かりやすい制度になっている。

2) 学部

大学院担当者は、すべて学部専任の教員が兼担する形をとっており、学部のみを担当する教員との間で異なるところはないため、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

3) 研究科

学部と同様の理由により、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

教員選考委員の選出については、候補者の分野によっては当該専門分野の教員が他にいないため、適切な委員が選出されない場合が見られ、検討の余地が残されている。

2) 学部

大学院担当者は、すべて学部専任の教員が兼担する形をとっており、学部のみを担当する教員との間で異なるところはないため、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

3) 研究科

学部と同様の理由により、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

この制度が教員の教育研究活動をどこまでの確に評価できているのかについて、さらに検証を進める必要がある。そして、本学の特性も考慮しながらより適切な評価システムを構築し、教員の意識を高め意欲を向上させるとともに、教育研究活動の一層の活性化を図っていく。

2) 学部

大学院担当者は、すべて学部専任の教員が兼担する形をとっており、学部のみを担当する教員との間で異なるところはないため、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

3) 研究科

学部と同様の理由により、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

採用・昇任時の教育研究業績の評価において、透明性・公平性を確保するために、例えば、学外の専門家の意見を聴取する仕組みを検討していく。

2) 学部

大学院担当者は、すべて学部専任の教員が兼担する形をとっており、学部のみを担当す

る教員との間で異なるところはないため、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

3) 研究科

学部と同様の理由により、学部と研究科を分けることなく大学全体として記述するため、上述のとおりである。

4. 根拠資料

- 資料3-1 2015年度教員配置表
- 資料3-2 大学院教員配置表
- 資料3-3 神戸市外国語大学教員選考委員会規程
- 資料3-4 特任教員制度
- 資料3-5 公立大学法人神戸市外国語大学客員教授等規程
- 資料3-6 客員教員一覧
- 資料3-7 ユニット制度
- 資料3-8 公立大学法人神戸市外国語大学在外研究員規程
- 資料3-9 公立大学法人神戸市外国語大学特別研修制度規程
- 資料3-10 教育研究活動報告書（2010年度～2014年度）
- 資料3-11 公立大学法人神戸市外国語大学教授会規程
- 資料3-12 公立大学法人神戸市外国語大学研究科会議規程

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学における学位の授与に関しては、「公立大学法人神戸市外国語大学学則」(資料4-1-1)「公立大学法人神戸市外国語大学大学院学則」(資料4-1-2)及び「公立大学法人神戸市外国語大学学位規程」(資料4-1-3)に、学位授与の要件が明記されている。そして、これらの規程を前提として、本学の教育理念・目標に基づいた学位授与の方針が、学部についてはディプロマ・ポリシー(資料4-1-4)として、大学院については「学位授与方針」(資料4-1-5)として明文化され、それぞれウェブサイト上に公開されている。その詳細については、以下の2)学部・3)大学院の各項目で述べる。

2) 学部

本学は2007年4月より地方独立行政法人に移行し、改めて本学では建学の理念に検討を加え、2007年4月から施行の学則において次のような教育目標を定立した。

「外国語ならびに国際文化に関する理論及び實際を教授研究し、広い国際知識及び円満な人格を具備する人材を育成すること」(第1条)

上の目標の達成に向け、2013年4月から始まった第2期中期計画では、学位授与方針、すなわちディプロマ・ポリシーの策定を進め、これを2014年度に制定した。それは前文において、本学の教育目標を国際社会において、外国語の特性とその文化的・社会的背景に通じた「洗練された外国語能力」と幅広い教養、高い専門性、柔軟な判断力を兼ね備え、将来、様々な分野で活躍できる「行動する国際人」の育成と再定義している。具体的には、以下の要件を全て満たした者に、「学士(外国学または国際関係学)」の学位が授与される。

- ①学部各学科・第2部英米学科の定める単位数の「学科専攻語学」及び「兼修語学」を履修し、「洗練された外国語能力」を修得していること。
- ②学部各学科・第2部英米学科の定める単位数以上の「学科基礎科目」を履修し、専攻する外国語の仕組みや、言語の背景にある文化・社会を理解していること。
- ③学部各学科・第2部英米学科の定める単位数以上の「全学共通科目」を履修し、幅広い教養と知識を修得していること。
- ④学部各学科・第2部英米学科の定める単位数以上の「コース科目」または「学科専門科目」を履修し、自らの興味・関心に応じた専門性と学識及び多様な視点から考察する能力を修得していること。
- ⑤学部各学科・第2部英米学科の定める単位数の「研究指導」または「卒業論文指導」を履修し、修得した専門的知識に基づき、自らの問題意識を掘り下げ、これを他者に理解してもらうための発信力を修得していること。

3) 研究科

大学院における理念とその教育目標に基づき2013年度に策定した学位授与方針は、本学ウェブサイトでも公表されている。内容は以下の通りである。

(a) 大学院外国語学研究科修士課程論文コース

本論文コースは、本学大学院教育の理念の1つである「人文社会科学の最先端をリードする研究者の養成」を目標とし、広く深い学術的知見の獲得と問題発見・解決能力の育成を目指した指導体制が敷かれている。学位授与にあたっては、所定の単位の取得と修士論文の提出を前提とする。修士論文においては、研究テーマの妥当性、先行研究との関連性、当該分野への学術的な貢献度、論理展開の透徹性、方法論の客観性・一貫性などを中心に総合的に評価する。将来新たな問題の発見と解決が行える自立した研究者として活躍が期待される修士論文提出者に対し学位を授与する。

(b) 大学院外国語学研究科修士課程課題研究コース

本課題研究コースは、本学大学院教育の理念の1つである「幅広い国際感覚と高い外国語運用能力を備えた人材の養成」を目標とし、当該分野の学術的動向の把握、広範な学識の修得、ないし深い異文化理解を目指した指導体制が敷かれている。学位授与にあたっては、所定の単位の取得と課題研究の遂行を前提とする。課題研究の評価は学術報告、口頭発表、あるいは最終試験のいずれかによる。審査方法は担当指導教員及び各専攻によって決定される。課題研究においては、研究テーマの妥当性、先行研究の渉猟とその十分な理解、方法論の客観性・一貫性などを中心に総合的に評価する。将来国際社会において対外的なニーズに即応できる的確な判断力と柔軟に行動できる国際感覚をもった課題研究遂行者に対し学位を授与する。

(c) 大学院外国語学研究科修士課程英語教育学専攻

英語教育学専攻は、本学大学院教育の理念の1つである「社会人に対する高度な専門教育の提供」を目標とし、英語教育にかかわる分野の広く深い学術的知見や高度な英語運用能力の獲得、異文化理解力、メディア技術応用力、自己実践分析力等の育成を目指した指導体制が敷かれている。学位授与にあたっては、所定の単位の取得と修士論文の提出を前提とする。修士論文においては、研究の種類（研究論文、実践研究論文、カリキュラム・教材開発、ポートフォリオ）に応じた要件をもとに総合的に評価する。将来、新たな問題の発見と解決が行え、自律的に成長を志向する英語教師として活躍が期待される修士論文提出者に対し学位を授与する。

(d) 大学院外国語学研究科博士課程

博士課程は本学大学院教育の理念の1つである「人文社会科学の最先端をリードする研究者の養成」を目標として、学術的動向の第一線において独自の視点から問題の発見とその解決を行える能力の育成を目指した指導体制が敷かれている。学位授与にあたっては、所定の単位の取得と博士論文の提出を前提とする。博士論文においては、研究テーマの妥当性、先行研究との関連性、当該分野への学術的な貢献度、論理展開の透徹性、方法論の客観性・一貫性などを中心に総合的に評価する。独創的な視点で研究を遂行する自立した研究者として、将来にわたって活躍が期待される博士論文提出者に対し学位を授与する。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。**1) 大学院全体**

教育課程編成の実際については、学部は「履修の手引き」(資料4-1-6)に、大学院は「公立大学法人神戸市外国語大学大学院履修規程」(資料4-1-7)に、それぞれ具体

的に記されている。そして、その編成・実施方針は、学部については、カリキュラム・ポリシー（資料4-1-8）において説明されている。大学院については、教育目標と教育課程の編成方針について、ウェブサイトの各専攻の紹介ページに明示されている。

2) 学部

教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針については、アドミッション・ポリシー（資料4-1-9）やディプロマ・ポリシーと連動させるかたちで、2009年度にカリキュラム・ポリシーが策定され、2010年度から運用されている。その全文は、大学ウェブサイトの「教育情報」のなかに、全学科及び各学科・コース別に整理されて掲げられており、教育課程の編成・実施に関わる理念とともに、以下のような履修科目のカテゴリーとそれぞれの特性や位置づけが明示されている。

- ・「専攻語学」及び「兼修語学」

専攻の外国語の体系的な習得と高度な運用能力の獲得。さらに、2ヵ国語以上にわたる外国語能力の育成。

- ・「学科基礎科目」

言語の背景にある文化・社会・歴史の諸相についての学習。

- ・「全学共通科目」

学識に裏付けられた多様な教養と知識の醸成。

- ・「コース科目」「学科専門科目」

深い専門性と学識の獲得。

- ・「研究指導」「卒業論文指導」

個々の学生の問題意識に即した少人数制での専門的な探求。

全学に共通する上記の内容は、「学生募集要項」（資料4-1-10）や「入学者選抜実施要項」（資料4-1-11）のなかに、カリキュラム・ポリシーの抜粋として掲げられている。

また、カリキュラム・ポリシーの全般的な内容は、「大学案内」（資料4-1-12）の巻頭部分での「カリキュラム概要」「語学」「科目/コース」、さらに、各学科・コースの紹介における「カリキュラム」の説明部分で、記述様式を平易にし図表を積極的に活用したかたちで示されており、オープンキャンパスなども含む複数の機会を活用して、前述の「学生募集要項」や「入学者選抜実施要項」とともに配布されているほか、大学ウェブサイト上での公開を通じて、広く学内外へ発信されている。

3) 研究科

(a) 修士課程

教育課程は、修士課程においては、大学院設置基準第3条第1項「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこと」を踏まえ、修士課程に次の7つの専攻科を設置し、幅広い視野及び柔軟な思考の上に立って、各々の学問領域を究めるよう指導している。そして、それによって、将来の研究者・教育者及び高度な知識を活かした専門職を目指す人材の育成を教育目標としている。

- ・英語学専攻

語学・文学の2領域に加えて、2012年度より、新たに通訳翻訳学領域も開設した。

- ・ロシア語学専攻

ロシア語学又はロシア文学のいずれかを専門領域とする。

- ・中国語学専攻

中国語学、中国文学又は中国文化のいずれかを専門領域とする。

- ・イスパニア語学専攻

イスパニア語の語学・言語学又はイスパニア語圏の文化・文学を専門領域とする。

- ・国際関係学専攻

法律・政治、経済・経営、文化の3領域から国際関係学を多面的・総合的に研究する。

- ・日本アジア言語文化専攻

日本語・日本文化・アジア言語文化のいずれかを専門領域とする。

- ・英語教育学専攻

小・中・高校の現役教員及び英語教育に携わる社会人のみを対象として、国際的に通用し指導的な立場に立てる英語教員の養成・現役英語教員の再教育と小学校での総合的学習に対応した教員の養成を目的としている。

(b) 博士課程

- ・文化交流専攻（言語コース、文化コース、国際社会コース）

博士課程では、大学設置基準第4条第1項を踏まえ、独創性と創造性を兼ね備えた研究者の育成を目指し、従来の閉鎖的学問領域を学際的視野から再構築する先進的人材を創造することを教育目標としている。

本課程では、言語、文化、歴史、政治、経済、社会、国際関係等の領域を従来のように閉じられたものとしてではなく、「交流」「接触」「摩擦」「共生」といった相互の関係性の中でとらえていく。そのため、研究領域の枠組みをできるだけ緩やかに柔軟なものにすることによって、それぞれの分野が相互に刺激し合い、研究・教育のより一層の活性化をはかるとともに、創造的で大胆な発想を備えた知性を生み出したいという配慮のもとに、1専攻のなかに3コースを設置した。

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、「学則」「大学院学則」「学位規程」「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」「大学院紹介」というかたちで、すべて本学ウェブサイト上に公開されている。また、「学生便覧」（資料4-1-13）や「大学案内」「学生募集要項」「入学者選抜実施要項」にも、それぞれの冊子に関する項目が記載され、それらは学生や教職員に配布されている。さらに、本学における教育の中心的な位置を占める専攻語学科目に関しては、授業に関するガイドラインを策定し、これを教職員に周知している。

2) 学部

本学は、教育目標の実現に向けて、2009年度にカリキュラム・ポリシー、2014年度にディプロマ・ポリシーを策定し、それぞれ次年度より運用するとともに、これらを全てウェブサイトに掲載して学内外に公開している。また、本学受験希望者に対して本学のカリキ

キュラムに関する情報提供を行うべく、「学生募集要項」及び「入学者選抜実施要項」にもアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを掲載している。

カリキュラム・ポリシーを教員に周知し、それに則って授業が運営されることを目指して、具体的な取り組みが行われている。その1つが、専攻語学科目の授業に関するガイドラインの策定・整備である。2006年度に英米学科及び国際関係学科における専攻語学の授業ガイドラインが整備され、2013年度にはロシア、中国、及びイスパニアの各学科の専攻語学の授業ガイドラインが策定された。これを以て本学における全学科の専攻語学の授業ガイドラインが完成した。

このガイドラインは、各学科のカリキュラム・ポリシーに掲げられている語学教育の方針をさらに具体化し、専攻語学の授業を担当する教員向けに、専攻語学の各階程に配置されている授業科目の教授方針及び評価方針を明示したものである。ガイドラインでは、各階程の科目配置表に対応する形で階程ごとの到達目標が説明されており、さらに各階程に属する個々の授業科目について、目標と運営方針、及び使用される教材に関する説明が付されている。

授業ガイドラインを教員間で共有する取り組みも行われている。全ての学科では、毎年度始めに専任教員と非常勤講師の懇談会を実施し、ガイドラインの内容を確認した上で、実際の授業運営に反映させるよう各教員に促す機会を設けている。懇談会では、教員間の意見交換の場を設けて、ガイドラインの趣旨が十分に共有されるよう努めている。

3) 研究科

学生・教職員に対しては、「学生便覧」を配布している。これには教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が学則・履修規定とともに記載されているが、さらにこの末尾にチャート式に整理された「学位取得の流れ」が明示されている。大学院の理念、教育目標、学位授与方針、学位取得の流れ、教育課程の編成及び実施方針はいずれも本学ウェブサイト「大学院」の項目で公表され、学外からのアクセスも可能である。

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部はカリキュラム部会で、大学院は大学院運営部会でそれぞれ定期的に検証が行われている。そこでの審議結果は、教育研究評議会や教授会・研究科会議において審議・報告されている。

2) 学部

本学の外国語学部と外国語学部第2部は、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、それぞれ各専攻の特質に対応した授業科目を開設し、教育課程の編成にあたっている。現行のカリキュラムは2009年4月に運用が開始され、2012年度に全面的に移行した。現在、本カリキュラムの調整及びその適切性についての検証は、学内設置の「カリキュラム部会」において行われている。

カリキュラム部会は、授業科目の開設及び教育課程の編成が、本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と整合性が保たれ、適切であるかを検証するための組織であり、本学外国語学部履修規程（資料4-1-14）、外国語学部第2部履修規程（資

料4-1-15)及び教務に関わる学則改定に関する事項、さらにカリキュラム諸規程に関する事項を審議するものである。本部会は各学科・コースから選出された委員及び部会長の計7名によって組織され、定期的に委員会が開催されている。

現行カリキュラムの運用開始後、カリキュラム部会では、その効果と問題点について慎重に検証している。2011年度までの移行期においては旧カリキュラム科目の新カリキュラムへの読み替え、兼修語学科目再履修者への措置、科目名称変更など個別の授業科目についての微修正を実施したほか、年間履修単位上限数の削減や、専攻語学・兼修語学の固定時間割の変更に伴う問題点を抽出しその解消を図るなど、カリキュラム全体の検証を行った。

新カリキュラムが全面的に移行した2012年度以降も、教育目標及び教育課程の編成・実施方針の適切性のさらなる検証を行っている。その結果の一例として、教育課程の編成・実施方針にある「学識に裏付けられた多様な教養と知識」の涵養のため、入学者に修学に必要な情報・技術を教授する初年次教育プログラムの整備が挙げられる。また、「専攻する外国語を体系的に掘り下げて学び、高度な運用能力とその外国語の使用に必要な知識を修得する」という方針に基づき、専攻語学各階程の教育目標・教育内容を詳細に示したガイドラインを策定・運用し、その適切性を検証している。

教育目標にある「洗練された外国語能力」の涵養及び「行動する国際人」の育成のため、留学による単位認定科目の拡充についても検証を行い、カリキュラム制度上留学しやすい環境の形成を図っている。

3) 研究科

本学においては2011年度に大学院の理念が策定され、それに基づいた教育目標が定められ、学位授与方針が作成された。同時に2015年度より大学院修士課程(英語教育学専攻を除く)に「論文コース」「課題研究コース」の2コースが設置された(資料4-1-16)。また大学院博士課程の在籍延長制度を整備し、博士論文執筆者が十分な時間的余裕を保持しながら、研究を完成させるシステムも構築された。これは平素より大学院修士課程の充足率や履修プロセスに関する問題、教育課程の編成・実施方針の適切性について、大学院運営部会で検証されてきた成果である。

2. 点検・評価

基準4(教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針)の充足状況

本学では、学則第1条において学部の教育目標が、また研究科については各課程の教育理念が、それぞれ設定され、これらに基づき学部においてはディプロマ・ポリシー、研究科においては学位授与方針が定められている。また、教育課程の編成及び実施にあたっては、学部のカリキュラム・ポリシーや研究科の各専攻が定める教育目標と教育課程の編成方針が明示されている。また、学部・研究科では、それらについての検証を定期的に行っている。よって基準4を充たしている。

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

学部については、ディプロマ・ポリシーに加えて、カリキュラム・ポリシーを参照することで、学位授与に関わる理念や方針が、各学科・コースの特徴に関連付けて理解できる

ように配慮されている。

大学院については、学位授与方針において、課程やコースの特徴に応じて、学位授与の方針を説明している。

このように、学部及び大学院全体の方針だけでなく、各学科や課程、及びコースの教育目標の違いにも配慮したかたちで学位授与の方針が記されており、その具体性は十分に評価できる。

2) 学部

教育目標の達成に向けて、2008年度にアドミッション・ポリシー、2009年度にカリキュラム・ポリシーをまとめた。そしてディプロマ・ポリシーは、第1期中期計画の成果を見据えつつ、鋭意検討を進めた結果、2014年度に制定するに至った。これにより、「入学」「教育」「卒業」という大学生活の全過程にわたって、統一的な教育の方針を確立することができたと評価できる。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関しては、複数の文書や機会を通じて、その内容を具体的に明示している。

専攻語学の授業ガイドラインはカリキュラム・ポリシーを実際の授業に反映させるための仕組みである。全学科がこれを策定したことで、全学的に教育目標の達成に向けた具体的な道筋が示されたものと見なすことができる。また、教員懇談会などの開催によってガイドラインの周知・共有も進められており、今後ガイドライン及びカリキュラム・ポリシーに則った体系的な授業が運営されることが見込まれる。

本学では、2009年度より現行カリキュラムの運用が開始された。この新カリキュラムが教育目標、教育課程の編成・実施方針と整合性を保ち、適切であるかについてはカリキュラム部会において定期的に検証を行ってきた。その結果、個別科目の調整及びカリキュラム全体の検証と改善が可能となり、教育内容の向上に寄与していると評価できる。

3) 研究科

学生便覧及びウェブサイトで教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を公表している上、学位取得の流れはチャート式に整理されていることから、大学構成員をはじめ、広く社会にわかりやすい情報提供が行われていると考えられる。また、問題点については、教職員間で共有され、解決に向かって機動的に対応できている。

これまでも大学院運営部会を中心に、現状を正確に把握し、理念や教育目標に沿った運営がなされているかを随時確認しており、十分な検証が行えている。

(2) 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

カリキュラム・ポリシー等における理念や目標にとどまらず、具体的な開講履修科目との相互の関係性にまで踏み込んで、全学的な検証を行っていく。また、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについての情報公開・周知については、更に積極的に取り組んでいく。

2) 学部

カリキュラム・ポリシーとして掲げられている理念や目標自体にとどまらず、具体的な開講履修科目との相互の関連性も含めて、カリキュラム部会を中心に全学的な確認・検証作業を続け、同時に、今後も積極的に学内外への発信と明示を心掛けていく。

上述の取り組みを通して、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー、及び授業ガイドラインの周知活動を継続的に行っていく必要がある。また、カリキュラム・ポリシーの具現化策としてのガイドラインが効果的に活用されているかどうかの検証を行い、授業の現状に応じて必要があれば適宜改定していく。

今後は、教育目標及びカリキュラム・ポリシーと合わせて、ディプロマ・ポリシーの適切性について検証を行っていく。学位授与に値する素養と学識を持つ学生を育成するため、現行カリキュラムの定期的な検証と改善を継続していく。

3) 研究科

現時点で十分な情報公開ができていると考えられるが、今後とも積極的な問題発見・解決を図るとともに、学内外の関係者との情報交換に努めていく。

特に新しい修士課程課題研究コース等の新制度が教育目標や学位授与方針と合致する形で運用されていくよう、今後も定期的な検証を行っていく。

(2) 改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- 資料4-1-1 公立大学法人神戸市外国語大学学則 (既出 資料1-18)
- 資料4-1-2 公立大学法人神戸市外国語大学大学院学則 (既出 資料1-21)
- 資料4-1-3 公立大学法人神戸市外国語大学学位規程
- 資料4-1-4 ディプロマ・ポリシー (既出 資料1-24)
- 資料4-1-5 学位授与方針 (既出 資料1-30)
- 資料4-1-6 履修の手引き 2015年度
- 資料4-1-7 公立大学法人神戸市外国語大学大学院履修規程
- 資料4-1-8 カリキュラム・ポリシー (既出 資料1-23)
- 資料4-1-9 アドミッション・ポリシー (既出 資料1-22)
- 資料4-1-10 2015年度学生募集要項
- 資料4-1-11 2015年度入学者選抜実施要項
- 資料4-1-12 大学案内 2015 (既出 資料1-25)
- 資料4-1-13 学生便覧 2015年度
- 資料4-1-14 公立大学法人神戸市外国語大学外国語学部履修規程
- 資料4-1-15 公立大学法人神戸市外国語大学外国語学部第2部履修規程
- 資料4-1-16 修士課程の概要 (履修コース) (既出 資料1-20)

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

1) 大学全体

現在開設されている授業科目は、学部については「履修の手引き」(資料4-2-1)に、大学院については「公立大学法人神戸市外国語大学大学院履修規程」(資料4-2-2)に記されている。これらは、学部各学科及び大学院各専攻の教育目標に基づいて体系化されている。学部では、2009年度にカリキュラム・ポリシーを策定し、現行のカリキュラムをこのポリシーに基づいて編成している。

2) 学部

本学は、教育目標の実現のために2008年度にアドミッション・ポリシー(資料4-2-3)、2009年度にカリキュラム・ポリシー(資料4-2-4)を策定し、それぞれ次年度より運用するとともに、学内外に公開している。本学は現在、この2つの方針に基づき、学部各学科・第2部英米学科にそれぞれ授業科目を開設し、教育課程の編成にあっている。

具体的には、本学は2009年度より新カリキュラムを開始し、2012年度より全面的に移行している。このカリキュラムでは、カリキュラム・ポリシーに示されているように、授業科目が「専攻語学」「兼修語学」「学科基礎科目」「全学共通科目」「コース科目」(国際関係学科においては「学科専門科目」)「研究指導」(国際関係学科においては「卒業論文指導」)に分かれており、体系的に編成されている。さらに、カリキュラム・ポリシーに基づいて、それぞれ個別の授業科目を適切かつ体系的に開設している。

これらの授業科目の開設、教育課程の編成にあたっては、主に学部各学科・コース、第2部英米学科及びカリキュラム部会が定期的に検討している。

授業科目の概要は次の通りである。科目数等は2015年度入学者用「履修の手引き」の「開講科目表」による。

(a) 専攻語学

学生が専攻する外国語を体系的に掘り下げて学び、高度な運用能力とその外国語の使用に必要な知識を修得するための科目である。専攻語学にはIからIVまでの階程を設け、体系的な教育課程を編成している。

なお、各授業科目及び各階程の教育目標・教育内容を詳細に示したガイドラインを作成・運用しており、専攻語学の授業科目の体系を一層明確にしている。

専攻語学科目は、国際関係学科を除く学部各学科は44単位、国際関係学科は24単位、第2部英米学科は40単位を履修しなければならない。

学部英米学科は「専攻英語」21科目、ロシア学科・中国学科・イスパニア学科はそれぞれ「専攻ロシア語」「専攻中国語」「専攻イスパニア語」をいずれも22科目、同じく国際関係学科は「専攻英語」12科目、第2部英米学科に「専攻英語」19科目を開設しており、すべて必修科目もしくは選択必修科目である。

(b) 兼修語学

学生が2ヵ国語以上にわたる「洗練された外国語能力」の育成を図るための科目である。

このうち、必修語学（8単位）にⅠ・Ⅱの階程を設け、体系的に編成している。また自由選択語学として、必修語学の発展的科目及びその他の諸言語の科目も開設している。

必修語学は、学部英米学科・国際関係学科及び第2部英米学科に「兼修ロシア語」「兼修中国語」「兼修イスパニア語」「兼修フランス語」「兼修ドイツ語」（学生はこのうち1つを選択）がそれぞれ4科目開設されている。学部ロシア学科・中国学科・イスパニア学科には「兼修英語」が4科目開設されている。

自由語学は、学部英米学科に18科目、ロシア学科・中国学科・イスパニア学科に20科目、国際関係学科に21科目、第2部英米学科に3科目が開設されている。

(c) 学科基礎科目

専攻する外国語の仕組みや、言語の背景にある文化・社会に通じた人材を育成するための科目である。学部各学科・第2部英米学科ともに12単位以上履修しなければならない。

学部英米学科・第2部英米学科に18科目、ロシア学科に14科目、中国学科に13科目、イスパニア学科に16科目、国際関係学科に10科目が開設されている。

(d) 全学共通科目

学生が学識に裏付けられた多様な教養と知識を培うための科目である。学部各学科は16単位、第2部英米学科は12単位以上履修しなければならない。

全学共通科目は「人文領域」「社会科学領域」「自然・人間科学領域」に分かれており、学生は学部各学科・第2部英米学科ともに各領域の科目をそれぞれ1科目以上履修しなければならない。

「人文領域」として学部各学科に64科目、第2部英米学科に40科目が開設されている。「社会科学領域」として学部各学科に19科目、第2部英米学科に16科目が開設されている。「自然・人間科学領域」として学部各学科に32科目、第2部英米学科に34科目が開設されている。

なお、「人文領域」の「海外派遣留学科目1～4」及び「海外協定校短期研修1・2」には、派遣留学先での学習を単位化するものであり、これによって学生の留学を積極的に奨励している。なお、単位認定にあたっては、本学関係会議において慎重に審査している。

(e) コース科目(国際関係学科においては学科専門科目)

学生が自らの興味に応じて深い専門性と学識とを培うための科目である。

学部各学科（国際関係学科を除く）には「語学文学コース」「法経商コース」「総合文化コース」「国際コミュニケーションコース（ICC）」を、第2部英米学科には「英語学・英語研究コース」「英語圏文化文学コース」「法経商コース」を設置し、それぞれ「コース科目」を開設している。学部各学科（国際関係学科を除く）・第2部英米学科に所属する学生は自ら選択したコースのコース科目20単位以上を履修しなければならない。

「語学文学コース」のコース科目は英米学科に44科目、ロシア学科・中国学科に各10科目、イスパニア学科に16科目が開設されている。

「法経商コース」のコース科目は学部各学科（国際関係学科を除く）に72科目、第2部英米学科に51科目が開設されている。

「総合文化コース」のコース科目は学部各学科（国際関係学科を除く）に75科目が開設されている。

「国際コミュニケーションコース」のコース科目は学部各学科に22科目が開設されてい

る。

第2部英米学科は「英語学・英語研究コース」のコース科目を22科目、同じく「英語圏文化文学コース」のコース科目を25科目開設している。

国際関係学科の「学科専門科目」は、「学科コア科目」「学科選択科目」に分かれている。国際関係学科所属の学生は学科コア科目を8単位以上、学科選択科目は32単位以上を履修しなければならない。ただし、「国際コミュニケーションコース」を選択した場合は「国際コミュニケーションコース」のコース科目の20単位を学科専門科目の代替とする。

国際関係学科には学科コア科目が6科目、同じく学科専門科目が53科目開設されており、また上述のように「国際コミュニケーションコース」のコース科目が22科目開設されている。

(f) 研究指導(国際関係学科においては卒業論文指導)

(e)の各科目で修得された専門知識に基づいて、学生が自らの問題意識を掘り下げ、きめ細かい指導を通じて、広い国際的視野に立って活躍できる人材を養成するための科目である。学部・第2部英米学科ともに2科目を開設し、必修科目としている。またその成果としての「卒業論文」1科目を開設している(国際関係学科では必修)。

3) 研究科

修士課程における専攻として、学部の構成と関連する英語学専攻、ロシア語学専攻、中国語学専攻、イスパニア語学専攻の4専攻では、学部で培った高い語学運用能力と対象地域の歴史・文化などに関する豊かな知識を更に向上させ、先述の人材を育成することを目的としている。またその後1991年度に設置された国際関係学専攻、日本語日本文化専攻(1999年度に「日本アジア言語文化専攻」に名称変更)について、前者は、地域間の政治的・経済的關係もしくはある特定地域の人文・社会科学的研究を目指し、高度な語学運用能力(英語及び対象地域の主要言語)と関連分野の方法論を熟知した上で、種々の事象を分析する。後者は、日本及びアジアの言語・文化を国際的な観点から相対化して、その特質を分析し、明らかにすることを目的としている。さらに、2004年度に設置された英語教育学専攻では、大学教員と小・中・高校教員が理論と実践を学び合い、情報を共有することを基本的姿勢とし、高度な英語運用能力や専門的な知識の向上はもちろん、英語教師としての技術の向上、生徒理解の促進などを含め、教育者としての自己改革を目指している。

2012年度には英語学専攻内に通訳翻訳学領域を設置した。英語自体の研究から英語を運用してより実践的な同時通訳能力と翻訳能力の向上を目指し、また通訳・翻訳の理論的研究を推進している。これは学部設置された国際コミュニケーションコースの大学院版であり、通訳・翻訳の実践者としてのみではなく、研究者としての能力の開発を目標としている。

2015年度には英語教育学専攻を除く6専攻科において、「論文コース」と「課題研究コース」の2種のコースを設けた(同年度入学者より適用)。論文コースは大学院理念の第1に掲げる「人文社会科学の最先端をリードする研究者の養成」を目標とし、将来の人文社会科学系の研究者育成を目指し、修士論文の作成をもって学位を授与するコースである。後者の「課題研究コース」は、昨今社会的ニーズの高まっている「幅広い国際感覚と高い外国語運用能力を備えた人材」を養成することを目標に、専門的な知識を究め、指導教員のリードのもとに特定の課題研究を進めてまとめることをもって、学位を授与するコースで

ある。

以上の7つの専攻の教育課程に関して、単位を取得し修了するためには、2年以上在学し、授業科目から30単位以上を取得しなければならない。英語教育学専攻を除く6専攻科の論文コースにあつては、学位論文の提出とその審査及び最終試験に合格することが求められるが、課題研究コースにあつては、学術報告、口頭発表、あるいは最終試験のいずれかを行い、その審査の合格が求められる。また英語教育学専攻では、優れた業績を上げたと認められるものについては1年以上の在学でも良いとされている。そして、修士論文に替えて特定の課題についての研究の成果（実践研究論文、カリキュラム・教材開発、ポートフォリオ）の提出も認められている。

次に博士課程では、日本を起点としてアジア言語と欧米言語という大きな枠組みを設け、各言語の交流・接触と個々の言語の研究を目指す「言語コース」、世界を、日本を含むアジア地域、中近東とアジアの一部を含むイスラム圏、ヨーロッパと南北アメリカに分け、それら相互の交流・接触と個々の文化研究を行う「文化コース」、激動と変革の時代の中で大きく揺れ動いている国際社会を対象として、その基盤となる地域社会の研究を出発点にしながら相互関係を含めて総合的に研究を進める「国際社会コース」の3コースを設置している。

いずれのコースも3年の在籍期間で博士論文を執筆し、学位授与に至るように以下のよう制度設計がなされている。学生は大学院履修規程に定める授業科目のうち、専攻するコースの授業科目中から4単位を含む合計6単位以上を取得しなければならない。また1年次・2年次の各年次において、入学当初に提出した「執筆計画書」に沿い、「報告論文」を作成し指導教授に提出しなければならない。その審査に合格しなければ次年次へ進級することはできない。第2年次の報告論文の審査に合格した者には、論文執筆許可が与えられる。第2年次の報告論文は、学術誌等に積極的に発表することが推奨されている。博士論文執筆許可を得た者は、学内3名以上からなる予備審査委員会によって行われる「予備審査」に申請することが可能となり、予備審査に合格すると次には「本審査」の申請をすることができる。本審査は予備審査委員に学外専門家1名以上を加えた博士論文審査委員会において行われる。

（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

1）大学全体

学部では近年、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーが策定され、公開されている。また、本学における教育の中心的位置を占める専攻語学科目に関しては、授業に関するガイドラインを定め、カリキュラム・ポリシーが開講科目において体现されるよう、配慮されている。大学院には学部のカリキュラム・ポリシーのように独立したものはないが、それに相当するものが教育課程や専攻コースごとに説明されており、担当教員が連携して各専攻の教育方針に見合った教育内容が提供されている。

2）学部

本学は、2008年度、2009年度に相次いで策定したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、学部各学科・第2部英米学科別にそれぞれの方針に対応する教

育課程を編成し、授業科目を提供している。

現行のカリキュラムは2009年度より開始し、2012年度より全面的に移行したものである。このカリキュラム・ポリシーに沿って開設された授業科目の教育内容については、各科目担当教員が常に内容を精査しながら、カリキュラムに沿った適切な授業内容の提供を行っている。語学科目など、複数教員が同一科目を担当している場合は相互に内容や教育方法などについて検討する機会を定期的に設ける、あるいは、同一科目でも学生の能力に応じたクラス編成を実施し、より確実にカリキュラム・ポリシーが実現できる授業内容を工夫している。また、学生による授業評価を実施し、常に提供される教育内容・教育方法の充実に努めている。

(a) 専攻語学

学生が専攻する外国語を体系的に掘り下げて学び、高度な運用能力とその外国語の使用に必要な知識を修得するための科目である。本学では専攻語学にⅠからⅣまでの階程による体系的なカリキュラム編成を行っている。各学科・階程に応じて講読・作文・会話などの科目を提供している。

また、例えばイスパニア学科においては科目によっては習熟度別のクラス編成を行い、学生の能力に応じてより教育効果の高い授業法を試みるなど、各語学科目それぞれの階程に対応した教育内容を提供している。

(b) 兼修語学

学生が2ヵ国語以上にわたる「洗練された外国語能力」の育成を図るための科目である。このうち、必修語学は体系的にⅠ・Ⅱの階程を設けて編成されており、それぞれの階程に応じた語学の運用能力に到達できるよう適切な教育内容を提供している。

さらに自由語学として必修語学の発展的科目のみならずその他の諸言語を教授する科目も提供し、幅広い語学能力の習得が可能な教育内容を提供している。

(c) 学科基礎科目

専攻する外国語の仕組みや、言語の背景にある文化・社会についての幅広い教養の習得のために設けられた科目であり、教育目標に沿うよう精査された教育内容を提供している。

(d) 全学共通科目

学生が学識に裏付けられた多様な教養と知識を培うために、全学共通科目として「人文領域」「社会科学領域」「自然・人間科学領域」の3つの領域それぞれにわたって幅広い領域をカバーし、語学能力の発展と深い教養を培う基礎となる科目を提供している。

また、「人文領域」には「海外派遣留学科目1～4」及び「海外協定校短期研修1・2」を開設し、派遣留学先での学習の単位化を可能にしている。これも、学生の留学を積極的に奨励している本学の教育方針を具体化する教育内容のひとつである。

(e) コース科目（国際関係学科においては学科専門科目）

学生が自らの興味に応じて選んだコースにおいて全学共通科目及び学科基礎科目で培った基礎力をもとに専門性と学識とを高めるための科目を開設し、より専門的な内容についての講義を提供している。

(f) 研究指導（国際関係学科においては卒業論文指導）

(e)の各科目で修得された専門知識に基づいて、各学生の個別の関心領域について、それぞれがさらに問題を掘り下げ、追求するためにすべての学生が研究指導の担当教官のもと

で研究を深める研究指導（国際関係学科においては卒業論文指導）の科目取得をカリキュラム上3・4年生に義務付けている。

少人数制の研究指導により、学生の主体的な学びの姿勢をバックアップする体制を整え、学生たちの自主的な学習を充実させる内容となっている。またその成果としての「卒業論文」1科目を開設している（国際関係学科では必修としている）。

学生の「卒業論文」執筆にあたっては各教員が各学生を個別に指導するなど、多様なテーマに取り組む学生に対するきめ細かな指導を行っている。

3) 研究科

修士課程の7つの専攻と博士課程の各課程に相応しい教育内容を提供していることはシラバス記述から推断できる。具体的には、各教員は院生を個別に指導し、多様なテーマに取り組む各院生に対し、きめ細かな指導を行っている。

2. 点検・評価

基準4（教育課程・教育内容）の充足状況

学部においては各学科・コース別にカリキュラム・ポリシーが定められ、これに基づいて専攻語学をはじめとする履修科目のカテゴリーとそれぞれの特性や位置づけが明示されている。また、研究科においては教育目標と教育課程の編成方針が各専攻について定められ、これに基づいて履修すべき科目の構成が具体的に明示されており、基準4を充たしている。

（1）効果が上がっている事項

1) 大学全体

学部・大学院ともに、カリキュラム・ポリシーや教育課程の編成方針等が定められており、それらに沿って、履修すべき科目が構成されている。また、各教育課程に相応しい教育内容が提供されていることは、授業評価アンケートの結果から推し量ることができる。学部のアンケートは総じて評価が高く、より少人数教育が徹底されている大学院では、さらに良好な結果が出ている（資料4-2-5）。

2) 学部

これまでも学部各学科・第2部英米学科の授業科目の開設、教育課程の編成を慎重かつ十分に検討・実施してきた。さらに、2009年度までに2つのポリシーを策定するとともに、それらに沿った新カリキュラムを2009年度から運用している。その結果、授業科目はより適切に開設されるとともに、教育課程も一層体系的なものとなっており、従来よりも前進したと認められる。

また、新カリキュラム移行後も、授業科目の開設、教育課程の編成を定期的に検討し、個別の授業科目について微修正する他、上述のように専攻語学のガイドラインを作成し、教育課程の体系を一層明確にしている。従って、2010年度以降の本学の授業科目の開設、教育課程の編成は有効に機能しているとともに、必要に応じた改善を続けていると評価できる。

2009年度にカリキュラム・ポリシーを策定したあと、2010年度には全面的に授業編成を見直し、新カリキュラムに移行した。また、専攻語学科目については2014年度までに順次授業ガイドラインを策定し、カリキュラム・ポリシーを確実に具現化するための授業内容

の確保に努めている。このように、明確なカリキュラム・ポリシーに則った授業科目編成に基づき、適切な授業内容が提供されていると評価できる。

また、新カリキュラム移行後も、授業科目の開設、教育課程の編成を定期的に検討し、柔軟に修正しながら、上述のように専攻語学のガイドラインを作成するなど教育課程の体系を一層明確にしている。

また、2016年度より東南アジア関係科目が増設されるが、これはカリキュラム部会がカリキュラム・ポリシーに基づいて本学の教育に必要な科目を大局的な見地から検討した結果である。

各教育課程に相応しい教育内容が提供されていることは、授業評価アンケートの結果から推し量ることができる。

3) 研究科

大学院においては、2015年度より「課題研究コース」を導入するにあたって、その開設科目について大学院運営部会で検討がなされた。授業科目は教育方針に基づいて適切に開設されていると考えられる。

大学院授業評価アンケートによると、ほとんどの科目について高い評価が与えられていることが、各過程に相応しい教育内容を提供していることを示している。

(2) 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

学部・大学院ともに、カリキュラム・ポリシーや教育課程の編成方針等に則った授業科目や教育課程になるよう、定期的に検討していく。

2) 学部

2014年度にディプロマ・ポリシー（資料4-2-6）を策定し、2015年度より運用・公開している。今後はこれまでの2つのポリシーにディプロマ・ポリシーを加えた3つのポリシーに従って、各学科・コース及びカリキュラム部会を中心に授業科目の開設及び教育課程の体系的な編成について定期的に検討していく。

これまで行ってきたカリキュラム・ポリシーに則った授業内容を確保するためのこのような取り組みを今後も継続し、必要に応じて授業内容を柔軟に修正していくために、定期的に授業内容を検討していく。

3) 研究科

「課題研究コース」が当初の目的を達しているかを検証し、その充実に努めていくとともに、教育方針等に沿った教育科目が開設できるよう検討を続けていく。

(2) 改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- 資料4-2-1 履修の手引き 2015年度（既出 資料4-1-6）
- 資料4-2-2 公立大学法人神戸市外国語大学大学院履修規程（資料4-1-7）
- 資料4-2-3 アドミッション・ポリシー（既出 資料1-22）
- 資料4-2-4 カリキュラム・ポリシー（既出 資料1-23）
- 資料4-2-5 2014年度授業評価アンケート
- 資料4-2-6 ディプロマ・ポリシー（既出 資料1-24）

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

1) 大学全体

少人数教育が本学の教育方法の基本である。1クラスあたりの履修者が10名を超えることの少ない研究科はもとより、学部教育の基幹をなす専攻語学と研究指導（ゼミ）においても、少人数の方針が貫かれている。作文や会話など、特に少人数でのクラス編成が望ましい科目では、30名から40名程度の専攻語学のクラスを分割し、受講生が20名程度になるように配慮されている。

また、小規模大学の特徴を生かして、教員と学生との距離が狭められるよう、学部の各専攻語学のクラスには教員が1名チューターとして配置されている。チューターは、学習方法や学生生活に関する相談にも関わる。出席状況や授業態度が気にかかる学生があれば随時、学生支援班に報告が行われるようになっているが、その際、チューターが学生との面談を行うこともある。

ほかにも、クラス運営や学習指導を助ける目的でティーチング・アシスタント（資料4-3-1）、クラス・アシスタント（資料4-3-2）、ラーニングアドバイザー（資料4-3-3）などが置かれている。ティーチング・アシスタントは、博士課程在学の大学院生が指導教官の助言に基づき、教育の実績を積むための制度であるが、採点・出席管理等のクラス運営に加えて、学生からの質問に対する回答を行うなど、学部生や修士課程在学生の学習指導にもかかわる。クラス・アシスタントは2015年度に発足した制度で、修士課程在学生在が大規模教室の出席管理や教材配布を行うことによりクラス運営を助ける。ラーニングアドバイザーは、2014年度より始まった制度で、学術情報センター図書館（以下、「図書館」という）のラーニングコモンズにおいてレポート・論文作成や資料収集、及び図書のおすすめなどの相談を大学院生が学部生に対して行う。

2) 学部

(a) 語学教育

本学の教育目標である「行動する国際人」の育成を図るため、全学科の専攻語学（会話・作文クラス）及び兼修英語で1クラス当たり概ね20名程度の少人数教育による指導が実現されている。また、イスパニア学科においては、2015年度より2年生を対象に専攻語学（会話クラス）において習熟度別クラス編成の試験運用を開始し、語学教育の一層の洗練化に向けた取り組みを行っている。

(b) 初年次教育及び教養・専門教育

2012年度より、1年生を対象として情報リテラシーの涵養やレポート・論文作成の方法や倫理的側面に関する指導、図書館の利用方法等を内容とする初年次教育を導入して指導を行っている（資料4-3-4）。加えて、全学共通科目（自然・人間科学領域）に「キャリアデザイン」を設置し学生自身に自らのキャリア形成を意識させた学習を行うよう指導している。また、2013年度より各専任教員が必要に応じて外部講師を招へいし授業を行うゲストスピーカー招へい制度（資料4-3-5、6）を導入し、より高度かつ実践的な素養を培う機会を提供している。

(c) 履修科目登録単位の上限定

2012年度に各学年の履修上限単位を58単位より50単位に改定することを通じて、授業外学習を徹底し単位の実質化を図っている(資料4-3-7)。各担当教員は、学生に確実に予習・復習を行うよう指導するとともに、各授業科目の着実な勉学を促している。

(d) 学生の留学を促す制度

学生の留学を促す仕組みとして、留学先で勉学した成果を本学の授業科目の単位として認定すると共に、全学共通科目(人文領域)中の「海外派遣留学科目1~4」「海外協定校短期研修1・2」の単位取得を可能とする制度を設けている。また、通年科目に対しては留学前の半期と留学後の半期の成績を通算して単位取得を行うことを可能とする制度(成績通算措置)を設けており、カリキュラム制度上も留学を行いやすい環境の形成に努めている。

(e) 編入学学生の単位認定の弾力化

2011年度より編入学学生に対する単位認定対象科目を拡大することを通じて単位認定の弾力化を図り、編入学学生の学習に資する体制の充実に努めている。

(f) 国内における他大学との単位互換協定

神戸研究学園都市大学交流推進協議会(UNITY)に加盟し、協議会加盟の他大学が提供する学科目について卒業必要単位として取得することが可能となっている。

(g) 学習指導

専任教員によるオフィスアワーや授業に関する相談窓口を設け、学生の履修や学習に関する問題に対して個別に対応・支援を行う体制をとり、学生の主体的な学びのサポートを行っている。

(h) 学習支援システム

2014年度より、学生の能動的な勉学を促進することを目的とした「ラーニングコモンズ」を図書館内に設置すると共に、ウェブ学習支援システムである「Gaidai Pass」を更新し、新たに授業での資料閲覧とダウンロード、課題の提出と添削等をネット上で可能とするシステムの運用を開始した。また、ALC NetAcademy2の3つのコース(資料4-3-8)を希望する学生に自学自習用e-Learning教材として提供することを通じて、学生の主体的な学習を促すツールの充実に努めている。

(i) 成績評価方法

各学科の専攻語学に対しては「専攻語学ガイドライン」を策定し、各階程の到達目標の明示とこれに基づく成績評価を行うよう担当教員に依頼している。これを通じて、学生に到達目標を念頭に置いた自主的・積極的な学習が可能になるような体制をとっている。また、専攻語学以外の学科目においても、平常授業における課題や小テスト、授業参加態度等を考慮した多面的な評価方法を行うよう努めている。

(j) TOEICの学内実施とスコアの利用

TOEIC IP テストを本学生生活協同組合の協力を得て学内で年5回実施している。TOEICのスコアは成績優秀者に対する学生顕彰対象者の選抜、派遣留学対象者の選抜、国際コミュニケーションコースのコース選抜の際に利用されると共に、「英語教育法」履修の条件として利用されている(2013年度以降の履修者対象)。また、1年生を対象にTOEIC受験料(1回分)の大学負担を行い、語学力向上を促している。

(k) 資格等取得支援

本学では、教職課程(高等学校教諭一種免許状：英語・商業・ロシア語・中国語・イスパニア語、中学校教諭一種免許状：英語・ロシア語・中国語・イスパニア語)、日本語学課程、司書課程、学校図書館司書教諭課程の4つの資格等取得課程を設置している。また、神戸親和女子大学通信教育部との提携プログラムを通じて、小学校教諭一種免許状の取得が可能な体制をとっている。

3) 研究科

修士課程に入学した大学院生は、入学直後の履修ガイダンスで単位取得の方法に関する説明を受ける。大学院生は、自らの研究計画に沿って、2年間の履修計画を指導教員に相談しながら設計し、指導教員は大学院生が選択しようとしている履修科目が本人の知識と能力に鑑みて適切であるか否か、その科目内容が本人の研究推進に資するか否かを判断し、適宜助言を与え、必要な場合は直接指導を施す。特に、修士論文提出のためには20単位以上を取得していなければならない(学位規程第7条)ことから、より多くの科目を1年次に履修しようとする傾向が一部の大学院生に見られる。しかし、学部教育に比べてより密度の濃い大学院教育のペースに慣れない間は、必要な科目を過不足なく履修することが重要になるため、指導教員の助言と指導はとりわけ重い役割を担っている。

履修指導と並んで、各大学院生への研究・論文指導も、主に指導教員が担当する。通常これは演習科目の履修を通じて行われているが、特に修士論文の執筆段階など集中的な指導が必要な場合は、正課以外に多くの時間を割いて草稿の添削を行うなど、きめ細かい個別指導が施される。

博士課程では、科目の履修に比して自主的・主体的な研究の推進が大学院生に要求されるが、このことは指導教員の役割が減じることを意味するものではない。むしろ、独創性と創造性を兼ね備えた研究者を養成するためには、指導教員による研究・論文指導が、博士課程の段階できわめて重要な役割を果たすことになる。演習科目による日常的な指導や、学内における個別指導はもちろんのこと、大学院生が研究者としての自意識を確立し、独立した一研究者として活動して博士論文を完成させるため、指導教員はしばしば実践的指導を行っている。研究分野によって指導方法には若干の相異があるが、他大学の大学院生や教員等を含めた学内外の研究会の組織と運営、地域レベルや全国レベルの学会参加と報告発表、論文の執筆と査読つき学術雑誌への投稿などは、ごく一般的な研究活動であり、海外の学会への参加及び報告を行うケースも見られるようになった。指導教員は、これらの研究活動に大学院生の主体的参加を促し、準備段階から公表段階に至るまで細かく指導を行い、場合によっては指導教員との共同研究なども実施することがある。こうした様々な経験を通じて、博士課程の大学院生は学会における研究実績を積み重ねており、その集大成としての博士論文執筆に取り組んでいる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。**1) 大学全体**

シラバスは、学部も研究科も本学ポータルサイトにおいて公開されている(資料4-3-9)。シラバスには、「教科名」と「教員名」のほかに、「主題と目標」「評価の方法・基準」「講義内容」「使用言語」などが記され、これに基づいて授業が展開されており、学生

は年間を通じてシラバスにアクセスすることができる。

ウェブサイト上のシラバスは、学生のための履修登録機能や履修履歴、教職員のための情報データベースとも連動している。これにより、学生が授業を選択する際の判断や手続きを容易にするだけでなく、授業開始後におけるシラバスの活用や変更に対応できるといったメリットがある。

2015年度のシラバスの基本項目は、すべての項目において、日本語と英語が併記されている。

シラバスを作成する際、年度毎にアップデートした「講義概要（シラバス）原稿作成上の留意点」（資料4-3-10）を本学教員と非常勤講師全員に配布し、受講学生とのいわば授業内容の「契約」であるシラバスの客観性と透明性、ひいては授業内容と目的の明確化と周知に努めている。

加えて、留学生など非日本語話者にもより開かれたシラバスにするため、使用言語を明記している（英語で授業をする場合はその旨を英語で記入する）。2010年度からはすべての「科目名」と「主題と目標」の2カ所は、日本語に加えて、英文を併記することを徹底している。

授業計画の項目については、半期15回、通年30回を基本とした全授業の計画を明記するようになっている。これにより、学期を通じての計画と目的のみならず、学期を構成する個々の授業の計画と目的を、教師自らが意識するようになった結果、よりシラバスに基づいた授業が展開されるようになった。「評価の方法・基準」は、例えば、定期試験50%、レポート30%、出席と授業への参加度20%といった、学生が判断しやすい内容で書き、教員がそれを遵守するように徹底することによって、学生が納得できる評価基準の客観化を図っている。

2) 学部

シラバスのに関しては、学部と研究科は同じ基準により作成しており、また、大学院担当者は全て学部専任の教員が兼担する形をとっているため、学部と研究科を区別することなく、大学全体として記述するため、上述のとおりである。

3) 研究科

学部と同様の理由により、学部と研究科を区別することなく、大学全体として記述するため、上述のとおりである。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

1) 大学全体

学部・研究科とも、学則（資料4-3-11）と履修規程（資料4-3-12、13、14）に基づいて成績評価と単位認定を行っている。担当教員が提出した成績・単位認定は教務委員会（学部）、及び大学院教務・入試委員会（研究科）において検討され、その結果が教授会及び研究科会議で審議された後、学長によって決定される。

2) 学部

全授業科目について、授業担当者は履修学生の成績を100点満点で点数化し、60点以上を獲得した学生に所定の単位を与えている。成績評価の区分は、80点以上が5、70点以上80点未満が4、60点以上70点未満が3となっている。評価方法に一律の基準は設けられ

ていないが、各授業担当者が何を根拠に評価を決定するのかについては、年度当初に公開されるシラバスの「評価の方法と基準」という項目に具体的に記述されている。なお、実習科目（「専攻語学」「兼修語学」「スポーツ方法1・2」）は、全授業数の2分の1以上出席しなければ単位が与えられない。

上記の「専攻語学」及び「兼修語学」には、階程制が採用されている。「専攻語学」（必修）には4つの階程、「兼修語学」（選択必修）には2つの階程があり、学生はそれぞれ階程を順次履修していく。履修方法は学科及び階程によって異なっている。

専攻語学の場合、英米学科では、Ⅰ階程12単位（通年5科目、半期2科目）のうち8単位を取得するとⅡ階程に進級することが認められ、取得できなかった単位は次年度にⅡ階程の科目と並行して履修できる。そして、Ⅰ階程の科目の全ての単位を取得した上で、Ⅱ階程の科目12単位を取得すると、Ⅲ階程に進級することが認められる。Ⅲ階程からⅣ階程に進級する際にも同様の条件を満たす必要がある。次に、ロシア・中国・イスパニア学科では、Ⅰ階程及びⅡ階程の各12単位を全て取得しなければ次の階程に進級することが認められない。進級できなかった学生は次年度に全科目を再履修しなければならない。一方、Ⅲ階程からⅣ階程への進級は12単位中の8単位を取得することで認められる。また、国際関係学科では、Ⅰ階程8単位のうち6単位を取得すれば、Ⅱ階程に進級でき、Ⅰ階程の全科目の単位を取得した上で、Ⅱ階程8単位のうち6単位を取得すればⅢ階程に進級することが認められる。そして、Ⅲ階程の科目が取得できなくても、次年度にⅢ階程の科目とⅣ階程の科目を同時に履修することが許されている。最後に、第2部英米学科では、Ⅰ階程10単位のうち6単位を取得すればⅡ階程に進級でき、Ⅰ階程の全ての科目の単位を取得した上でⅡ階程10単位のうち6単位を取得すればⅢ階程に進むことができる。そして、Ⅱ階程の全科目の単位を取得した上で、Ⅲ階程12単位のうち8単位を取得すればⅣ階程に進級できる。このように、本学の教育目標の1つである高い外国語能力のために、Ⅰ階程からⅣ階程まで専攻語学の履修が義務付けられ、その成績判定は厳密に行われている。

兼修語学の場合、英語以外の科目（ロシア語・中国語・イスパニア語・フランス語・ドイツ語）についてはⅠ階程（2科目4単位）を取得できなければⅡ階程に進むことができないが、Ⅱ階程（2科目4単位）は科目ごとに単位が与えられる。兼修英語については、Ⅰ階程から科目ごとに単位が与えられる。

なお、成績評価の透明性を確保するために、前期及び後期の成績発表の後に成績照会期間が設けられている。成績評価に納得できない学生は、教務入試広報班にその理由を書面で提出し、1週間以内に担当教員による回答が書面や面談を通して成績の理由が開示されることになっている。

3) 研究科

大学院における成績評価法は、基本的には学部と同様に5段階評価で行われる。修士課程では30単位、博士課程では6単位以上の履修が必要であり、それぞれの科目について担当教員は、主としてレポートの内容について最終的な評価を下すケースが多いが、中には試験による評価も行われている。しかし、いずれの場合においても教員は、日常の授業における発表やディスカッション・質疑応答等によって院生一人ひとりの理解度や研究の進捗状況を常に把握しており、最終的な評価についてはそれらを加味して行われる。

修士課程論文コースでは、2年以上在学して30単位以上を取得するとともに、修士論文

の審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。修士論文を提出するためには、修士課程に1年以上在学して20単位以上を取得しなければならず、また指導教員の承認を得て論文の題目を提出し、副審査員の選定とともに大学院研究科会議の議を経て学長の承認を得なければならない。論文提出後、主査と2名以上の副審査員によって論文審査と最終（口述）試験が行われる。課題研究コースにおいても同様に2年以上在学して30単位以上を取得し、課題研究を提出してその審査及び最終試験に合格することが修了要件である。課題研究を提出するには、修士課程に1年以上在学して20単位以上を取得しなければならない。主査1名、副査2名の3名で行われる課題研究の審査合格者に対し、修士の学位が授与される。英語教育学専攻については、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。審査の結果は大学院研究科会議の議を経て学長により承認される。

博士課程では、3年以上在学して6単位以上取得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。博士論文を提出するためには、第1年次において博士論文の題目及び執筆計画書を作成し、指導教員の承認を得なければならない。また、第1年次及び第2年次に年次報告論文を作成し、指導教員の承認を得て研究科長に提出する。研究科長は年次報告論文を研究科会議に回付し、その審査について研究科会議の議を経て学長が指導教員を主査とする3名以上の審査員を選出する。審査員は年次報告書を審査し、必要な場合は面接試験を行ったうえで、その結果を報告する。この報告に基づき、研究科会議の議を経て学長が年次報告論文の判定を行う。判定の結果、合格と認められなかった者は次の年次に進級することはできない。

（4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

1）大学全体

学部・研究科ともに授業評価アンケートを毎年行っている（資料4-3-15）。アンケート結果は、科目ごとに集計され、学部（もしくは研究科）全体の平均値と対照させた上で、それぞれ担当教員に戻される。教員はアンケート結果に対する意見・感想をフィードバックし、それはポータルサイトを通して学生が閲覧できるようになっている。

2）学部

教育成果については、各学科やコースにおいて学生の目標達成度などを考慮に入れながら、随時検証を行っているが、全学的な組織としてはFD推進部会が、授業評価アンケートを実施するとともに、さまざまな活動を通して、授業の実質的成果の検証に取り組んでいる。

その1つは「FD通信」（後に「GAIDAI 広場」と改名）（資料4-3-16、17）を発行することで、授業アンケートの結果を詳しく開示するとともに、それに対する教員側のコメントも随時掲載している。本学の授業評価アンケートの回収率が高いので、学生側の具体的な要望や不満について教員側が十分に把握した上で、双方の活発なコミュニケーションを促すことに貢献している。

また「FD通信」には、「私のFD奮闘記」と称して、主に学生の評価が高い授業の担当者が、具体的な工夫をしているかについて、さまざまな体験を語るコラムを連載している。

担当科目によって工夫のあり方が異なるので、画一的に方法を捉えることができないのは当然だが、主に若手の教員から「参考になるような点が多い」と好評を得ている。

さらにFD推進部会では、学生や新任教員との座談会を、それぞれ隔年で開いており、授業の展開や大学の運営について、若い世代からの斬新な提言をできるだけ多く汲みとり、対応できるように配慮している。

3) 研究科

大学院における授業評価アンケートは2007年度から実施しており、これまでのところ授業の質・内容・方法等に対して概ね高い評価となっている。FDについては、学内に設置されているFD推進部会の活動と連携して、大学院運営部会で対応している。

2. 点検・評価

基準4（教育方法）の充足状況

通常の授業については、シラバスの記載項目を詳しく指定し、客観性と透明性の確保に努めている。また、授業評価アンケートを毎年実施し、その結果を教員・学生にフィードバックするとともに、FD活動に積極的に活用しており、基準4を概ね充たしている。

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

少人数教育に重点を置いた教育方法が全学で浸透しており、シラバスに基づいて授業が提供されている。授業評価アンケートの結果は各教員に適宜フィードバックされている。

また、成績評価と単位認定は適切に行われている。

2) 学部

少人数教育は、教員や大学院生の連携によって、適切に整えられている。シラバスに基づいた授業が行われているかどうかは、授業評価アンケートの結果で分かるが、良好である(資料4-3-18)。

授業評価アンケートの結果は各教員に適宜フィードバックされ、授業内容や教育方法の改善に結びついている。

学部では、2009年度より現行カリキュラムの運用が開始され、2010年度よりアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明文化して、学生にカリキュラムを利用しながら自主的・積極的な学習を行うよう促している。カリキュラム・ポリシーに基づく専攻語学ガイドラインの策定と運用、初年次教育の実施は、こうした学習に対する学生の意識を高める上で一定の役割を果たしている。留学を促すカリキュラム上の整備やラーニングコモンズ、ポータルサイトといった学習支援ツールの整備は、学生の主体的な学びを促進する上で有益であると考えられる。また、履修科目登録単位の上限の引き下げは、カリキュラムに基づく学習の実質化に寄与している。

このように、本学では現行カリキュラムに対する適切な調整や関連する事項の整備を通じて、教育方法や学習指導に対して適切な対応を行っている」と評価できる。

英米学科・国際関係学科・第2部英米学科の専攻英語科目については、各階程のすべての科目の単位を取得できなくても、次の階程に進級できるのに対し、ロシア学科・中国学科・イスパニア学科ではI階程とII階程においては、全科目の単位を取得できなければ、同じ階程の全ての授業を再履修しなければならない、進級が難しいという印象を学生に与え

ている。しかし、大学に入学してから学習を始める外国語は、基礎を十分に理解していなければ、4年間の教育課程で高度な運用レベルに到達することは不可能である。従って、これらの言語の成績評価は、入学試験で一定の水準以上の結果を収めていることが確認されている英語と同じ基準を適用することができない。また、初級の段階で専攻語学科目の単位を一括して認定する制度は、各科目が1つでも60点に満たなければ、他の科目の成績が良好であっても進級させないというものではなく、むしろ各学生の習熟度を総合的に判断することを目的として導入された、適切な成績評価方法であると言える。

3) 研究科

少人数教育が徹底されており、授業評価アンケートの結果は、学部よりも良好である。その結果は、各教員に適宜フィードバックされ、授業内容や教育方法の改善に結びついているものと評価できる。

また、成績評価と単位認定は適切に行われている。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

授業評価の低い教員への対応や、学生の要望等に対する全学的な議論に関して課題がある。

2) 学部

授業評価が3年以上にわたり低いままの教員が、少数ではあるが見受けられる。

学生が授業をどのように受けとめているかは、アンケート等でかなりの程度まで把握されているとしても、例えば「自由記述欄」で学生が提起した個々の問題や要望について、全学的に議論を十分に広げるところまでは至っていない。

3) 研究科

研究科におけるFD活動は、さらに工夫を重ね、研究科担当の教員が広く参加して問題点を共有し、改善につなげていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

学部においては、特にシラバスと授業の連動について、また、研究科においては、授業評価アンケートの工夫について、更なる改善を図っていく。

2) 学部

授業は概ねシラバスに基づいて展開されていると考えられるが、シラバスの記述方法については、執筆ガイドラインをさらに具体的で細やかなものにして、統一を図る必要がある。その取り組みは教職部会において着手されたところである。教職部会は、教職課程におけるシラバスと授業のさらに細やかな連動を求めて、カリキュラム検討小部会を2015年度に発足させた。この小部会では、主に教職課程の関係科目のシラバスが適正に記入されているかチェック作業を行い、さらに現在の記入方法に対する分析を行う。そして、シラバスの記述方法についてのガイドラインを改訂し、全学レベルでのシラバスの改良を行っていく。

3) 研究科

授業評価アンケートの結果を、各教員に的確にフィードバックし、授業内容や教育方法の改善に結びつけていく。

(2) 改善すべき事項**1) 大学全体**

全学的には、今後とも各学科やコースにおいて、教員相互の関係を密にし、教育目標をさらに明確に設定することで、授業全般の質的向上を目指していく。

2) 学部

授業評価アンケートの活用については、自由記述欄の記入内容等にある個々の学生の声に耳を傾けながら、授業のさらなる改善を図っていく。

少人数ではあるが、授業評価アンケートでの評価が恒常的に低い教員については、これまでもFD推進部会員が相談に応じたり、学生との話し合いを促したりしてきた。また学生向けに「授業相談窓口」を開設しており、学生の不満や意見を聴取しているが、種々の問題解決のためには、さらに一層FD推進部会との密接な関係を構築することが求められる。

3) 研究科

授業評価アンケートに更に工夫を加えて、効果的なFD活動を推進していく。

4. 根拠資料

- 資料4-3-1 ティーチング・アシスタント制度
- 資料4-3-2 クラス・アシスタント制度
- 資料4-3-3 ラーニングアドバイザー概要
- 資料4-3-4 初年次教育について
- 資料4-3-5 ゲストスピーカー招へい制度
- 資料4-3-6 2014年度ゲストスピーカー招へい実績
- 資料4-3-7 公立大学法人神戸市外国語大学外国語学部履修登録単位の上限に関する規程
- 資料4-3-8 TOEIC 対策 e ラーニングコース
- 資料4-3-9 シラバス 2015年度
- 資料4-3-10 講義概要(シラバス)原稿作成上の留意点 2015年度
- 資料4-3-11 公立大学法人神戸市外国語大学学則(既出 資料1-18)
- 資料4-3-12 公立大学法人神戸市外国語大学外国語学部履修規程
(既出 資料4-1-14)
- 資料4-3-13 公立大学法人神戸市外国語大学外国語学部第2部履修規程
(既出 資料4-1-15)
- 資料4-3-14 公立大学法人神戸市外国語大学大学院履修規程(既出 資料4-1-7)
- 資料4-3-15 2014年度授業評価アンケート(既出 資料4-2-5)
- 資料4-3-16 「FD通信」第1～3号
- 資料4-3-17 「GAIDAI 広場」第4～12号
- 資料4-3-18 2013年度授業評価アンケート

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

1) 大学全体

本学の教育目標は明確に設定されており、その目標を反映するかたちで教育課程・教育内容が着実に設定されている。そして、そのような設定のもと教育が行われているので、外国語の運用能力の涵養や「行動する国際人」の養成という観点から見たとき、成果が着実に上がっていると思われる。

例えば、TOEICなどの外部テストの成績やスピーチコンテストの成績には優秀なものが多く、学生の語学力が養成されていることを示している。

大学院生については、学会の全国大会で発表する学生も多く、大学院教育の目標に見合った成果が上がっている。

2) 学部

複数外国語を運用する能力の涵養という観点では、英米学科・第2部英米学科・国際関係学科においては英語と他言語、ロシア学科・中国学科・イスパニア学科においては各専攻言語と英語を始めとする他言語の習得が目指されている。

まず英米学科・第2部英米学科・国際関係学科の専攻する英語については、「読む」「書く」「話す」「聞く」の4技能について1年から4年までの各階程での厳しい合格規準をクリアしなければならず、最終のIV階程を終了した時点では英語の運用能力が十分に身についている状態である。また英語そのものに対する科学的理解や英語教育に対する理解も進み、将来研究者や中学・高校の英語教師、あるいは通訳者や翻訳者を目指す学生の基礎的な力は着実に磨かれている。特にTOEIC高得点者に対する特別表彰を2011年度より行っているが、小規模大学ながら900点以上の得点者を2013年度・2014年度ともに50名以上輩出している。

ロシア学科の専攻言語であるロシア語は初学者には非常に難易度の高いキリル文字や複雑な文法項目の習得が不可欠であるが、I階程・II階程ではすべての単位をセットで合格しないと進級できない厳しいシステムがあるため、3年生以上になると、ロシア語に対する十分な基礎力とともに、実践的な運用能力が身についている。またモスクワ国立大学へ短期留学する学生も多く、帰国後は会話力が確実に向上している。

中国学科の専攻言語である中国語も声調を含む発音が非常に難しいが、ロシア学科同様厳格な進級基準があるため、2年生終了時点での基礎力の完成度は高い。北京語言大学・東北師範大学・上海師範大学から毎年交換教員を受け入れ、専門的な内容も中国語で理解する訓練も行っており、学生のリスニング力に対する効果は大きい。また多くの学生が北京語言大学をはじめとする提携校への短期留学・長期留学に参加する。本学での基礎力を高めた上で参加するため、運用能力の水準はすこぶる高くなっている。

イスパニア学科も他学科同様、厳格な規準と丁寧な指導が功を奏し、初修言語ながら本学で基礎力を十分に固められている。その上で、大多数の学生がスペイン派遣留学制度に参加するほか、サラマンカ大学・サラゴサ大学などの交換留学制度を利用する学生もいる。本学の基礎的・多面的な教育と留学制度の有機的な連携により、イスパニア語の運用能力

は非常に高く引き上げられている。

以上の基礎的な語学教育の成果は、課外活動ではあるが、各地で開催されたコンテストの受賞歴などにも現れている（資料4-4-1）。

また英米学科・第2部英米学科・国際関係学科の学生は英語の他、ロシア語・中国語・イスパニア語・ドイツ語・フランス語を兼修語学として学習しているが、積極的な学習の結果、各種語学検定に挑戦し、国際交流センターで行われているドイツ語チャットなどに参加し、運用能力を高める者も多い。この他、自由選択語学でインドネシア語・朝鮮語・イタリア語・ポルトガル語・東欧諸語（2015年度はチェコ語）・東洋諸語（アラビア語）に取り組む学生も多く、学生の語学力の広がりや年々増している。

さらに、「行動する国際人」の養成を目指す観点から、2009年度に国際コミュニケーションコースを設置した。このコース内に設けられた模擬国連の授業の効果は非常にめざましく、課外活動とはなるが、模擬国連世界大会で各種の賞を受賞している（資料4-4-2）。現代社会における国際問題を議論するため、世界各地から5,000人を超える大学生・大学院生が集まった大会で受賞を得たことは、本学の学生の行動力・コミュニケーション力がトップレベルの域に到達していることを示している。

3) 研究科

研究科の教育目標や教育方針に沿ってさまざまな大学院改革を行い、大学院生の教育・研究指導の改善を図ってきており、その成果は確実に現われつつある。

本学が大学院改革のために行ってきた試みを上げれば、例えば、大学院生の国際学会での研究報告を促すため、2011年度から「学術国際会議研究発表助成制度」（資料4-4-3）を設け、国際学会での発表を希望する大学院生に助成金を支給していることが上げられる。毎年4～5人の大学院生がこの制度を活用し、スペイン・中国・アメリカ・タイなどで開催された国際学会で研究発表を行っている。また、本学ではモナッシュ大学及び天津外国語大学とのダブルマスター制度を導入している。現在までのところ、すでに4名の大学院生がこの制度を利用し、ダブルマスターを取得している。また、大学院生の海外への留学を促すために、2014年度には海外留学奨学金制度（荻野スカラシップ）を新設した（資料4-4-4）。さらに、2010年度から現在まで、毎年東京外国語大学との間で合同セミナーを行っており、大学院生に、研究発表及び他大学の教員や大学院生との交流の機会を提供している。

本学では大学院生の数が少ないこともあり、これまで日本学術振興会の特別研究員への採用の実績はなかったが、2015年度にはじめてDC2の採用者を出すことができた。さらに特筆すべきは、2011年度に本学の博士課程の大学院生が第1回育志賞を受賞したことである（資料4-4-5）。これらの事実は、もちろん第1にはそれぞれの大学院生本人の努力の賜物であるが、同時に本学の教育や研究指導が成果を上げていることの1つの現われである。

（2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

1) 大学全体

学位授与については、「公立大学法人神戸市外国語大学学位規程」（資料4-4-6）に学士号・修士号・博士号の授与について明確に規定されており、この規程に従って厳密に

学位授与が行われている。また、学部についてはディプロマ・ポリシー（資料4-4-7）が、大学院については学位授与方針（資料4-4-8）が定められている。

2) 学部

卒業によって学士の学位を授与されるためには、4年以上在学し（編入学者を除く）、124単位以上の授業科目を履修しなければならない(学則第21条)。124単位の内訳については、学則第11条（学部）及び第16条（第2部）に加えて、学部及び第2部の履修規程が詳細を定めている。

卒業論文の提出は、学部の国際関係学科では必修、それ以外の学科や第2部では選択制である。卒業論文の審査は、教授会での審議を経て学長が決定した2人の専任教員が、主査及び副査として行う（学部履修規程第16条（資料4-4-9）、第2部履修規程第14条（資料4-4-10））。

卒業認定は毎年3月と9月に行われる。認定は、教務委員会、教授会及び学長による3段階の手続によってなされる。教務委員会では、卒業に必要な単位を満たしていない学生の成績通知書が提出され、教務委員が各学科又はコースごとに、個別の学生について単位取得状況を点検・確認する。教授会では、教務委員会の判定に基づいて作成された卒業生及び卒業不可者の名簿がそれぞれ提出され、審議を受ける（教授会規程第5条1項2号（資料4-4-11））。最後に、教授会での審議を経て、学長が学士の学位の授与を決定する（学位規程3条）。

卒業に必要な単位の取得は厳格に要求されており、仮卒業などの制度は設けていない。

3) 研究科

本学では、大学院の開設以来、現在までに764件の修士号を、また59件の博士号を授与している。学位審査は、厳格な審査基準に基づいて行ってきたが、2010年度の大学基準協会による認証評価で、その審査基準を明示していなかったことを指摘されたため、その指摘に従い、現在では学位論文審査基準を明示したうえで、それに従って審査を行っている。

本学の修士課程に関しては、専攻やコースごとに独自の特徴がある。例えば、論文コースは研究職を希望する大学院生のためのコースであるのに対して、2015年度に新設された課題研究コースは「幅広い国際感覚と高い外国語運用能力を備えた人材の養成」を目的とするコースである。また、英語教育学専攻は現職の教員として教育実践経験を持つ者のみを対象とする専攻である。学位授与方針を策定するにあたっては、こうしたさまざまなコースや専攻の違いや特徴に配慮し、それぞれの専攻やコースごとに適切な方針を策定して、それに従った学位授与を行っている。

2. 点検・評価

基準4（成果）の充足状況

本学における学習成果は、学部においてはディプロマ・ポリシーに基づき、厳しい進級認定と卒業要件によって、研究科においては学位授与方針に基づき、修了要件及び学位論文や研究課題の厳格な審査によって評価され学位が授与されていることから、基準4を充たしている。

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

卒業認定は、公立大学法人神戸市外国語大学学位規程が定めた明確な要件に基づいて適正に行っている。学部においては、専攻言語とコース制により、国際感覚を身につけ実務能力等を育むことができおり、研究科においては、大学院生の育志賞の受賞等の成果をあげている。

2) 学部

学生は各自専攻言語を習得しながら、語学文学・法経商・総合文化・国際コミュニケーションのコースを選択する(第2部英米学科は英語学・英語研究コース、英語圏文化文学コース、法経商コースより選択)。これにより言語のほかにもう1つ別個の専門分野を究めるシステムとなっており、国際感覚を身につけながら、実務能力や高いレベルの教養を育むことができている。また国際関係学科にあつては英語能力の運用レベルを上げるとともに、国際社会における諸問題の解決を具体的に考えるプログラムにより、卒業後、世界各地で活躍できる行動力を持った人材を育てている。

3) 研究科

研究科においては、本学院生が育志賞を受賞したり、日本学術振興会の特別研究員に採用されたりしたこと、さらにダブルマスターの取得者を輩出していること、英語教育学専攻においては既に79件の修士号を出すなど、成果を上げている。

(2) 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

外国語大学として、学生の優れた国際感覚の更なる向上を目指し、大学院生に対しては、教育指導の更なるレベルアップを図っていく。

2) 学部

複数の外国語を高いレベルで運用することができる国際人を養成する教育目標に照らし合わせれば、現状においても十分な成果が上がっていると言える。今後も多方面の観点から、学生の学習効果を最大限に上げるよう努めていく。さらに国際交流活動や留学支援策を一層幅広く展開し、学生の優れた国際感覚の向上に努めていく。

3) 研究科

大学院教育における理念の中にある「社会人に対する高度な専門教育の提供」に関連して、本学にはすでに、現職の英語教師を対象とする英語教育学専攻が設けられているが、より広く社会人全般に大学院教育の機会を提供する方策を検討していく。

また海外の大学とのダブルマスター制度の協定や、その他の学術協定をさらに拡充し、発展させることで、教育目標に沿った大学院生の教育指導をさらにレベルアップしていく。

(2) 改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- 資料4-4-1 各種コンテスト受賞歴
- 資料4-4-2 模擬国連世界大会での受賞歴
- 資料4-4-3 学術国際会議研究発表助成制度
- 資料4-4-4 荻野スカラシップ募集要項
- 資料4-4-5 第1回育志賞受賞
- 資料4-4-6 公立大学法人神戸市外国語大学学位規程（既出 資料4-1-3）
- 資料4-4-7 ディプロマ・ポリシー（既出 資料1-24）
- 資料4-4-8 学位授与方針（既出 資料1-30）
- 資料4-4-9 公立大学法人神戸市外国語大学外国語学部履修規程
（既出 資料4-1-14）
- 資料4-4-10 公立大学法人神戸市外国語大学外国語学部第2部履修規程
（既出 資料4-1-15）
- 資料4-4-11 公立大学法人神戸市外国語大学教授会規程（既出 資料3-11）
- 資料4-4-12 2015年度授業時間割表

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学の学生受け入れ方針は、学部・大学院ともアドミッション・ポリシー（資料5-1）に明記されている。アドミッション・ポリシーは、学部・大学院全体の観点から求める学生像を記すとともに、各学科・コース及び各専攻の特徴と目標に応じて、個別のポリシーも策定されている。

2) 学部

第1章で述べた本学の目的に従い2008年度に定められたのが、本学の入学者受け入れ方針となるアドミッション・ポリシーである。そこでは、「行動する国際人」を養成し、また2ヵ国語以上の外国語を修得するとともにその背後の文化にも通じた「洗練された外国語能力」を備えた人材を育成することを本学の「理念と目標」とし、その理念と目標に則り、本学では「外国や自国の言語や文化への強い関心を持つことはもちろん、21世紀の国際人にふさわしい社会や人間に関する幅広い知識と洞察力の獲得を目指す真摯な学生」を求めると明示している。

さらに本学の全学科・コースがアドミッション・ポリシーの一環として、それぞれの「教育の基本方針」と「求める学生像」を明文化している。またそこでは、その国の言語・文化等への強い興味があることを求めるなど、本学の学生に求めるより具体的な内容も明らかにしている。

このアドミッション・ポリシーは、大学案内や入学者選抜実施要項（資料5-2）に明記されるとともに、本学ウェブサイトにも掲げられており、オープンキャンパスなどでも説明されている。

なお、障がいがあるなど「受験上及び修学上特別な配慮を必要とする者」に対しては、大学入試センター試験出願以前から本学との相談が可能な体制を整えており、またその旨を入学者選抜実施要項などで周知している。

3) 研究科

第1章で述べた本学の目的に従い、研究科では2014年度にアドミッション・ポリシー（資料5-3）を策定した。そこでは、時代と社会の要請に応え、新しい知の体系の創造を担うことのできる幅広い学識と国際感覚を有する学術研究者、教育者、及び高度専門職業人の育成を教育の基本方針とし、「大学院入学者選抜試験では、人文社会科学の各分野における専門的知識を有するとともに社会が直面する課題に幅広い関心を持ち、国際的な場でも活動しうる外国語能力にすぐれた人材を求める」と明示している。

このアドミッション・ポリシーは、大学院入学案内やウェブサイトにも掲げられており、大学院進学説明会などでも説明されている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

1) 大学全体

学部・大学院ともアドミッション・ポリシーに基づき、公正で適切な学生募集と入学者

選抜を実施している。学部の場合、学生募集と入学者選抜は入試委員会が担当し、入試問題の作成はそのため組織される部会が中心となっており、さらにその問題を別個の部会が点検する。入試問題に関する機密保持の観点から、2015年度より入試問題の作成と点検を綿密に規定するマニュアルが整備され、事故防止・事故対応の対策も進んだ。

入学者選抜の結果については、学部では入試委員会が合格者案を作成し、大学院では大学院教務・入試委員会が合格者案を作る。それぞれ、教授会と大学院研究科会議で審議され、学長が決定する手順を踏んでいる。

なお、2015年10月に実施した大学院修士課程の入試における解答用紙の不備については、早急に改善策を検討・実施し、文部科学省に報告した（資料5-4）。

2) 学部

上記の学生を受け入れるために、本学では多様な入学者選抜試験を行っている。すなわち、一般入試の「個別学力試験（前期日程及び後期日程、学部・第2部）」（資料5-5）、特別選抜の「推薦入試（学部・第2部）」（資料5-6）、帰国子女特別選抜（学部）（資料5-7）、外国人留学生特別選抜（学部）（資料5-8）、社会人特別選抜（第2部）（資料5-9）」、そして「編入学・転部試験（学部・第2部）（資料5-10）」がそれぞれである。なお「中国引揚者等子女特別選抜（学部）」は、受験者が途絶えたため2013年度をもって廃止した。他方「推薦入試」は、従来の神戸市内枠に加え、2010年度からは全国枠（資料5-11）も設けて実施している。

これらの試験の内容であるが、一般入試では大学入試センター試験及び個別学力試験を組み合わせ、このうち前期日程では個別学力試験としてリスニングテストを含む英語の学力試験を、後期日程では日本語の小論文を課している。また特別選抜では英語の学力試験・小論文及び面接を、編入学・転部試験では英語など外国語の学力試験と面接を実施している。2015年度入試におけるさらに詳細な入学者選抜方法は、入学者選抜実施要項に示されている通りである。またこうした入学者選抜方法は学生募集要項にも掲載し、両者とも本学ウェブサイトに掲載するなど、学内外での周知を図っている。

これらの入学試験の問題作成、問題の点検、実施は、それぞれ専任教員によって構成される別個の委員会・部会等が担当し、入試の実施・運営は事務局職員も担当する。

以上の入学者選抜が公正かつ適切に行われるために、本学では細心の注意を払っている。すなわち入試に関連する各委員会等の委員の選出は学内規程に基づき、高い透明性のもとに行われている。また上記のとおり、問題の作成と点検を別個の部会等が行うことにより問題の適切性を高めている。さらに問題作成のうえで高度な機密性が保たれるよう万全の注意を払っている。他方、個々の試験は詳細な実施要領に従い実施されており、試験の実施過程から不規則性や恣意性を排除して、全受験生にとって公正で効率的な試験となるようにしている。また採点においては、採点者の配置や答案の物理的な処理に細心の注意を払い、採点の一貫性や公平性を保つ万全の体制を整えている。合否判定はセンター試験及び個別学力試験の成績の合計点等により、厳正かつ綿密に行っている。

さらに一般入試に関しては、「大学入試センター試験成績（換算値）の合計点」「本学個別学力検査成績」及び「総合計点」「合格者の最高点・平均点・最低点」の開示を行い、より透明度の高い体制づくりに努めている。

科目等履修生については、学則に定めるもののほか科目等履修生の取り扱いに関して公

立大学法人神戸市外国語大学科目等履修生に関する規程（資料5-12）を定めている。入学選抜試験として、一般課程では小論文と面接を、語学課程では英語筆記試験と面接を、教職課程・司書課程・学校図書館司書教諭課程では面接をそれぞれ実施している。これらの募集要項については、本学ウェブサイトで周知している（資料5-13）。

科目等履修生として入学を許可する定員は、語学課程及び一般課程においては、両課程合わせて本学の学則に定める総定員の5%以内、教職課程においては3%以内、司書課程及び学校図書館司書教諭課程においてはそれぞれ1%以内と定められている。なお、志願者が定員に達しない場合でも、選考の結果によっては入学を許可しないことがある。また、志願者が定員を超えた場合、本学の卒業生及び継続の科目等履修生を優先して入学を許可している。

3) 研究科

大学院においては、学部において培った学習・研究能力に立脚して、専門分野の研究をさらに深め、国際的にも通用するような研究レベルを目指す意欲的な学生を受け入れることを目指している。

修士課程では、「幅広い視野と柔軟な思考の上に立って、各々の学問領域をきわめることによって、将来の研究者、教育者の育成、及び高度な知識を生かした専門職に就こうとする人材の育成」を、博士課程では、「独創性と創造性を兼ね備えた研究者の育成」をそれぞれの教育目標としている。優秀な人材を国内外から迎え入れ、これらの教育目標を達成するために、本学の出身者だけでなく、他大学の出身者にも門戸を開くとともに、外国人特別選抜などにより外国人留学生を受け入れている。修士課程においては、2015年度入試から高度職業人養成を目的とした課題研究コースを新設するとともに、オーストラリアのモナッシュ大学とのダブルマスター制度（資料5-14）を開始するなど、大学院に対する多様なニーズに応えつつその魅力の向上を図っている。また、社会人大学院である修士課程英語教育学専攻は、「すでに現職教員として教育実践を持つ方々が、日頃の教育現場で必要とされる高度な英語運用能力や職業人としての専門的な知識を向上させ、教育者としての自己変革を目指す」場として設置されており、意欲ある現職の小・中・高校教員を受け入れている。

大学院入試は、修士課程については10月と2月（英語教育学専攻は8月と2月）の2回、博士課程については2月に1回行われている。

入試科目等の詳細は大学院学生募集要項等（資料5-15）に記されているが、概要は以下のとおりである。

修士課程の入試は、英語教育学専攻以外の全ての専攻で、筆答試験と口述試験から構成されている。筆答試験は、専攻しようとする領域に関して行われ、専攻によっては一部外国語の試験も含んでいる。口述試験では、提出された卒業論文又は専攻に関する論文等もしくは研究計画書に基づいて、本人の能力のみならず、本学の大学院が研究を遂行するのに適した環境を提供しうるかという点からも、時間をかけ入念な質疑応答が行われる。英語教育学専攻では、英語の口頭運用能力の評価を含む口述試験と、志望理由書及びその英文要旨等の出願書類を総合して選抜が行われる。2015年度入試より新設された修士課程課題研究コースについては、修士課程論文コース入試と同時に実施され、基本的には論文コースと同様の方法で行われるが、試験内容・合否判定については各専攻の定めるところによっている。

博士課程の筆答試験は、英語、ロシア語、中国語、イスパニア語、ドイツ語、フランス語、日本語のうち、母語以外で研究計画の遂行上最も必要とされる言語により、専攻分野に関して行われる。口述試験においては、提出された修士論文及び3年間の研究計画等を記載した研究計画書に基づいて、専門研究者としての資質や可能性を備えているか、博士論文を執筆する段階まで到達できるか、学際的視野を持ち創造性と独創性を兼ね備えた研究者として博士課程を修了する能力があるか等の観点から、慎重な質疑応答が行われる。なお、本学大学院修士課程の修了者であっても、博士課程に進学を希望する場合は、博士課程の入試を受験しなければならない。

合格者の決定に当たっては、修士課程・博士課程とも、各専攻の教員が合格者案を作成し、大学院研究科会議で審議の上、学長が決定する。

修士課程の出願者・入学者数は減少傾向にあったが、2015年度においては課題研究コースの新設等により、大幅な回復傾向が見られる。博士課程の出願者・入学者数は年次による変動が大きいが、ここ5年間の平均で、おおむね定員の6割以上の入学者となっている。

なお、2015年10月にあった大学院修士課程入試での解答用紙の不備について文部科学省へ報告した際、同省より再発防止対策等と併せて年間2回実施している修士課程の入試における募集定員の考え方等について指摘を受けており、それらに対して早急に改善策をまとめる。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

1) 大学全体

大学全体としての在籍学生数の管理は概ね良好であるが、在籍者数の定員に対する比率に関しては留意すべき点も存在する。

まず学部の入学定員に対する入学者の比率は、過去5年間の平均で約108%であり、定員を大きく超えることはない(資料5-16)。ただし、「行動する国際人」の養成を掲げる本学の外国語学部という性格上、休学して留学をする学生の比率が高く、5年以上かけて卒業する学生の比率が約60%にも上る。その結果、在籍者の定員に対する比率は120%を超えているが(資料5-17)、休学者を除外した学生数の定員に対する比率は良好に保たれている(資料5-18)。

他方、研究科の定員充足率は修士課程で約60%にとどまっている(資料5-19)。特に定員充足率が低い専攻もある。この点については研究科の項目において後述する。

2) 学部

本学の学部・学科の募集定員は資料5-2の通りである。定員は2009年度に第2部の定員を削減するとともに、国際コミュニケーションコースの創設のため、学部の定員を増やした。

本学の学部・学科の募集定員に対する入学者の比率は、資料5-16の通りである。募集定員に対する入学者の比率は、2011年度以降110%未満で推移している。

本学の収容定員に対する在籍学生数の比率は、資料5-17の通りである。過去5年間の比率は、本学全体で見ると、120%台で推移している。

収容定員に対する在籍学生数の比率が比較的高い背景として、上述のように外国語大学

としての本学の特性上、休学者が多くなることが上げられる。本学では主として海外留学もしくは海外での語学研修のため毎年、多くの学生が休学している（資料5-20）。この休学者を除いた在籍学生数を学生収容定員で割った充足率は、資料5-18が示す通り、過去5年間の平均は約110%台となっている。また編入学試験による入学者数の推移は、資料5-21の通りである。

3) 研究科

大学院定員の充足状況については、資料5-19の通りである。収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程平均で約60%となっており、ロシア語学専攻とイスパニア語学専攻では定員充足率が特に低い状態が続いている。英語教育学専攻の比率が約170%と高くなっているのは、在学期間を3年または4年とする長期履修制度を選択した学生が3年以上在学しているためであり、これらの学生を除くと比率は約115%となる。

博士課程については、入学者が定員を上回る年もあるが、ここ5年間の平均では約60%の状況にある。博士課程標準修業年限を超える在学者も含めた博士課程全体の定員充足率は約92%となっている。在籍学生数は、ほぼ適正な水準にあり、2014年度までに54名の博士号取得者を輩出してきた（課程博士46名、論文博士8名）。

（4）学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

学生募集及び入学者選抜の適正な実施については、入試研究部会や大学院運営部会が定期的に検証を行っており、その結果は教授会や研究科会議に報告されている。

2) 学部

本学では、学生募集及び入学者の選抜について、学内に設置された入試研究部会を中心にして定期的に検証を行っている。

同部会では、学生募集・入学者選抜制度の適切性を検証し、また具体的な改善につなげていくため、国の教育政策や他大学の動向等にも十分注意を払いつつ、本学の受験動向や入学者の追跡調査、入学試験問題作成過程や実施運営体制の妥当性の検討等に積極的に取り組んでいる。例えば同部会は、一般入試での入学者を対象に毎年、詳細なアンケートを実施して、本学の志望理由等を綿密に把握しており、また入試の実施要領も恒常的に見直している。

以上の検証の結果、例えば一般入試の学部学生の場合、資料5-22が示すように、第1志望での入学率は近年安定した水準にあることが明らかになり、本学の学生募集・入学者選抜制度が十分な効果を上げていることが確認できた。他方、同部会での審議から具体的な改善方策も生まれている。まず入試制度については、本学が求める学生をより幅広い地域から集めるという観点から、推薦入試への全国枠導入を2010年度に行った。また入試問題の作成については、作成とは別個に問題を点検する部会等を2011年度に設置して、問題作成の適切性を高めた。さらに入試実施要領の改訂・追加も、同部会での検討から生まれている。

3) 研究科

研究科では、大学院学生募集及び入学者の選抜について、学内に設置された大学院運営

部会を中心に定期的に検証を行っている。

同部会では、国の教育政策や他大学大学院の動向等にも注意を払いつつ、研究テーマや志望分野が多様な志願者に対し、入学者の水準を維持しつつ学生の能力を十分に把握するためのきめ細かい入試問題の作成や入試問題の適切性及び入試制度の検証を行うなど、大学院学生募集・入学者選抜制度の適切性の検証を行っている。

2. 点検・評価

基準5の充足状況

学部入試については、アドミッション・ポリシーに基づき適切に周知・運用・検証ができています。大学院入試については、先般の入試における解答用紙の不備を踏まえて対応を行う必要があります。また、定員の維持に関しては、大学院は修士課程の一部で充足率を満たしていない状態であるが、学部については休学者を除く実質数で適切に管理できています。これらのことにより、改善が必要な事項もあるが、その他の部分については概ね基準5を充たしている。

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

それぞれの学科・コース（学部）及び専攻（大学院修士課程）ごとにアドミッション・ポリシーが具体的に明示されている。本学の刊行物や本学ウェブサイトなどを通じて、アドミッション・ポリシーの受験生及び社会全体への公表も着実に進められている。特に本学ウェブサイトによる広報は、同ページのレイアウトや内容が2015年4月に一新されたこともあって、積極的に行われている。

また、学生・大学院生の入学者選抜等においては、公正かつ適切に実施・検証されている。

2) 学部

学生募集及び入学者選抜については、公正かつ適切に実施・検証されている。

本学では一般入試の前期日程・後期日程に加え、様々な特別選抜及び編入学・転部試験を実施しており、多様な入試形態を十分に確保できている。2010年度に導入された推薦入試の全国枠は、その観点からも評価できる。

本学のアドミッション・ポリシーからは、外国語、特に英語の学力試験が入学者の選抜では不可欠であると言える。この要件は、一般入試後期日程以外の入試において本学で作られた英語の学力試験が課せられることから、十分に満たされている。入学定員に対する入学者の比率は、年度や学科による差異はあるものの、概ね適正な範囲内にあると考えられる。これは、過去の入学辞退者数などを勘案しながら、合否判定を厳正かつ綿密に行い、入学者が入学定員に対して適正な水準に保たれるよう努めてきた結果である。

本学における学生募集と入学者選抜方式の公平性及び適切性の検証は、主として入試研究部会によって進められており、検証を担当する中心的な組織が明確に定められている。また同部会で審議された事項が学内で報告ないし審議されるプロセスも明確であり透明性が高い。

同部会を中心にして進められた検証の結果は、学生募集と入学者選抜方式のさまざまな改善に具体的に反映されている。

3) 研究科

大学院入試では、各専攻の特性に合わせた出題や選考形式が取られている一方、試験結果は口述試験を含めて点数化され一覧表に整理された上で、すべての大学院担当教員が参加する研究科会議による審議を経て学長が決定しており、客観性と適切性を備えた選考過程となっている。

博士課程及び修士課程のうち英語教育学専攻については、大きな問題点は認められず、ほぼ適正な定員管理が行われている。2015年度入試から導入された課題研究コースは、修士課程終了後、企業等への就職など研究者以外の多様なキャリアを目指す、いわゆる高度職業人養成を目的としたものであるが、英語教育学を除く入学者の約半数がこのコースを選択しており、今後の充足率向上の効果的な方策となることが期待される。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

学部においては、アドミッション・ポリシーの認知度の向上が課題であり、研究科においては、全国的な傾向であるが、修士課程の定員充足率の向上が課題である。

2) 学部

アドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの認知度を実際に高めるためには、なお課題も残されている。まず入学生を対象にしたアンケート調査では、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの入学前の認知度は、いずれも5割程度にとどまっている。

3) 研究科

研究科修士課程の定員充足率が低い。問題点としては、修士課程の定員充足率は約60%であり、特に、ロシア語学専攻とイスパニア語学専攻では2割に達しておらず、著しい欠員が生じていると言わざるを得ない。

大学院の定員が充足できないのは、研究者を目指すことが一層困難になり、志願者が少なくなっていることが、最大の理由とみられる。大学の専任ポスト削減による就職難の結果、全国的に大学院進学希望者数が減少していると言われており、抜本的な改善策も難しいのが現状である。

なお、大学院修士課程の入試における解答用紙の不備に対して、早急に改善策を検討・実施し、文部科学省に報告した。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

学部においては、高大接続改革等の国の動向等を注視し、入学者選抜方式等の改善を図っていく。研究科においては、修士課程・博士課程修了者の出口対策としての就職支援に対しても取り組んでいく。

2) 学部

本学がアドミッション・ポリシーに基づき公平・適切に学生等を募集・選抜しているか否かは、入試研究部会を中心にして絶えず検証しており、今後もそれを継続していく。

また、高大接続改革のさらなる進展をはじめとする、本学をとりまく諸動向等を注視し

つつ、本学の学生募集や入学者選抜方式における問題点の早期発見と速やかな改善に引き続き綿密に取り組んでいく。

3) 研究科

大学院入試は順調に実施されており、現行制度について特に改善すべき点は見当たらない。なお、ダブルマスター制度など海外の大学院との連携プログラムを選択する場合は、提携先の大学院の入学時期が日本の学年暦と一致しない場合が多く、入試時期とあわせて学内の留学奨学金の申請時期など、入試に関連する諸事項との日程調整を十分に行っていく。

修士課程及び博士課程修了者の出口対策として、研究者以外にも多様な進路や就職先を開拓していく必要がある。2015年度に設置した課題研究コースは、こうした取り組みの一環として、修士課程終了後に高度な知識を有する職業人を目指す学生の養成を目的として設置したものであるが、今後、修了者の進路状況の把握とともに制度の運用状況を点検していく。2013年度より、キャリアサポートセンターと連携して修士課程と博士課程の入学者全員を対象に、「就職・進学等登録票」の提出を義務づけ、課程修了者の正確な進路把握とともに就職希望者への支援体制を整えつつあるが、今後大学院進学希望者が修了後の進路に対して具体的なイメージを持てるよう、修了者の進路状況に関する情報提供にも努めていく。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

学部においては、アドミッション・ポリシー等の認知度の向上に取り組んでいく。研究科については、大学院の魅力の向上及び社会人向けプログラムの新設に向けての制度設計を進めていく。

2) 学部

今後、アドミッション・ポリシーや、それに関連するカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの認知度をさらに上げるための試みを検討することが考えられる。例えば認知度について今後、入学生を対象にしたアンケート調査を継続的に行い、ホームページや印刷物における広報の仕方について改善の余地がある。

3) 研究科

修士課程の一部の専攻で生じている欠員の改善方策としては、第1に大学院の魅力の向上が必要である。このため、セメスター制度の2009年度からの実施に加えて、単位互換科目の整備等カリキュラムの改善、国内外の大学院・研究機関との連携・協力・単位互換制度の推進、ダブルマスター制度の天津外国語大学及びモナッシュ大学以外の大学院への拡大の検討、国際的研究プロジェクトの推進などを行っていく。また本格的な生涯教育への関心の高まりを踏まえ、社会人向けのプログラムの新設に向けて制度設計を進めていく。

第2に、志願者募集の方法についての検証が必要である。具体的には、大学院ウェブサイトの情報提供の内容や、学内外で行われる大学院募集説明会の実施・参加方法、参加者への配布資料の充実についても検討を行っていく。大学院募集説明会については、ガイダンスへの参加学生層や人数等を精査し、本学大学院の魅力さをさらに効率的にアピールする方法について検討を進める。また、進路のひとつに大学院進学を考えている学内の卒業予定者に対して、本学大学院の魅力さを伝えるため、学部教育と修士課程における教育の連携

をさらに強化し、より高度な学習と研究への意欲を引き出していく。

なお、大学院修士課程の入試における解答用紙の不備に対して、早急に改善策を検討・実施し、文部科学省に報告した。そして、学部を含めて、入試における不備が再発しないよう万全の体制をとっていく。

4. 根拠資料

- 資料5-1 アドミッション・ポリシー（既出 資料1-22）
- 資料5-2 2015年度入学者選抜実施要項（既出 資料4-1-11）
- 資料5-3 アドミッション・ポリシー（大学院）（既出 資料1-29）
- 資料5-4 大学院入試ミス再発防止について
- 資料5-5 2015年度学生募集要項（既出 資料4-1-10）
- 資料5-6 2015年度推薦入試学生募集要項（神戸市内枠）
- 資料5-7 2015年度帰国子女特別選抜学生募集要項
- 資料5-8 2015年度外国人留学生特別選抜学生募集要項
- 資料5-9 2015年度社会人特別選抜学生募集要項
- 資料5-10 2015年度転部・編入学試験要項
- 資料5-11 2015年度推薦入試学生募集要項（全国枠）
- 資料5-12 公立大学法人神戸市外国語大学科目等履修生に関する規程
- 資料5-13 2015年度科目等履修生募集要項
- 資料5-14 神戸市外国語大学・モナッシュ大学ダブルマスタープログラム
- 資料5-15 2015年度大学院学生募集要項
- 資料5-16 学部・学科の入学者数の推移
- 資料5-17 学部・学科の在籍学生数の推移
- 資料5-18 学部・学科の在籍学生数（休学者を除く）の推移
- 資料5-19 大学院定員の充足状況
- 資料5-20 学部・学科の休学者数の推移
- 資料5-21 学部・学科の転部・編入学実施状況
- 資料5-22 本学入学生における第1志望率の推移

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学の理念は「行動する国際人」の養成であり、外国語能力や教養を備えた国際的人材の育成を達成するために、学生が安定した大学生活を過ごせるための修学支援・生活支援・経済的支援を実施している。課外活動やボランティア活動を通して学生が社会貢献を行い、同時に人格的成長を促すべく様々な支援を行っている。

学生支援の方針は以下の通りである。

- ① 学生が経済的に安心して学生生活を送れるよう、奨学金や授業料減免制度などの経済的支援制度の充実を図る。
- ② 学生の生活相談やメンタルヘルスケアのニーズなどに的確・早急に応えることのできる支援体制の充実を図る。
- ③ 学生のキャリア形成を広く支援するために、インターンシップ及び就職情報の提供や卒業後の進路・就職活動に関する相談体制の充実を図る。
- ④ 学生の主体性や自主性を育み、学生生活をより豊かにする課外活動やボランティア活動の支援体制の充実を図る。
- ⑤ 国際的に活躍できる人材を育成するために、専攻言語及び英語での発表スキルが身に付くように、海外で行う教育及び研究活動への支援制度を整備する。

学生支援を円滑に行うために次の2点を中核として行っている。

1) 学生支援部会を置く。学生支援部会とは、休・退学の学籍異動、奨学金、授業料減免、障がい学生の受け入れ、課外活動、その他学生支援に関する全学的な事項を審議するための組織であり、専任教員と事務局担当で組織され、学生生活全般の支援体制の充実を図り、学生への指導を行う。また、学生生活の安全な環境維持に努める。

2) 学修や生活全般の相談に対応する専任教員である1・2年生のクラスチューターの中より学生支援部会の委員が選任され、学生の状況や対応などを情報共有している。入学時のオリエンテーションではアドバイザーとして上級学年の学生も参加して新入生が早く大学生活に慣れるように支援している。学生支援窓口・保健室・相談室等の相談体制についても説明し、体制の周知にも努めている。

また、学生の生活状況や意識といった現状を包括的に把握し、学生支援の充実を図るための基礎資料とすることを目的として、2013年度より「学生生活調査」を実施している。具体的には学生生活全般の状況、学生が取り組んでいる個別活動、という2つの視点から、課外活動や留学といった学生の主体的な活動も含め、全56項目の設問を通して調査した。結果は2014年度に『学生生活調査報告書』として発行、大学ウェブサイトにて公開した。この調査は全学生を対象とし、回答率は60.7%であった(資料6-1)。調査は3年ごとに実施し、学生生活実態の現状把握だけでなく、時間軸的にその変化を多角的に検討する基本資料とすることを目標にしている。そのため、学生支援や大学全体の中長期的な改革に役立てることがその主要な目的となる。もともと、学生の要望を受けてすぐに対応した項目もある。例えば、学生からの要望が多かったトイレの改修を計画し、図書館ラーニング commons の開館時間を早め、図書館の閉館時間も延長した。また、無線LANのアクセス

ポイントも40ヵ所増設するなど改善に努めた。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

1) 留年者及び休学・退学者の状況把握と対処

学生の修学状況の把握及び問題のある学生への指導については、きめ細かい対応に努めている。例年前期・後期とも、学期開始1ヵ月後に専任教員及び非常勤講師すべてに出席状況の確認を文書で依頼し、支援が必要と思われる学生の報告を求めている。長期欠席者や成績不良者は、留年や休学・退学につながる可能性もあるため、早期の対応が必要となる。正確な状況把握に基づく適切な対応ができるように、メール・電話での連絡や面談を実施し、必要な場合は学生相談室のカウンセラーと連絡を取り合い対応するようにしている(資料6-2)。

また休学・退学の申し出をした学生については、理由を把握し、指導や支援を行っている。留年となった学生についても、学習意思を確認し、留年となった原因の把握をするとともに学習継続への意欲を失わないよう対応に努めている(資料6-3)。

初年次教育の一環として入学式及びその1週間以内に様々なガイダンスを行っている。30~40名で構成されるクラスに教員がチューターとしてつき、入学式の当日にオリエンテーションを行っている。チューターは2年間同じクラスを担当し、修学だけでなく生活一般のカウンセリングも行っている。

2) 補習・補充教育に関する支援体制

(a) 初年次教育の一環として、大学での授業・学修・研究に不可欠であるコンピュータの使い方・図書館利用及びレポートの書き方についてのガイダンスがある。実際にコンピュータを使い、学内LANの使い方、レポート等の提出方法、メールのマナー、図書館での情報収集の方法、データベースの使い方などについて、講義と実習を行っている。2015年度の出席率は77%となり、実習は、学生から分かりやすいという評価を得ている。オリエンテーションのプログラムの内容は、現状をふまえ、学生アンケートを参考にして毎年工夫し改善するべく努めている(資料6-4)。

レポートの書き方については、さらに各学科で専門分野の形式に従った説明会を1年次前期に行っている。

また初年次教育とは別に、図書館ガイダンス(ゼミ対象)を行っている。これは2009年度から実施しているゼミのテーマに合わせた体験型ガイダンス(図書館情報の収集方法、データベースの使い方等)であり、例年約40回実施している。また図書館ロビーは、「ラーニングコモンズ」として2013年度末に整備され、コンピュータを利用して資料収集を行ったり、電子黒板を使いながらプレゼンテーションや勉強会、ミニ講演会をしたりすることができる。2014年度後期からは大学院生が毎日2~4時間アドバイザーとして待機し、学部学生の学修支援を行っている(資料6-5)。また、就職支援や語学習得支援の一環として、教材を使ったTOEICテスト対策コース(定員30名、受講料1,000円)を2013年度より提供している。

(b) 課外活動は学生生活をより豊かにするものであり、広い人間的教養を身に付けた人材の育成を目的とする大学の役割に照らしても、重要な意義があることから、本学でも各種の援助を行っている。

課外活動団体では、学部の学生自治会のもとで体育会・文化総部に、2部学生自治会のもとで2部サークル連合にまとめられている。いわゆるクラブ活動として登録されている公認団体は2015年度で46団体、参加学生は916人であり、在籍学生の4割近くとなっている。公認団体以外にもサークルという形で活動を行っている団体があり、これらを含めるとさらに多くの学生が何らかの活動に参加していることになる(資料6-6)。

また、学園祭実行委員会及び本学独自の存在として語劇祭実行委員会があり、毎年秋に各語学科(英米・ロシア・中国・イスパニア・2部英米)がそれぞれの専攻する語学で劇を上演する。語劇祭は2016年に70周年を迎える本学とともに歴史を刻んできた由緒ある行事であり、毎回審査員により最優秀劇団賞・男優賞・女優賞等が授与されている。語劇祭には、語学力の向上を目的とするだけでなく異文化理解にもつながる重要な意義がある。

本学は公認団体に対して年間総額218万円の活動費の助成を行っているほか、同窓会である楠ヶ丘会や保護者等の後援組織である伸興会からも活動費・備品購入等の支援が行われている。また、学生顕彰制度を設けて、対外試合やコンクールなどで好成績を挙げた団体・個人に対し表彰を行っている。学生顕彰は、社会貢献等に秀でた学生、優秀な成績を修めた学生にも授与される。

なお、これらの課外活動を行う団体の学生代表と大学の事務局との間で月1回定例会を開催しており、大学からの連絡や学生からの意見を聞く場となっている。

(c) ボランティアコーナーでは、週5日コーディネーターが対応し、国際支援・教育・地域のまちづくりなどへのボランティアの参加を斡旋している。本学は学生ボランティアの資金援助も行っている。ボランティアコーナー学生スタッフの活動及び障がい児や高齢者を対象とした交流支援活動に参加する学生に対し年間1人500円のボランティア保険代を大学が負担している(年間50名程度に適用)。また、2013年度より、大規模災害発生時の学生ボランティア活動の助成金(1人あたり上限1万円)を支給している(資料6-7)。

2015年1月には、ボランティアコーナー学生スタッフが、本学とともに「阪神・淡路大震災20年事業」を実施し、その当時の被災状況等をパネルで展示するとともに、東日本大震災に関連したボランティア活動も紹介した。また「日本語学習を助ける会」の学生スタッフが、神戸市西区善行青少年表彰を受賞した。ボランティア活動参加者数は増加し、事業は定着してきたといえる(ボランティア活動については第8章参照)。

3) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生については、学生支援部会、学生相談室及び学生支援担当職員が連携して対応している。2013年度には発達障害を抱える学生が1名入学した。圧迫感によりパニック症状を起こす可能性があるため、広い教室に移す工夫をした。個別に担当教員には文書で通知し、個別対応が必要になる場合についての配慮と理解を求めた。定期的に相談室のカウンセラーとの面談を行い、適切な対応ができていかどうか確認し、学年末には保護者との面談も行った。当該学生は初年次には必要単位を満たすことができなかったが、2年次(2014年度)は学生支援の対応も軌道に乗り、無事必要単位を取得することができた。

2013年度に突発性統合失調症を発症した学生1名については、精神分析心理療法・カウンセリングの専門教員によるアドバイスをもとに対応した。こうした事態への対応の難しさを踏まえ、教職員向けに、上記の専門教員と相談室カウンセラーによるセミナーを開催

した。また、年度末には各部所の窓口対応職員を対象にセミナー兼相談会を開催した。障がいのある学生に対する理解を深めるためのセミナーは今後も毎年開催する予定である。

なお、校内はすべて車椅子での移動に対応している。スロープ、学舎のエレベーター及び車いす対応のトイレはすでに設置済みである。

4) 奨学金等経済的支援

学生への経済的な支援制度として、独立行政法人日本学生支援機構を中心とした奨学金と授業料減免制度がある。

奨学金の給付・貸与の状況は資料6-8のとおりである。奨学金を利用する学部学生は比較的多く、そのほとんどが日本学生支援機構の貸与で、在学生の42.7%と高い割合を占めている。そのほか、民間育英団体や地方公共団体などからの給付や貸与の奨学金も利用されている。

大学院においても、外国人留学生を中心に、積極的に奨学支援団体への申請を支援しており、ほぼ全ての外国人留学生が、国・県・市、日本学生支援機構や民間助成団体等からの奨学金を受給している。

家計支援のための本学独自の支援制度として、学業成績が優秀で、かつ家計の収入が基準以下の学生を対象として授業料の減免を行っている。減免の適用状況は、資料6-9のとおりである。年度によっては申請者が多いため、学業・収入・家族状況等を勘案した基準で審査を行っている。

大学院においては、文部科学省や学術推進助成団体からの研究奨励補助金などについて、募集案内を院生研究室に掲示するとともに、応募に当たっての相談を受け付けている。独立行政法人日本学術振興会特別研究員奨励費（博士課程在籍者及び博士課程修了者対象）への申請状況は、資料6-10のとおりである。

5) 留学支援

本学学生が在学身分で留学する「派遣留学」は、2001年度に制度化され、留学先で取得した単位は審査のうえ本学の基準に換算して認定される。派遣留学の種類には次のものがある（資料6-11）。

- ① 交換留学：交換協定に基づき留学先の大学の授業料が免除されるもの。学内補助金制度がある。
- ② 長期派遣留学：交流協定先又はそれ以外の大学に自費で留学するもの。学内補助金制度がある。
- ③ スペイン派遣留学：交流協定に基づきスペインの大学へ自費で留学するもの。学内補助金制度がある。
- ④ 短期派遣留学：春季や夏季の長期休暇を利用した3～6週間の語学プログラム。

なお2013年度からは、本学卒業生の篤志家の寄付を活用して、1人あたり年間支給額が最大250万円の「荻野スカラシップ」という奨学金制度を新たに設けた（資料6-12）。

また、本学学生が留学に必要な語学力を高め、留学希望大学の入学許可基準に早期に達することの一助とするため、2009年度から課外授業として「TOEFL-iBT対策講座」を、2012年度からは「IELTS対策講座」を開催するとともに、これらの試験の受験料補助（1人5,000円、在学中1回のみ）を行っている。

また、近年本学の施設の外部利用の推進に力を入れている中で、TOEICの試験会場等とし

で貸し出しを行っており、このことも本学の学生に受験しやすい環境を提供することにつながっている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

1) 保健室

学生生活を送る上で心身の健康管理の要となるのが保健室である。本学では保健室に専任の養護教諭や看護師が常駐しており、学内で急に気分が悪くなったり、怪我をした時などの応急処置に当たるほか、健康相談などを行っている。保健室の利用状況は資料6-13のとおりであるが、学生相談室に直接行くことを躊躇し保健室を訪れる学生もおり、心の問題も含めた相談もニーズが高く、学生相談室のカウンセラーに紹介するケースも多い。

学生の定期健康診断は5月に実施しており、所見のある学生には保健室の養護教諭・看護師が連絡を取り指導している。また、月1回、希望者には近隣のクリニックで医師による健康相談を行っている。

この他にも、保健・衛生面からの支援として、安全衛生委員会の活動を通じて、学生の薬物乱用防止の啓発、分煙の徹底（学内に1ヵ所のみ喫煙所設置）などを行うとともに、新型インフルエンザなどの流行時には、対策本部を設置し、迅速かつ適切な情報提供や啓発・注意喚起に努めている。

2) 学生相談室

学生相談室では、臨床心理士を週4日配置し、学生生活やその他生活上の悩みの相談に乗り、解決の糸口を見つけ出すための援助を行っている。学生相談室での相談状況は資料6-14のとおりであるが、2008年度より相談日を週3日から4日に増加させており、相談件数も増加している。

学生の生活状況の把握及び問題のある学生への指導については、きめ細かい対応に努めている。長期欠席者や成績不良者の中には、大学生活になじめないで問題を抱えるケースもあり、早期の発見及び対応が必要となる。メール・電話・面談を段階的に実施し、必要な場合は学生相談室のカウンセラーと連絡を取り合い対応するようにしている。休学・退学の申し出をした学生についても、理由を把握し、復学時の指導や支援を行っている。

1・2年次はクラス毎の専任教員、3・4年次はゼミの担当教員がアドバイザー役を担い、問題がある場合には早期に対応できるよう事務局（学生支援班）と学生相談室が連携を図るようにしている。

3) ハラスメント防止のための処置

ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント）に関しては、「ハラスメント防止に関する委員会」を設置し、2007年4月に「ハラスメントの防止等に関する規程」（資料6-15）を定め、厳正に対応している。

ハラスメント防止に関する措置として、男女5名の専任教員によるハラスメント相談窓口を設置し、その業務内容や相談体制をリーフレット（資料6-16）や新入生対象のガイダンス及びウェブサイトなどで周知することにより、ハラスメントが実際に発生して被害にあった時やそのような行為を見かけた時の心構えなども提示し、問題解決のための周知を行っている。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

本学では 2001 年 5 月に「就職推進室」を開設し、専用のパソコンや貸出図書を充実し、学生相談コーナーを備え、さらに 2007 年 4 月には「キャリアサポートセンター」と改称した。これは、就職活動を行う 3・4 年生のみならず、入学したばかりの 1 年生の段階から、学生一人ひとりのキャリアデザイン（将来設計）への支援や進路指導を行うことによって、さらに充実した学生サービスを提供することを企図したものであり、学生のキャリア形成と就職支援を行っている。

2008 年度後半からの急激な経済環境の悪化により、就職が厳しい状況となり、就職支援の内容も、ガイダンス・セミナー中心から、個人相談及び個人指導の重要性が高くなっている。

こうした状況の中、2008 年度より学内にキャリアサポート部会を発足させ、教職員が一体となって指導・支援する体制を整備して支援事業を展開している（資料 6-17）。

キャリアサポートセンターの中核事業は次の 3 つである。

- ①各種ガイダンスやセミナーの実施（授業の無い毎週水曜日に開催）
- ②学内企業採用説明会（企業による広報活動解禁月を起点に約 3 ヶ月間開催）
- ③個人指導（エントリーシート作成や種々就職相談など）

1) ガイダンスやセミナーの実施

基幹講座として「就職基本ガイダンス」を 3 年生の 5 月にスタートさせ、翌年 1 月までに 8 回開催している。これは、3 年生から始まる一連の就職活動の流れを認識し、就職に対するモチベーションを高めることを目標としている。

この他にも、就職活動のために必要なセミナーとして自己分析や筆記試験対策、エントリーシート作成、ビジネスマナー、業界研究、面接対策などに関する講座を開催し、学生のニーズに対応している。また、教員、公務員、マスコミ、エアライン向けのセミナーや、本学の特長である外国語を活用する進路先を対象としたセミナーとして、国際公務員、在外公館派遣員、外務省職員を招へいたセミナーを実施している。また、外部講師の協力を得て、公務員を目指す学生を対象とした学内セミナーや学生個々の悩みや質問に対応する個別相談会を多く開催している。

英語力については、近年は指標として TOEIC が重視される傾向にあることから、2008 年度から学内で TOEIC テストの受験機会を提供しており、2009 年度からは主に新入生を対象にした「TOEIC 対策講座」をセミナーとして開講している。更に、2011 年度からは「無料受験制度」を導入し、入学年度の初回受験料を無料化し、また 900 点以上を獲得した学生に対して「TOEIC 成績優秀者表彰制度」による「学長表彰」を行い、TOEIC 受験及び高得点の取得に対するインセンティブを付与している（資料 6-18）。

2) 学内企業採用説明会

就職活動に向かう 3 年生及び修士 1 年生のために、学内に企業や団体を招いて「企業採用説明会」を開催している。また、5 月から 7 月にも活動中の 4 年生を対象とした「企業採用説明会」を開催し、学生の就職に直結する機会を提供している。

「企業採用説明会」とは異なるが、就職支援会社の協力を得て、主に関西の中小企業の求人を、就職活動期の中盤から後半にかけて学生に紹介している。

3) 個人指導（キャリア・カウンセリング）

近年、就職支援行事の他に個人相談を求める学生のニーズが高まっていることから、キャリアサポートセンターでは、キャリアカウンセラー及び民間企業出身者を含むアドバイザーが学生の個別相談に応じている。学生の相談内容としては、就職活動に関する相談が大半であるが、留学と就職との関連についての相談、障がい者や留学生の就職相談などもあり、広範囲にわたる要請に対応している。

4) 現役学生による後輩の就職支援

4年生の内定者から就職活動中の3年生に対し、自分たちの就職活動の経験を伝える機会を設けている。この体験報告会は、3年生にとって、より年齢の近い先輩からの助言や支援を受けられる機会となるとともに、4年生自身も自らの就職活動を振り返ることによって人間的に成長することができる場となっている。

5) OB・OGによる後輩の就職支援

(a) 卒業者支援名簿

本学卒業後、広範囲な業界で活躍している先輩から後輩に向けた就職支援をより組織的な取り組みとしていくため、OB・OG名簿の整理・追加を継続的に進めている。

2008年度から、卒業後の支援が可能な者の把握・登録を開始し、2015年3月末現在で累計1,956名の卒業生を登録している。

(b) 卒業者を招いた座談会

社会で活躍する本学卒業生を招いて、学生時代の就活体験や社会に出てからの実体験などを、全学年の学生を対象に紹介してもらうイベントを2014年度に開催し、学生の就業意欲を高める一助とした。

6) 就職活動体験記・アンケート

4年生の就職内定者に対し、就職活動体験の提出を依頼しそれを基に冊子を作成し、また、就職活動中の筆記試験から最終面接までの詳細を冊子としてまとめ（資料6-19）、3年生を中心に配布している。

7) インターンシップ

毎年夏期休暇中にインターンシップに参加する学生が多いため、5月に全学年対象のインターンシップガイダンスを開催し、就業経験の有益性などを説明し、将来の就職に向けたモチベーションの醸成を図っている。実習先として、本学が独自に開拓した企業や団体に加え、兵庫県経営者協会が仲介する実習先も学生に紹介している。2013年度からは本学の卒業生が経営する香港企業でのインターンシップも独自に開始した。

8) キャリアデザイン講座

(a) 正課授業

本学学生に、より早い段階から「働くことの意味」「社会人としてなりたい自分」「そのために、学生時代にやらなければならないこと」など卒業後のキャリア形成について考える機会を提供するため、2年生を対象とした「キャリアデザイン講座」を2007年度より開始した。その後、2011年度より1年生と2年生を対象とした正課授業として「キャリアデザイン」を開講している。

(b) 女子学生のキャリア支援

在学生の約7割が女子学生であることから、第2期中期計画において「女子学生のキャ

リア支援」を新たな取り組み項目とした。具体的には2012年度より神戸市（男女共同参画課）が主催する「女子学生社会人力アッププロジェクト」（資料6-20）に本学の女子学生を積極的に参加させ、翌2013年度からは本学もこれを共催し、女子学生のキャリア支援を行っている。

9) 留学生や大学院生の進路・就職指導

主に、学部や第2部の学生を対象とした就職支援サービスを留学生や大学院生にも提供している。留学生を対象とした求人やインターンシップ情報は学内関係部所にも適宜掲示している。また、2013年度からは大学院に入学した学生に「就職・進学登録票」への記入を求め、将来の進路希望（進学や就職など）を把握しつつ院生の就職支援を行っている。

10) 卒業生就業支援

一旦就職した後、諸事情により離職・転職をする卒業生もあるため、求人登録をした卒業生を対象として、2007年1月より、ウェブサイト上で既卒者向けの求人配信を行うとともに、在学生と同様の個人相談などの支援を提供している。

2. 点検・評価

基準6の充足状況

本学は、外国語の習得および国際文化に関する理解を通して、人格の円満な国際的人材を育成するとともに、地方における特色のある学術研究の中心として、文化の発展向上に寄与することを目的としている。心身ともに健康に勉学及び課外活動を行うための環境を整備するという点において、就職支援を含む学生支援は十分に行われており、基準6を充たしている。

(1) 効果が上がっている事項

1) 学生生活調査

2013年度に第1回学生生活調査を行い、2014年度にはその報告書を作成し、本学ウェブサイトでも公開した。質問は56項目にのぼり、学生の意識調査として意義あるものと考えられる。また、学生からの要望に対し速やかに対応を行った。

2) 初年次教育

2015年度の新入生オリエンテーションでは、担当チューター（上級生アドバイザーも参加）が30～40名ごとにガイダンスを実施している。また、学内コンピュータ・図書館利用についてのガイダンスも出席率が高く、初年次教育プログラムが軌道に乗ってきたと評価できる。

3) 語学教育支援

近年、TOEICやTOEFL等の対策講座の開催など、学生の受験を促進するための支援策を充実させてきたことは、学生の自己啓発や留学支援、就職支援など様々な観点からも意義があると考えられる。2014年度の学内TOEICテスト受験者は延べ747人、平均点数（加重平均）は698点であった。また、900点以上を対象とした「成績優秀者表彰制度」への応募者は合計57名、内1名が満点（990点）であった。

語劇祭は課外活動の一環ではあるが、語学学習及び国際文化理解を啓発する重要な本学の伝統的行事として定着している。また、そこでの教員や上級生による発音指導等も、学生の学修意欲を高める上で評価に値する。

4) ボランティア活動等における活動費助成等

ボランティア活動については、地域の活性化・地域活動への貢献が認められてきている。特に、東日本大震災関連の活動については、大規模災害のボランティアとして活動費を助成している。

5) 学生への対応

学生からの申し出を待つのではなく、出席状況の悪い学生に積極的に働きかけることで、問題を早期に解決できる環境を整えてきた。保健室及び相談室へのニーズが増加したため相談室における相談時間を増設した。また活動内容を紹介するリーフレット「学生相談のご案内」（資料6-21）を配布している。

また、授業に関しては、相談窓口がはっきりしておらず、一部の教員に負担がかかっていた。このため、2014年度に相談窓口対応手順を修正し、責任担当者及び対応手順を明確にした（資料6-22）。

6) 障がいのある学生への対応

2013年度入学の発達障害のある学生について、入学当初の対応には不備があったが、2年次初めからは学生相談室を通して定期的に連絡を取り、教室を変更する等の対応を行い、当該学生の修学環境を整えることができた。

7) 奨学金及び授業料減免制度

奨学金については、現在、約4割の学生が貸与を受けており、近年は奨学金申請者のうち基準に適合している学生全員が奨学生に採用されている。また、授業料減免の制度については、2012年度より減免予算額を全体の授業料収入額の3%から3.3%に増額し経済困窮者への学業奨励の促進という点から一定の成果を上げている。

8) 進路支援

本学の就職率は、常に全国の大学平均を上回っており、2006年度以降は2010年度の94%を除き、96%以上を確保し、直近の2014年度は98.4%であった（資料6-23、24）。進路支援は適切に行われ成果を上げている。

(2) 改善すべき事項

1) 個人指導（キャリア・カウンセリング）

就職活動の繁忙期には個人指導（キャリア・カウンセリング）の希望者が集中し、予約が取りにくい状況となっている。

2) キャリアデザイン授業

正課授業について、受講者のアンケートからは講義に対して高い評価を得ているが、履修生が比較的少ない。また、現在の受講生を1・2年生に限定しているが、3年生以上からも受講を希望する声がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 学生生活調査

学生生活の実態を把握し、問題点を発見するための基礎的調査であるため、今後、3年毎に継続的に実施し、教育及び学生支援体制のさらなる充実を図っていく。

2) 初年次教育

初年次教育は、充実した大学生活を送るために必要なものであり、アンケート調査等を参考にしながら毎年内容を見直し、修学・学生生活全般における様々なニーズに柔軟に対応したプログラムにしていく。

3) 語学教育支援

TOEIC 対策ガイダンスや、TOEFL-iBT 対策講座、TOEFL-iBT 及び IELTS の受験料補助については、参加した学生のアンケート調査などにより、効果を検証しながら、今後より効果的で使いやすい制度となるよう検討を重ねていく。

4) ボランティア活動等における活動費助成等

大学全体としてボランティア活動を含む課外活動に対する取り組みを強化することは、今後も重要であり、支援体制の一層の充実を図っていききたい。例えば、活動費助成、教職員やOBなどを交えた支援体制の構築等、可能な方策を検討していく。

5) 学生への対応

学生の生活相談やメンタルヘルスのニーズなどに的確・早急に応えることのできる支援体制を構築するため、学生の様々な相談への対応として、保健室、学生相談室、教員、事務局等で多様な形で相談できる体制を組んでいく。また、相談を待つのではなく、欠席学生や履修登録を行っていない学生など課題を抱えた学生への対応をさらに積極的に行っていく。

相談窓口については、入学時でのオリエンテーションや学生便覧など多くの機会をとらえて情報提供を行っているが、「GAIDAI NEWS」(学内広報誌)やウェブサイト等の広報媒体を利用し学生にさらに周知していく。

6) 障がいのある学生への対応

障がいのある学生は、それぞれの学生が違った問題を抱えており、ケースバイケースの対応が必要である。今後個別のケースに対応できるように、教員や各部所の連携・情報交換及び共有などを通して、様々な状況に対応できるシステムを整えていく。

7) 奨学金及び授業料減免制度

奨学金制度により対象学年や要件が異なるため、学生に対し適切な時期・方法により情報提供を行っていくとともに、個々の学生の状況にあった奨学金制度利用の助言・指導の充実に努めていく。

また、授業料減免制度については、2016 年度授業料減免申請分より、奨学金を受給していないことという要件を撤廃し、また、学生の兄弟姉妹の所得については、同一世帯でも扶養家族でないものは別所帯と認定し所得に含めないものとする予定である。

8) 進路支援

個別面談を通じて、履歴書・エントリーシートに関する指導、就職情報の提供とその収集方法、面接対応指導など、個々の学生に対して更にきめ細かな支援に努めていく。

(2) 改善すべき事項

1) 個人指導 (キャリア・カウンセリング)

就職活動に関する個人指導 (キャリア・カウンセリング) については、繁忙期における臨時相談員の活用等体制の強化を検討していく。

2) キャリアデザイン授業

キャリアデザイン授業の周知を図るとともに、2016年度から受講可能学年の制限を撤廃する予定である。

4. 根拠資料

- 資料6-1 学生生活調査概要
- 資料6-2 修学上の問題を抱える学生への対応フロー図
- 資料6-3 休学・退学者数
- 資料6-4 情報ガイダンス実施状況
- 資料6-5 ラーニングアドバイザー概要（既出 資料4-3-3）
- 資料6-6 2015年度公認団体一覧
- 資料6-7 公立大学法人神戸市外国語大学大規模災害発生時におけるボランティア活動支援規程
- 資料6-8 奨学金の給付・貸与の状況
- 資料6-9 授業料減免の適用状況
- 資料6-10 日本学術振興会特別研究員への応募状況
- 資料6-11 留学制度について
- 資料6-12 荻野スカラシップ募集要項（既出 資料4-4-4）
- 資料6-13 保健室利用状況
- 資料6-14 学生相談室利用状況
- 資料6-15 公立大学法人神戸市外国語大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 資料6-16 ハラスメント防止に関するリーフレット
- 資料6-17 2014年度キャリア支援行事
- 資料6-18 TOEIC IPテスト年度別明細一覧表
- 資料6-19 就職活動体験記
- 資料6-20 女子学生社会人力アッププロジェクト
- 資料6-21 学生相談リーフレット
- 資料6-22 授業に関する相談窓口 フロー図
- 資料6-23 卒業生の進路先詳細一覧（2007年度～2014年度）
- 資料6-24 業種別就職先一覧（2007年度～2014年度）

7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

以下のとおり定めている。

- ① 学内における共同研究プロジェクトを積極的に推進する。
- ② 学内刊行の各種紀要など、学術刊行物の充実を図る。
- ③ 学外の大学等との共同研究プロジェクトの実施の一環として国際学会を開催するなど、学術交流体制の拡充を図る。
- ④ 海外の研究機関との提携を推進する。
- ⑤ 科学研究費補助金等の外部資金の獲得を促進し、その支援体制を整備する。
- ⑥ 共同研究費及び個人研究費を適切に執行管理する。

1) 研究活動

本学の教員の研究成果の一部は、全教員等で構成する神戸市外国語大学研究会が発行する『神戸外大論叢』(資料7-1)に掲載される。この『神戸外大論叢』は本学の名称を冠するもっとも伝統ある刊行物で、創刊は本学の前身である神戸市立外事専門学校にまで遡る(1949年)。

現在、年1巻(7分冊)で発行されており、外国学研究所の事業運営に係る「外国学研究ワーキング」が兼ねる編集会議において執筆者の決定、掲載原稿の手配などを行っており、2014年度末までに65巻を発行している。なお、2012年度に他の学術刊行物とともに掲載論文の書式と体裁を統一すると同時に、サイズをA5からB5に拡大し、見やすく統一感のある紀要となるよう装丁も一新した。

『研究叢書』(年2冊、各200頁以内)(資料7-2)は、本学専任教員が執筆して校費によって出版できる著書である。特に専門性の高い分野の研究者にとっては、研究成果を一般商業ベースで出版することは極めて難しく、その点でも意義深い出版制度である。創刊は1971年であり、2014年度末までに56冊発行している。2007年度分までは、全額校費は1冊のみで、もう1冊は出版費用の一部を個人負担としていたが、2008年度より2冊とも全額校費負担としたので、教員がより執筆しやすい環境が整備された。

次に、『研究年報』(年1冊)(資料7-3)は、2011年度より共同研究体制の見直しとともに発行内容とその優先順位が新たに定められ、第1順位が「前年度に開かれたシンポジウム等の研究成果の発表」、第2順位が「特定の統一したテーマによる研究発表」、第3順位が「第1、第2順位に該当がない場合に募集すること」とされた。なお、従来の共同研究班の最後の研究成果が2015年度に発表され、その後2016年度からは新たな共同研究の支援事業である「リサーチプロジェクト(RP)-A」(資料7-4)の研究成果を刊行することとなる。創刊は1963年で、2014年度末で45冊発行されている。

また、本学教員の研究成果は、上記の他に『外国学研究』(年3冊、各150頁以内)(資料7-5)にも発表される。2013年度のリサーチプロジェクト事業の開始に伴い、RP-Bに採択された共同研究は、研究期間終了後2年以内に『外国学研究』でその研究成果を発表することとなっている。1974年より刊行し、2014年度末までに88冊が発行されている。

さらに、外国学研究所はワーキングペーパーの発行を1998年度より行っている。これは、

専門雑誌への発表に先立ち、研究成果をいち早く関連研究領域の研究者に知らしめたり、コメントや議論を求めたりすることを目的とするものである。2014年度までに51冊が発行されている。

2) 国際連携

(a) 教員の国際的研究活動

校費による在外研究制度としては、1959年度に在外研究員規程（資料7-6）が制定された。期間は原則として3か月以上1年以内で、2002年度までは毎年3名、2003年度からは毎年2名の教員がこの制度を活用している（資料7-7）。また、この制度とは別に、教員自らが短期間、自費または受入機関の負担などにより海外での研修や出張に出かける場合も多数ある。教員が研修、出張で訪問する国は多様で、ヨーロッパ、アジア、北米、中南米などの国際会議や国際プロジェクトに参加している。

(b) 国際的な研究プロジェクト

本学の研究スタッフの中には、学外・海外の研究者も巻きこんだ国際的な研究プロジェクトを展開している研究者もいる。

2011年度には国際ヒマラヤ言語学会の本部であるライデン大学（オランダ）や、フランス国立高等研究院、ブータン王国国立ブータン研究センター、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所などとともに、「第17回国際ヒマラヤ言語学シンポジウム」を開催、2012年度には、バスク大学（スペイン）とともに「神戸市外国語大学・バスク大学第2回国際セミナー」「第3回若手チベット学研究者国際会議」「World Storytelling Conference」の3つの国際会議を開催した。2013年度以降も同様の開催状況であり、本学の創立70周年に当たる2016年度には、2015年10月現在で既に8つの国際会議や国際学会等の開催が予定されている。

(c) 研究者等招へいと受け入れ

本学では2012年度により使いやすくするため制度改正を行った「研究者等招へい制度」（資料7-8）のもと、優れた業績を有する国内外の研究者等を招へいし、特別講演等を行うことにより、学術の推進と本学の教育研究の充実発展を図っている。2013年度には、イリノイ大学（米国）、スタンフォード大学（米国）、インディアナ大学（米国）、グライフスヴァルト大学（ドイツ）などから7名の外国人研究者を招へいし、2014年度にはオハイオ州立大学（米国）、北京大学（中国）、マドリード自治大学（スペイン）、サラゴサ大学（スペイン）、ダブリン大学（アイルランド）、スペイン高等科学研究所、カリフォルニア大学（米国）、ヨークセントジョン大学（イギリス）などから11名の外国人研究者を招へいした。

また、客員研究員に関する規程（資料7-9）により、外国の研究者を一定期間招き、本学専任教員との共同研究活動も行っている。2014年度はスペイン国立通信大学（スペイン）、フルブライト・フェロー（米国）、ベルン大学（スイス）から客員研究員を受け入れ、共同研究や講演会などを開催し、2015年度はマドリード自治大学（スペイン）から受け入れを予定している。

また、同じく2015年度には、日本学術振興会の外国人再招へい制度及び外国人特別研究員制度により、中国から研究者の受け入れを予定している。

(d) 教員の相互交流

海外の大学との交流協定により教員の相互派遣を実施し、教育・研究活動の充実を図っている。現在協定を締結しているロシアのモスクワ大学（1967年～）、スペインのアルカラ大学（1994年～）、中国の北京語言大学（2009年～）、東北師範大学（2012年～）、上海師範大学（2013年～）、米国のオーガスタナ大学（2012年～）に加え、2015年度からは、イタリアのローマ大学サピエンツァと新たに教員交換を開始する予定である。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学は、1986年4月に現在の神戸研究学園都市へ学舎が移転した。校地面積 84,980 m²（設置基準上の必要校地面積は 14,000 m²）に、大学本部、学舎、第2学舎、研究棟、第2研究棟、共同研究棟、図書館、大ホール、体育館、学生会館、駐車場等を配し、校舎面積 26,793 m²（設置基準上の必要校舎面積 7,999 m²）を有している（資料7-10）。

なお、建物を長期に渡って良好な状態で活用するために、毎年、建物保全計画に基づき計画的に修繕工事を行っている。

また、本学は、外国語大学という特性もあり、共同研究棟にはL L機能とマルチメディアに対応したA V機能を兼ね備えたA V教室（2室）やCALL教室（3室）をはじめ、同時通訳会議システムと通訳ブースを有する応用視聴覚教室（1室）、アナログ音声からデジタル動画まで各種メディアの編集が可能なメディア編集室等、多様な語学教育に対応可能な施設・設備が集約されている。

情報通信基盤としては、国立情報学研究所（以下、「N I I」という）が運用している学術情報通信ネットワーク（SINET）に接続しており、大学の主な建物間は光ファイバーにより接続され、教育・研究・業務に不可欠なインターネット接続サービスを提供している。

2014年9月に更新した情報基盤システムにより、認証サービスを拡充し、N I Iの学術認証フェデレーション（以下、「学認」という）及び国際学術無線相互接続サービスのeduroamに参加するとともに、eduroamに対応した無線LANアクセスポイントを学内に40ヵ所設置した。

また、学務システムも2014年9月に更新し、ウェブサイトを提供する学務ポータルサービスで従来から提供していたシラバス作成・照会、履修登録、休講情報や求人情報、お知らせ等の掲示機能等に加えて、授業資料の配布や課題管理といった授業支援機能を拡充した。

学生用共用パソコンは、CALL教室（160台）、図書館（54台）、学生P C室（24台）、学生会館（58台）等に設置しており、合計350台となっている。

TOEFLやTOEICの受験対策にも対応したe-Learningを大学が契約し、希望学生に提供している。2015年度より同様にイスパニア語のオンライン講座も導入して、e-Learningサービスを拡充している。

さらに、2016年度の創立70周年を契機に、学生の学修や学生支援の環境を充実させるため、第2学舎を増築し、グループ学修スペースやプレゼンテーションルーム、スピーキングルーム等を備えた教育環境を整備する予定である。

学生会館には、1階に食堂・売店・書店を備えている。また、2階には各種の会議・集会に利用できるよう5つの会議室と、演劇・音楽関係の活動に便利な小ホール・音楽鑑賞

室があり、そのほかに茶室を併設した和室があり、クラス会などの交流会に使用されている。

体育施設としては、体育館、グラウンド、テニスコート（6面）、バレーボールコート（2面）、プール、弓道場など一通りの施設が揃っている。体育館には武道場と卓球場、アリーナを備え、体育会団体の部室や更衣室、シャワー室も備えている。部室会館（33室）、合宿所（2室）も併設されている。

大学の環境への配慮に関しては、2006年7月に神戸市環境マネジメントシステム（KEMS）の認証を取得し、その後も毎年更新を続けている。また、2015年3月に、太陽光発電設備を設置し学生や教職員への環境に関する啓発に努めている。

また、関西広域連合が推進する「関西エコオフィス運動」に賛同し、2013年7月に兵庫県下の大学として最初の関西エコオフィス宣言事業所として登録されている。

ユニバーサルデザインの観点から、肢体不自由者に対応したトイレ・エレベータの設置、視覚障がい者に対応した点字ブロックの設置等を行っている。また、視覚障がいを持つ学生に対しては、専用の控室を整備している。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

1) 学術情報の整備状況

本学の所蔵資料は図書約42万冊、その約半数を外国語資料が占めており、本学蔵書の大きな特徴と言える。また内容・分野の点では、人文科学・社会科学の幅広い分野を揃えて、専攻のある英米語圏・ロシア語圏・中国語圏・スペイン語圏に重点をおいた蔵書構成となっている（資料7-11-p.2）。さらに、エスペラント関係書、「黒人文庫」などは特色あるコレクションとなっている。閲覧室内には、学生の利用率の高い図書約9万冊を配架している。

雑誌は、約5,300タイトル、新聞は25タイトル、主に学科に関係した言語を中心に収集している。その他の言語についても代表的なものを定期購読するとともに、データベースで多様な新聞の閲覧を可能にしている（資料7-11-p.3）。

視聴覚資料は、映画や言語関係の学習CDなどを所蔵し、外国語衛星放送の視聴とともに、異文化理解や外国語運用能力の向上に役立てている。

電子媒体資料としては、24種のデータベース、45,928タイトルの電子ジャーナル、参考図書を中心とした234タイトルの電子ブックを提供している（資料7-11-p.8）。

このような専門的な蔵書を維持・運営するために、英米学科・ロシア学科・中国学科・イスパニア学科それぞれに関する専門知識を有する司書職員を配置して、資料の選択・収集にあたっている。さらに学生購入希望制度や学生が書店に出向いて図書を選定する選書ツアーの企画などで学生ニーズにも目配りをした蔵書を心がけている。また、シラバス（講義概要）で挙げられている指定図書については、できるだけ購入して学生が手に取れるように配慮している。

2) 利用環境

（a）図書館施設の規模

図書館は、延床面積3,300㎡、席数290席となっている（学生定員の約13%）。2009年度に閲覧室を増築したことで122席増となり、2014年度にはロビーを改修しラーニングコ

モンズ（140 m²）を設置し、多様な学修ニーズに応える空間を配置している（資料7-11-p.31）。

（b）職員の配置及び育成

図書館には正規職員9人、人材派遣職員3人の計12人を配置し、うち司書有資格者は10人となっている。特に、英語、ロシア語、中国語、イスパニア語の専門司書を配置していることは、本学の蔵書管理、教育・研究両面の資料利用・支援という点からも特筆すべき点といえる。人材の育成については、情報・教育などの変化と多様なニーズに対応するために文部科学省、N I I、公立大学図書館協議会等が開催する各種研修会・講習会へ積極的に参加し、スキルアップと情報収集に努めている（資料7-11-pp.27-28）。

（c）利用環境の整備

①開館時間

現在の開館時間は、授業期は8:40~21:20（ラーニングcommonsは8:00開室、土曜日は10:00~18:00）、試験期は8:40~21:30までとなっている。本学の行った「学生生活調査」での要望もあり、開館時間は延長しつつある。年間の開館日数は、2014年度で258日（2,827時間）となっている（資料7-11-p.4）。

②利用実績

2014年度の入館者は165,601人、年間の貸出冊数は45,327冊となっており、2012年度以降増加傾向にある（資料7-11-pp.5-6）。

③施設・設備

図書館内には、通常の閲覧席290席の他に、視聴覚利用ブース18席や、グループ学修やアクティブラーニングにも対応可能なラーニングcommonsを設置し、電子黒板、プロジェクター、可動式家具を備え、多様な学修ニーズに応えている。

利用者が館内で利用できるパソコンは44台、プリンタは6台で、学内LANに接続している。さらに2014年度よりノートパソコン10台の貸出も開始した。また第2閲覧室とラーニングcommonsでは無線LANも利用可能になっており、情報機器の利用環境の整備が進んでいる。この他、館内にはデータベース専用の端末4台、OPAC専用端末9台があり、多様な情報検索が可能となっている。

来館しての図書館利用のほか、図書館ではインターネットを介した蔵書検索・予約・返却期限延長・ILL（図書館間相互貸借）の申し込みなどのサービスや学内LANを介したデータベースの利用など非来館型サービスも提供している。2013年度からはディスクバリーサービスを導入し、インターネット上のリソースをまとめて検索、利用できるようになり、利便性が飛躍的に向上した。さらに2014年度からは、学認に参加することで、一部データベースの学外からの利用も可能になっている。

④利用者教育・学修支援

利用者教育にも力をいれており、全1年生を対象とした初年次教育において図書館の基本的な利用についてのガイダンスを職員が講師となって実施し、2014年度は51%、2015年度は77%の参加率となっている（資料7-12）。また、ゼミ対象のガイダンスも実施し、職員が図書館の使い方や論文の調べ方などを講義している。2014年度は37回実施した（資料7-11-pp.13-14）。

2014年度に設置されたラーニングcommonsには大学院生のラーニングアドバイザーが

毎日2～4時間在席し、学生の学修支援を行っている。レポートの書き方や論文の調べ方などについての質問に答えている。単なる場所の提供にとどまらず、人的な支援を行うことで、図書館の学修支援をより厚みのあるものに行っている（資料7-11-pp.12-13）。

その他、学科別の資料の展示、「司書のおすすめ」といった資料紹介、大学生活・就職などのテーマ展示、教員著作コーナーや語学学習コーナーなどを設置することで、学生の興味に応じた多面的な資料提供を行っている（資料7-11-pp.16-17）。

⑤ 広報・情報発信

広報は図書館ウェブサイトの他、2014年度よりFacebookによる情報発信を行い、よりスピード感のある情報提供を心がけている。また学生を主なターゲットとした配布用の「Newsletter」（資料7-13）で速報性のある話題を提供し、図書館報では詳細な活動報告を行うなど、様々な形での広報に努め、図書館のサービスを身近なものとして伝えている。

学内の成果物の情報発信と保存については、機関リポジトリを図書館で運用している。N I Iの提供するJAIRO-Cloudを利用し、紀要論文・学位論文を中心に情報公開と保存に努めている。（資料7-11 p.21）

3) 学術情報相互提供システムの整備

情報システムとしては神戸市が設置する「神戸市図書館情報ネットワークシステム」を利用している。本学のほか、神戸市立図書館・神戸市看護大学が参加する共同開発・利用のシステムとなっている。「神戸市図書館情報ネットワークシステム」は1995年度に稼動し現在に至っている。

目録機能はN I Iの目録所在情報サービスに対応しており、目録データはNACSIS-CATと商業用目録データTRC MARCを併用し、神戸市立図書館・神戸市看護大学図書館との共同構築・運用を継続している。

他機関との連携では、N I Iの提供するNACSIS-ILLを中心として、地域の大学連携、公共図書館との連携など多様な連携を行っている。主なものとして、神戸研究学園都市大学交流推進協議会の加盟大学が地域内の大学図書館の相互協力のため1998年度から開始した直接貸出制度がある。また海外との連携として、2007年度よりBLDSC（British Library Document Supply Center）の文献複写サービスを実施している。さらに神戸市立図書館との相互貸借、神戸市在住・在勤を利用条件とした市民利用制度も実施しており、地域の資料提供への要望にも応える体制にある（資料7-11-pp.7,22）。

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

1) 個人研究費

個人研究費は、専任教員が個人で行う学術研究を助成するために、本学から交付される研究費であり、執行できる費目等や金額は以下のとおりである（資料7-14、15）。

- ① 研究に必要な備品・消耗品の購入
- ② 研究に必要な図書資料の購入
- ③ 研究に係るコピー使用料
- ④ 研究に係る旅費（2007年度より国内旅費のみならず海外旅費も執行可能）
- ⑤ 研究に係る学会費・郵送費・その他役務費（2009年度より追加）

2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

研究室に関しては、各教員に個室が割り当てられており、相部屋などの利用はない。1室当たりの平均面積は18.5㎡で、十分な広さが確保されている。また、各学科及びコースには共同研究室が設けられている。

3) 教員の研究時間の確保

大学教員の職務の中核が教育と研究にあることから、教育に十分な時間を割くことは当然ながら、研究時間の確保も重要である。学生サービスと研究時間の確保の両面を充実させるため、「オフィス・アワー」を定めて、学生に周知徹底することにより、教員が教育研究のための時間配分をより効率的に行えるようにしている。

また、法人化に伴い、2007年度より教員に裁量労働制を導入した。教員の教育研究業務に関して拘束時間の概念がなくなったことにより、教員の研究時間の確保の観点からも、効率的な教育研究の推進が図られている。

4) 研究活動に必要な研修機会の確保

前述したように、教員に裁量労働制を導入し教員の研究活動について拘束時間の概念がなくなったことにより、大学外で日常的な研修機会を確保することが可能になっているほか、上述のとおり、本学では専任教員が在外研究費の支給を受けて行う在外研究員制度を設けており、原則として毎年2名の教員が本制度を活用している。この他にも、教員によっては外部団体からの奨学金等を活用しながら海外で研究活動を行う場合があり、本学ではこうした目的で休職中の教員に対し、給与の一部を支給し教員の研修活動を支援している。

5) 共同研究費の制度化の状況

共同研究費は、R Pに採択された共同研究プロジェクトに交付され、研究会の開催に必要な旅費・謝金等に充てられ、研究の成果は『研究年報』及び『外国学研究』で公表される。また、個人研究費に加え、各学科・コースに対しても図書費や備品費などが支給され、積極的に活用されている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

2014年4月、当時他大学に所属していた本学の元教員（2006年3月まで在籍）が、研究活動における不正行為の疑いを持たれたことにより、本学在籍中の研究業績について調査するよう依頼があった。これを受けて、本学が他の2大学と合同で調査を行った結果、当該元教員の不正行為（論文等における盗用）が認定され、名誉教授称号の取消という処分が下された。

本学ではこうした事態を重く受け止め、「学術研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用等が行われてはならないのであり、各研究者は、自己の研究の透明性を確保するとともに、説明責任を果たす義務を負う」ことを宣言した「公立大学法人神戸市外国語大学における研究行動規範」（資料7-17）を2015年4月1日より施行し、高い研究倫理の維持に努めている。

また、同日施行の「公立大学法人神戸市外国語大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」（資料7-18）においては、本学における教職員等の研究活動上の不正行為を防止するとともに、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に、厳

正かつ適切に対応するための必要な事項を定めている。

これらの規程を受け、研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するために、文部科学省のガイドラインの趣旨を踏まえた「研究活動及び公的研究費に関する不正防止計画」(資料7-19)を同年4月1日に策定した。そこでは、研究不正防止に関するコンプライアンス研修を年1回以上定期的に実施し、当該研修の受講を全ての構成員等に対して義務付けることを定めるなどして、研究不正の防止に向けた意識の向上に努めている。

2. 点検・評価

基準7の充足状況

本学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動が必要かつ十分に行えるよう、研究活動、国際連携、校地・校舎及び施設・設備、図書館、学術情報サービス等の面において学修及び教育研究活動の環境を整備し、かつ概ね適切に管理運営を行っているため、基準7を概ね充たしている。

(1) 効果が上がっている事項

1) 研究活動

現状で述べた、学内の紀要等による研究成果発表に加えて、個々の教員は学外でも様々な研究成果発表を行っており、2012年度から2014年度までの3年間の各専任教員の研究活動としては、著書(共著・翻訳も含む)の合計が67冊(教員1人平均0.3冊/年)、研究論文等(評論・書評も含む)の合計は243本(教員1人平均0.9本/年)、また学会等の発表は156件(教員1人平均0.6件/年)となっている。

学内の共同研究については2013年度の共同研究制度の改正の結果、支援内容の大幅な充実が図られ、共同研究の機運が大きく高まったことは評価に価する。

2) 国際連携

教員の校費による在外研究は、規程に従って選考され、円滑に実施されている。

上述の国際的な研究プロジェクト(海外の大学等との共同研究プロジェクト)については、2013年度に制度が新設された国際会議・セミナー等開催支援事業により教員のモチベーションが向上し活性化が図られ、期待以上の順調な推移を見せている。

外国人研究者の招へいや客員研究員の制度についても、毎年多種多様な国や分野の研究者が招へいされ、研究会・講演会などが活発に行われている。海外の大学との提携(交流協定)が推進されていることによって、教員の研究交流やネイティブ教員による語学教育が可能となるほか、毎年継続的に本学教員を派遣していることにより、派遣先が本学教員の海外研究の拠点としても機能している。

3) 校地・校舎及び施設・設備

保全計画に基づき大規模改修を定期的に行うことにより、建物を良好な状態で維持できている。

また、学生からの要望が多いトイレ改修を継続して行っており、アメニティの充実に努めるとともに、太陽光発電システムの設置など、教職員・学生に対して環境に関する啓発を行っている。

情報基盤システム及び学務システム、共用パソコンの更新により、新たな機能やサービスが追加され、利便性が向上している。

4) 図書館、学術情報サービス

専門言語・分野で幅広い資料を取り揃えていること、原語の図書・雑誌・新聞・視聴覚資料を豊富に提供していることは、本学の教育目的に沿った蔵書構成であり大きな長所である。また、それぞれの専門知識を有する司書を配置していることが、専門的な見地からの資料の整備のみならず利用者サービス・利用者教育の面でも効果を発揮している。

また、パソコンの増設、無線LANの整備、ディスカバリーサービス導入、学認参加といった情報環境の整備は利用者の利便性の向上につながっている。

図書館内に多様な利用を想定したラーニングコモンズを設置したことによって、幅広い利用者呼び込むとともに、学修空間としての図書館機能の充実が図られた。

5) 教育研究等を支援する環境や条件

個人研究費については、2008年度に外国旅費への使用が可能となり、2009年度からは学会費や通信費等が支出の対象とされ、その後対象となる備品や学会の拡充、旅費利用の利便化、修理及び刊行物発行経費を対象とするなど、教員のニーズに応じて、利用しやすい環境を順次整えてきた。

また、適切な執行管理を行うため、個人研究費については、個々の教員が年度当初に執行計画を決定し、それに基づいて適切に執行されている。共同研究費についても、上述のとおり、新たな共同研究支援制度として2014年度に開始されたRPへの応募状況を見ても有意義に活用されていると評価できる。なお、同研究は事務局（研究所グループ）を通して執行されることとなっており、不正行為を予防するためのシステムが整備されている。

(2) 改善すべき事項

1) 研究活動

学術情報リポジトリの整備やインターネットの普及拡大などによる情報化の進展に対応して、研究論文等もより容易なアクセスでより広範囲に公開されるようになってきている。こうした状況下で、公開される論文の内容や質の維持向上を図ることはさらに重要になっており、研究の活性化を図ることとあわせて公開論文の評価を高める取り組みも必要である。

2) 国際連携

特になし。

3) 校地・校舎及び施設・設備

学舎や研究棟等については、トイレ改修が行われていない。

4) 図書館、学術情報サービス

雑誌やデータベースについては、近年の価格高騰の影響もあって継続講読すべき雑誌の見直しを行っている。本学にとってコアな資料は何かを常に意識しながら選択収集に努めているが、資料費の増額が困難な状況の中で、本学にとって望ましい蔵書構築の実現に向けて、ターゲットを絞った選択を行うことが必要である。

また、書庫の狭隘化は解消されておらず、収蔵スペースの確保も大きな課題である。より多くの資料を直接手にとれるように、書庫の学生への開放についても整備の上、進めていく必要がある。

5) 教育研究等を支援する環境や条件

研究活動に必要な研修機会の確保については、上述のとおり、校費による研修参加の例

は少なく、在外研究員制度の他は、教員が個別に個人研究費や科学研究費補助金などを得ながら、研究・研修機会を確保しているのが現状である。

教員の研修活動の活発化は、教員の研究活動の活性化や若手教員の育成等に寄与すると期待される一方で、学内業務を一時中断することにより、各学科内で教育・大学運営業務に支障をきたす事態が生じないよう配慮する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 研究活動

論文等研究成果の発表は活発に行われており、2013年度より開始されたR Pへの応募も順調であるが、学内外における各教員の研究活動の実績を継続的に把握しながら、共同研究や各種の学術刊行物などそれぞれの制度を必要に応じて見直ししながら、さらに研究活動の充実を図っていく。

2) 国際連携

外国人研究者等の招へいについては、今後も科学研究費補助金などを活用しながら機会を増やせるよう努めていく。

海外の研究教育機関との提携については、国際的な研究プロジェクトにおける学会開催を契機としながら、今後とも可能な限り良好な協定先を拡充していく。

3) 校地・校舎及び施設・設備

創立70周年を契機とした第2学舎の増築に伴い、新たな学修支援環境を整備する。

安全管理や利便性向上について、日常の点検や学生からの様々な機会を通しての施設利用への要望を踏まえ、キャンパス・アメニティを向上させるための施設改修等を行っていく。

4) 図書館、学術情報サービス

近年力を入れている院生のラーニングアドバイザーによる学修支援、初年次教育、ゼミガイダンス等により利用者教育の充実を図っていく。

5) 教育研究等を支援する環境や条件

諸々の研究費は、研究の遂行上なくてはならないものではあるが、財政上の制約が生じることにはやむを得ない。2003年に1割を減額後、これまで据え置かれてきたが、各教員がこの研究費をより有効に使用できる環境とするために、今後も、一層柔軟かつ効率的な運用を検討していく。

(2) 改善すべき事項

1) 研究活動

近年の研究不正事案への対応として、特に多くの教員が寄稿する『神戸外大論叢』において査読制度を導入した。また、ウェブサイトに掲載している全教員の教育研究実績等の掲載内容について、毎年 of 定期的な更新により最新の実績が掲載されるよう充実を図り、本学教員の研究活動を広く一般に紹介することにより、研究活動の活性化を図っていく。

2) 国際連携

特になし。

3) 校地・校舎及び施設・設備

学舎や研究棟等のトイレ改修を継続して行っていく。

4) 図書館、学術情報サービス

雑誌等については、本学にとってコアな資料は何かを意識しながら選択収集を行っていく。書庫の狭隘化については、電子化資料の導入による紙媒体の廃棄、共同保存の検討といったいくつかの方策の組み合わせが考えられるが、学生・教員など利用者の要望を検討しながら十分な理解を得たうえで実現していく。

5) 教育研究等を支援する環境や条件

研究活動に必要な研修機会を積極的に確保していくために、今後も、外部資金の活用を促進していく。

さらに、大学として各教員の研究・研修活動を支援するための方策について、若手教員の育成等を学内の教育・大学運営業務と両立させながらどのように促進していくかについて、検討を進めていく。現状では、海外での研修機会確保を目的とした休職者に対する給与の一部支給等で個別的に支援しているところであるが、こうした支援制度の必要性やあり方を検討していく。

4. 根拠資料

- 資料7-1 神戸外大論叢（既出 資料2-9）
- 資料7-2 研究叢書（既出 資料2-10）
- 資料7-3 研究年報（既出 資料2-11）
- 資料7-4 リサーチプロジェクト事業概要（既出 資料2-6）
- 資料7-5 外国学研究（既出 資料2-8）
- 資料7-6 公立大学法人神戸市外国語大学在外研究員規程（既出 資料3-8）
- 資料7-7 在外研究員実績
- 資料7-8 研究者等招へい制度（既出 資料2-14）
- 資料7-9 公立大学法人神戸市外国語大学客員研究員に関する規程
- 資料7-10 土地・建物一覧
- 資料7-11 2014年度図書館活動報告書
- 資料7-12 図書館の使い方
- 資料7-13 Newsletter
- 資料7-14 個人研究費マニュアル
- 資料7-15 個人研究費配分額
- 資料7-16 神戸市外国語大学研究不正検証委員会報告書
- 資料7-17 公立大学法人神戸市外国語大学における研究行動規範
- 資料7-18 公立大学法人神戸市外国語大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程
- 資料7-19 研究活動及び公的研究費に関する不正防止計画

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学では、以下の方針を定めている。

- ①科目等履修生制度、市民講座及びオープンセミナーなどの事業の充実を通じて、市民の生涯学習意欲の高まりやニーズに柔軟に対応するとともに、社会人を対象にした語学や文化、経済などの多様な学習機会を提供する。
- ②神戸市教育委員会（以下「市教委」という）との連携協力協定に基づき、小学校における英語活動や中学校・高等学校の英語教育への支援を行い、教員への研修事業や児童・生徒の国際交流機会の提供の取組を推進することにより、神戸市の教育拠点として一層の役割を果たす。
- ③語学教員養成機関として、小中高校の教員を目指す学生への総合的な支援を充実し、神戸市の未来を担う小中高生の育成にも関わる人材を輩出する。
- ④スクールサポーターをはじめ、授業におけるボランティア活動を推進するとともに、活動規模が年々拡大する学生の主体的なボランティア活動の支援に努め、国際・教育・福祉・防災など個々の学生の関心に応じて多様な分野での地域貢献活動を促進する。
- ⑤神戸市の国際交流事業や文化事業の進展に協力するとともに、外国語大学の特色と知的資源を活用して、市の施策への協力を進める。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学は従来から、神戸市外国語大学という神戸市の1部局として、市民講座や図書館の市民開放、学生のボランティア活動等の地域貢献活動を行ってきた。2007年度の公立大学法人化に際して策定した第1期中期計画においては、あらためて「地域貢献」を主要項目に掲げ、「神戸市や地元企業等と連携して、本学が持つ知的資源を様々な形で地域社会に提供し、文化・社会・経済面での活性化を図る」とともに、「神戸市の教育拠点としての役割を担う」ことを基本目標とし現在まで引き継がれている。

具体的には、2013年度～2018年度の第2期中期計画において、地域貢献に関して以下の5項目に大別される取組を掲げて推進している。

1) 市民の生涯学習意欲への対応

1971年度より、1つの総合テーマのもとで本学教員等がリレー講義を行う市民講座を推進している。また、少人数でより専門性の高い内容を提供することを目的としたオープンセミナーは、前期・後期各6講座を開講しており神戸国際協力交流センターとの共催で本学のみならず、三宮でも開講している。テーマ及び参加人数等は資料8-1及び資料8-2のとおりである。

これら市民講座・オープンセミナーのように、本学主催による定例的な生涯学習機会の提供に加え、他機関からの依頼に基づく教員の派遣も行っている。

例えば、神戸市生涯学習センター（コムスタこうべ）が夏に開講している大学連携セミナー「こうべ生涯学習カレッジ」には、毎年1名講師を派遣しており、その他、神戸市シルバーカレッジ・神戸市老眼大学・神戸コンシューマースクール・神戸婦人大学などに、幅広い協力を行っている。

また、市民の生涯学習への一助として、図書館では、授業期間中の土曜日及び授業のない期間中の月曜日～金曜日、通年で市民利用制度を実施しており、また市立図書館の窓口でも本学図書館の書籍の貸出を実施している。

2) 神戸市の教育拠点としての役割の充実

本学は2008年8月に市教委との間で「連携協力協定」を締結し、さらに2010年3月に「連携協力に関するアクションプラン」を締結して、各種の連携事業を推進し、市の教育拠点としての役割の充実を図っている（資料8-3）。

まず小中高校の英語教育の支援として、現場教員の技能向上を支援するため、小学校英語活動基本研修（資料8-4）や中高英語科教員スキルアップ研修（資料8-5）など市内の教員向けの研修事業を本学で開催するとともに、市内や県内他都市等において幅広く研修事業等に協力している。また外国語大学としての特性を生かした社会貢献として、2004年度に英語教育学専攻の修士課程（リカレント大学院）を設置し、1年以上の教育経験を有する現職教員を対象にした人材育成を行っている。この中では「児童英語教育コース」と「中・高等学校英語教育コース」の2コースを併設して相互の乗り入れ履修を可能としており、また履修者の利便を考慮して「長期履修制度」や「4学期週末利用型」など柔軟な制度設計をしている。

児童・生徒の国際交流に関する理解の促進を目的として、毎年夏には「中学生イングリッシュサマースクール」（資料8-6）を開催し、市内ALT（外国語指導助手）及び本学学生が協力して、中学生に英語など外国語に親しむ場を提供している。また、秋には「中学生イングリッシュフェスティバル」（資料8-7）と題して、市内公立中学校・外国人学校の生徒による英語でのプレゼンテーション大会を開催している。市内の小学生が本学を訪問して大学教員への英語インタビュー等に挑戦したり留学生と交流するなどの機会も年に数回にわたって設けており、小学生が英語に触れる機会になっている（資料8-8）。

本学学生による神戸市立学校の教育活動支援も、活発になされている。例えば、市立小中学校の授業や学級活動・行事等の指導補助を行う「スクールサポーター制度」（資料8-9）、市立高校等で学校行事・部活動の指導補助や授業等を体験する「学校インターンシップ制度」（資料8-10）、市立小学校の英語活動を担当する教員の指導補助を行う「イングリッシュサポーター制度」（資料8-11）などの市教委の制度に則って学生を学校現場に派遣している。またこうした制度以外でも「小学校英語教育論」「小学校英語教育論演習」を履修している学部学生や、日本語プログラムの留学生が近隣小学校を訪問して英語活動を支援するなどの取り組みを行っている。

高大接続の観点から、高校への支援の重要性も増しており、国の「スーパーグローバルハイスクール」に認定された神戸市立葺合高校への出前授業や教員研修等の支援をはじめとして、市内高校の英語教育の充実に向けた取り組みが進められている。

3) 語学教員等の輩出

本学ではこれまでに多くの英語教員を輩出し、教育現場からの評価も高い。すぐれた人材を教育現場に送り出すことは本学の使命であり、地域貢献の大きな柱であることから、第2期中期計画においても学生への教職支援を目標に定め、全学的な支援体制の構築を進めている。また、2015年度より、教員養成の理念・目的を公表し、本学の目指す教員像を明確化した。

具体的な取り組みは、次のとおりである。

(a) 専任教職員の採用

授業の充実、学生への指導体制の強化のため、2009年度に教職担当教員を1名採用した。さらに、2012年度には、英語教育法等の担当教員を1名増員した。また2008年度には、市教委OB（校長級）を教職担当職員として1名採用し、市教委との連携強化、教職志望学生への助言・指導の充実を図った。

(b) 学校現場体験の充実

教職志望学生をスクールサポーター（小・中）、学校インターンシップ（高校）、イングリッシュサポーター（小）等の形で学校に派遣し学校現場体験の充実を図るとともに、市教委・市立学校との連携を強化している。

(c) 教職セミナーの充実

教育実習を想定した「教育実習対策セミナー（模擬授業）」を年3回、教員採用試験の面接練習のための「採用試験対策セミナー（模擬面接・場面指導）」を年3回行うなど、教職員が密接に協力して学生の支援を行っている。また、学生自らが「教職勉強会」（資料8-12）を立ち上げ、日々資質の向上に努めている。

(d) 学生への履修指導の充実

1年生を対象に6月に教職課程履修説明会を行い、履修目的を明確にするとともに、履修希望者を登録制とし体系的な指導が行えるようにしている。また「履修カルテ」により教職課程資格登録者全員の履修状況を個別に把握し、教職員で協力して指導を行っている。

(e) 小学校教員免許取得の課程設置

2008年度から神戸親和女子大学と提携し、2009年度からは、小学校教諭一種免許状取得プログラムを実施している。

(f) 施設整備

教員採用試験のための勉強会や模擬授業などを行うための「教職サロン」（資料8-12）を設置し、教職実習や採用試験対策の書籍やパソコン・ビデオカメラ等の機器を整備した。

4) ボランティア活動の支援

学生と地域社会とをボランティア活動を通じてつなぐ目的で、2006年9月に「ボランティアコーナー（通称「ボラコ」）」を設置した（資料8-13）。ボラコでは、地域からのボランティア募集の依頼を紹介し、興味を持った学生がスムーズに参加できるように、ボランティアコーディネーターや学生スタッフが活動に参加する学生をサポートしている。登録学生は668名で、2014年度のボランティア参加者数は延べ523名にのぼった。

ボラコの活動は、障がいのある子どもたちの遊び支援である「学園東町なかよしのお楽しみ会」等の子ども教育支援活動、近隣のお年寄りと交流する「がくえん陽だまりサロン」等の高齢者支援活動、地域の夏祭りの運営支援等の地域振興活動、その他東日本大震災被災地支援活動や国際協力活動等多岐にわたっている（資料8-14）。2014年度は阪神・淡路大震災から20年ということから防災のための展示発表を学内で行い、地域の小学生も招いた（資料8-15）。

5) 国際都市神戸への貢献

学生のボランティア活動の中で、特に国際交流については、外国語大学としての特性か

ら、もともと学生の国際交流分野での通訳ボランティアなどに対する関心は高く、ボランティアコーナーと国際交流センターが連携して、国際スポーツ大会や国際学会、神戸市関係の国際交流行事等における通訳ボランティア募集を積極的に行っており、多くの学生が参加している。

また神戸市が行う「大学生が創る KOBE の未来に向けた政策提案コンテスト」や「市長と学生との円卓会議」など、学生が市政に対して提言を行う機会を積極的に活用し、本学の教育研究活動と市の施策などの連携・協力を図っている。

市教委が実施する「国際都市 神戸の英語教育を考える懇話会」への参画など、各種審議会等にも本学教員が参加し、政策形成等に協力している。

また地域経済の活性化につながる取り組みとして、地元企業の販売促進をテーマに、日本全国の大学生を対象としたマーケティングコンテスト (MC J) (資料 8-16) を本学で開催しており、全国規模の大会として定着している。

2. 点検・評価

基準 8 の充足状況

社会との連携・協力に関する方針として、5つの柱（生涯学習支援、市の教育拠点、語学教員養成、学生ボランティア推進、市の施策への協力）を打ちたてて着実に実行している。そうした取り組みを通じて教育研究の成果を適切に一般市民や児童・生徒への教育活動等に還元し、神戸市及び市教委をはじめとする学外組織との連携も活発に行われ、教員・学生の両面から積極的な地域交流・国際交流への参加がなされており、これらのことから、基準 8 を満たしている。

(1) 効果が上がっている事項

1) 市民の生涯学習意欲への対応

地域住民を対象に、「市民講座」に加え、「オープンセミナー」の実施により多様な講座を提供し、さらに図書館の市民利用も一層拡充するなど、市民の生涯学習意欲の高まりに対応できたと評価できる。

2) 神戸市の教育拠点としての役割の充実

市教委との連携協力協定及びアクションプランに基づいて、特に外国語教育の分野を中心に、教育拠点としての役割を着実に実施している。例えば、地域学校に対する英語教育支援については、市教委や、近くの小学校との連携が深まり、地域の小学校教員に対する授業支援、小学生の訪問受入などを行い成果を上げている。小学校外国語活動の教科化の動きもあり、小学校教員に対する授業支援や講師派遣の本学への依頼は増える傾向にあり、本学教員が現場に赴き、授業実践を行うなど地域の英語教育研修の中核としての役割を果たしている。

3) 語学教員等の輩出

第 1 期中期計画期間において教員免許取得者は年平均 70 名、教員採用者数は年平均 16 名となっており、現在もほぼ同じ水準を保っている。直近の 2014 年度において、教員採用者 15 名のうち市教委 2 名、兵庫県教育委員会 2 名となっている。

語学教員等を志望する学生への総合的な支援充実の一環として、例えば面接対策・模擬授業等の教員採用セミナーや、教職トークライブ「先輩の話を聞く会」など、きめ細かな

相談支援体制づくりに取り組んでいる。

また、スクールサポーター、学校インターンシップ、イングリッシュサポーターなどを通じた学校現場の体験機会も設けている。

4) ボランティア活動の支援

ボランティアコーナーでは、学生が関心のあるボランティアに参加できるようきめ細かな支援を行い、確実に成果を上げている。また、ボランティアコーナーの学生スタッフは、市政策提案コンテスト・西区まちづくり会議・西警察署協議会にも積極的に参加し、学生として地域のまちづくりにも協力している。

5) 国際都市神戸への貢献

神戸市が行う国際交流活動について、国際交流センターとボランティアコーナーが連携して学生の参加を促す体制が整えられており、国際的スポーツ大会や各種イベント等に対して、本学の強みを活かした地域貢献活動として通訳ボランティア等の形での参加が進められている。

(2) 改善すべき事項

地域貢献を担当する教員については、直接学校に赴いての英語授業支援や指導力向上研修等の講師依頼が年間を通じて増える傾向にあり、負担がますます増加している。小中高校における英語教育の重要性の高まりに応じて、その傾向は今後さらに大きくなると考えられる。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 市民の生涯学習意欲への対応

増大する市民の生涯学習意欲に対応するため、地域社会のニーズを調査研究しながら、本学の教育研究成果を社会に還元していくためのより適切な形を模索していく。

地域住民を対象とした講座実施については、需要動向の分析を進め、さらに魅力的な企画を考えた上で、講座科目の決定を行い、地域住民への知的資産の還元を図っていく。

2) 神戸市の教育拠点としての役割の充実

英語教育支援をはじめとする神戸市立学校への支援に関しては、アクションプランの改定を契機として、さらなる拡充を図っていく。具体的には、リカレント大学院をより積極的に現場教員に活用してもらうことによる教員の質のさらなる向上や、市教委及び現場の教員と本学教員との連携による教育内容の充実などに取り組むことを検討していく。また中学生を対象とした国際理解の場となっている「中学生イングリッシュサマースクール」について小学生を対象にした同種の取り組みができないかなど、現場のニーズに応じた新たな取り組みについても積極的に検討していく。

3) 語学教員等の輩出

学生自らが学びの場として利用している「教職サロン」は、第2学舎増築に伴いより広い教室へ移転し、さらに設備等を充実させる。

就職活動時期の後ろ倒しの影響で、教員と一般企業の採用を同時に目指すことが難しい現状の中、教職課程の履修者は今後減少することが予想されるが、本気で教員を目指す質の高い学生が、優れた教員となって学校現場で活躍できるよう、きめ細かい指導を目指す。

創立70周年のイベントでは、ホームカミングデイに現役の教員や教員OB、本学で教員を目指す学生が、交流し意見交換できる場を設けるべく準備を進めていく。

4) ボランティア活動の支援

学生によるボランティア活動については、学生の活動支援の継続・拡大を図っていくとともに、ボランティアコーナーをはじめとする学内の関係部所間で情報共有など連携を深めながら、さらに広範な地域貢献の可能性を探っていく。

5) 国際都市神戸への貢献

神戸市の国際交流事業等に関する協力については、学内の関係部所間で情報共有など連携を深めながら、さらに広範な地域貢献の可能性を探っていく。

MCJのように、地域経済の活性化につながる取り組みのさらなる充実についても、本学の学問領域との接点を探りつつ引き続き進めていく。

(2) 改善すべき事項

市民の生涯学習意欲の高まりや、小中高校の教育現場での本学教員に対する英語授業支援等への需要の増大を受けて、社会連携・地域貢献に携わる教員の負担は年々増加する傾向にある。もちろんそれは、社会的使命として引き受けるべき負担ではあるが、過度な負担の集中は制度の持続性を損なう要因にもなりうることに十分に配慮していく。

4. 根拠資料

資料8-1 市民講座の開催実績

資料8-2 オープンセミナー実績

資料8-3 2014年度神戸市教育委員会との連携協力事業報告

資料8-4 小学校外国語活動基本研修

資料8-5 英語教員スキルアップ研修

資料8-6 中学生イングリッシュサマースクール

資料8-7 中学生イングリッシュフェスティバル

資料8-8 小学生の外大訪問

資料8-9 スクールサポーター制度

資料8-10 学校インターンシップ制度

資料8-11 イングリッシュサポーター制度

資料8-12 ウェブサイト：教職支援

<http://www.kobe-cufs.ac.jp/department/curriculum/teachertraining/support.html#salon>

資料8-13 ボランティアコーナー概要

資料8-14 2014年度学生ボランティア活動実績報告

資料8-15 阪神・淡路大震災20年事業

資料8-16 マーケティングコンテスト (MCJ)

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

1) 教授会

2015年度より学校教育法の改正を受け、教授会の役割を「学長が決定を行うにあたり意見を述べるとともに、学長の求めに応じ意見を述べる」と規定し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を確保した。

この教授会の権限・運営等は教授会規程（資料9-1-1）により、以下のとおりである。

- ① 学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの（第5条第1項）。
 - ・学生の入学、卒業に関する事項
 - ・学位（学士号）の授与に関する事項
 - ・教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの
- ② 教授会が審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができるもの（第5条第2項）。
 - ・授業の計画、試験及び成績、その他授業に関する事項
 - ・その他、学長がつかさどる教育研究に関する事項

2) 大学院研究科会議

教授会と同様に、大学院研究科会議（以下、「研究科会議」という）においても、2015年4月より、学校教育法の改正を受け、研究科会議の役割を「学長が決定を行うにあたり意見を述べる」と規定し、法改正の主旨に沿い、学長がリーダーシップを発揮できる体制を確保した（資料9-1-2）。

研究科会議の審議事項は、以下のとおりである。

- ① 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- ② 学位（修士号及び博士号）の授与に関する事項
- ③ 大学院の教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの

3) 大学院研究科会議と学部教授会との間の相互関係

大学院を担当する全ての専任教員は、研究科会議を構成し、学部の授業も担当している。2015年度の研究科会議構成員の人数は74名で、教授会構成員89名の約8割となっている。

4) 学長、副学長、学生支援部長、外国学研究所長（兼大学院研究科長）、学術情報センター長の権限と選任手続き

本学では、定款により理事長が学長を兼任している（資料9-1-3）。理事長・学長の選考は、理事長・学長選考会議が行い、選考の手続きは、理事長・学長選考会議規程等で、「人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」から理事長・学長選考会議で審議し、選考を行うこととされている（資料9-1-4）。

理事長・学長の任期は4年とし再任することができるが、継続して6年を超えることはできない（資料9-1-5）。2014年度には、理事長・学長選考会議において理事長・学

長選考が行われた結果、前理事長・学長が再任された。

学長の権限については、学校教育法において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定されている。教育・研究面を統轄する学長が、法人化後は理事長として経営面も含め法人を運営する形となり、より一層リーダーシップを発揮できる仕組みとしている。

また、2015年度より学校教育法の改正を受け、教授会・大学院研究科会議の役割を「学長の決定に当たり意見を述べること」等に明確化するなど、法改正の主旨に沿った、より学長がリーダーシップを発揮できる体制を確保した。

また、学長は、教授会や教育研究評議会の他広報委員会等の学内の主要な委員会の議長となり、会議を運営している。

副学長については、2015年度より学校教育法の改正の主旨を踏まえ、「副学長に関する規程」を制定し、副学長を配置できる体制とした（資料9-1-6）。副学長の職務は、「学長を助け、又は学長が別に定める業務について自ら校務をつかさどる」（第2条）こととなっている。任期は2年であるが、任命した学長の任期の末日を越えることができないとしている。

2015年7月より副学長を配置し、学内業務について、全般的に学長を補佐するとともに、IR等の情報分析・戦略等を担当することとした。

学生支援部長と外国学研究所長は、それぞれ学務担当理事及び学術担当理事が兼務している。学生支援部長、外国学研究所長となる理事については、「理事の任命に関する規程」（資料9-1-7）に基づき、1名は本学の学科・コースの代表から、他の1名は教授会における意向投票結果を踏まえ、理事長が任命することとなっている。任期は2年で再任することができるが、任命した理事長の任期の末日までとなっている。

それぞれの担当職務は、学生支援部長は、学部教育、入試、学生支援、情報化推進等で、外国学研究所長は、学術研究、大学院教育、外部資金の受入れ、学術情報センターに関する事項等と規定されており、それぞれ関連する学内委員会の議長となり、学内の重要事項の審議を行っている。

学術情報センター長は、「学術情報センター長等選考規程」（資料9-1-8）に基づき、教授会における投票結果を踏まえ学長が任命することとなっている。学術情報センター長の任期は、2年となっており再任することができるが、引き続き3年を超えて在任することはできない。学術情報センター長は「学術情報センター規程」により学術情報センターの事務を掌理し職員を指揮監督することと規定されている。

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

1) 意思決定

本学では、組織規程（資料9-1-9）により「理事長は、法人の長として、法人の業務を総理する」と規定しており、理事長の強いリーダーシップのもと、大学運営を行うこととしている。

また、理事長の補佐等を行なう理事として、総務担当、学務担当、学術担当、国際交流・地域貢献担当、広報担当の5名を置いており、意思決定と業務執行を迅速かつ円滑に行っていく体制を整備している。また、法人業務を執行する組織として、事務局、学生支援部、

外国学研究所、図書館を設置し、執行機能の強化を図っている。

一方、法人運営等に関する重要事項を審議する意思決定機関として、理事会を設置している（資料9-1-10、11）。審議事項は、次のとおりである（理事会規程第2条）。

- ① 地方独立行政法人法第78条第3項の規定に定める神戸市長に対する中期目標に関する意見、中期計画及び年度計画に関する事項
- ② 法により市長に認可又は承認を受けなければならない事項
- ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④ 大学、学部、学科その他神戸市外国語大学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ⑤ 前各号に関するもののほか、理事会が定める重要事項

理事会のもとには、審議機関として経営協議会・教育研究評議会を設置しており、それぞれ、法人の経営に関する重要事項、及び教育研究に関する重要事項を審議事項と定めている。

経営協議会は、学外者5名と学内者5名により構成されており（2015年5月現在）、学外者は学識経験者、弁護士、民間企業経営者、報道関係者、本学保護者会（伸興会）会長から選出し、法人経営に関する各分野からの意見等を踏まえながら審議を行っている（資料9-1-12、13）。教育研究評議会は、主に各学科・コース代表の教員等から構成されており、教育研究に関して全学的な調整・審議を行っている（資料9-1-14、15）。

また、教育研究評議会等のもとには、関係する教員や事務職員からなる7委員会11部会（2015年5月現在）が設置され、審議機関での審議事項についての事前審議や、日常業務における簡易な意思決定などを行っている（資料9-1-16）。

2) 全学的審議機関

本学では、法人化後、全学的な審議機関として、定款・組織規程等に基づき、経営協議会と教育研究評議会を設置した。それぞれの審議事項・委員構成は資料9-1-17のとおりである。

経営協議会は、予算の作成・執行及び決算等、法人経営に関する重要事項を審議対象としており、学外者5名と学内者5名により構成されている。学外者は、学識経験者・弁護士・民間企業経営者・報道関係者・保護者会（伸興会）会長とバランスを考慮した構成となっており、それぞれの分野からの意見等を踏まえながら審議を行っており、2014年度は3回開催した。

一方、教育研究評議会は、教員の人事方針や教育課程の編成方針など、教育研究に関する重要事項を審議対象としており、主に各学科・コース代表の教員等から構成されており、教育研究に関して全学的な調整・審議を行うことのできる場となっており、2014年度は22回開催した。また、教育研究評議会のもとには、11部会が設置され、関係する教員や事務職員により構成され、教育研究評議会での審議事項についての論点整理や素案の検討などの事前審議等を行っている。

3) 法人組織と教学組織との関係

法人組織の理事長は教学組織の学長を兼ね、同様に、総務担当理事は事務局長を兼ねるなど、各役員や教職員が双方の身分を兼ねることにより、法人経営と大学運営を一体的に行っている。

次に、それぞれの権限等についてであるが、まず、法人組織は法人経営に関する権限を

もっており、意思決定機関として理事会が設置され、審議機関として経営協議会、教育研究評議会が設置されている。

理事会の審議対象は、中期計画及び年度計画に関する事項や、予算・決算、重要な組織の設置又は廃止等であり、基本的に、法人化以前に教授会の審議事項の一部だった事項を新たに設置した理事会の所掌事項に移し、役割分担を整理した。

一方、教学組織については、大学運営に関する一定の権限をもち、大学の教育研究に関する重要な事項の意思決定機関として教授会が設置され、大学院の教育研究に関する重要な事項の意思決定機関として研究科会議が設置されていたが、この度の学校教育法の改正に伴い、2015年4月より、教学組織内の権限の整理として、教授会と研究科会議は学長の決定にあたり意見を述べる機関とし、学長のガバナンスを確保する体制へと移行した。

前述のとおり、法人組織と教学組織において、教職員が双方の構成員を兼ねているが、それだけでなく、法人組織の審議機関である教育研究評議会は、各学科・コース代表の教員を中心に構成されており、法人の意向は教学組織にきめ細やかに伝達され、教学組織の意思は法人組織の審議機関の場でも伝わっていく仕組みとなっている。

4) 管理運営への学外有識者の関与

法人化後の2007年度から2010年度まで、国際交流・地域交流担当として、学外の学識経験者に理事（非常勤）を委嘱し、大学運営に参画を得た。その後、2011年度から学外理事は空席となっていたが、2015年7月より、広報担当として、学外の報道機関経験者に理事（非常勤）を委嘱し、本学の知名度向上のための広報戦略等に関する提言を受けている。

経営協議会への学外委員の選任については、委員10名のうち学外委員は5名（2015年7月現在）であり、それぞれの経験を踏まえた貴重な提言等を受けている。

さらに、神戸市公立大学法人評価委員会は学外委員5名で構成され、本学の目標や計画の策定にあたって意見を述べるとともに、その業務実績について客観的な評価を行うため、設立者である神戸市が設置したものである。2015年7月現在、学識経験者3名、民間企業関係者1名、公認会計士1名から構成されている（資料9-1-18、19）。

5) 法令遵守等

法令遵守による不正行為防止のため「大学運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程」を制定している（資料9-1-20）。

規程では、教職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のために必要な体制を整備し、地域社会に信頼される大学を目指すこととしており、①倫理保持の努力義務、②一部のものに対する差別的取り扱いや疑惑を招く行為の禁止、③説明責任、④意思決定の内容・過程の適正記録、を原則としている。また、法令遵守の職員研修等については神戸市と協調しながら取り組んでいる。

研究倫理の保持に関しては、2014年度に発覚した本学元教員の研究不正事案に対して、当該教員の本学在籍中に発表した研究論文のうち入手可能な全ての論文等の調査を行うとともに、学長自らが全教員に対して啓発とヒアリングを行った。その上で、「研究行動規範」（資料9-1-21）「研究活動上の不正行為の防止に関する規程」（資料9-1-22）の制定及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を行うとともに、それらに基づいた不正防止計画を策定した。研究不正事案が発生した原因を究明し対策を検討するため、外部の有識者を含む「研究不正検証委員会」が設置され、2015年6月

に本学に対し報告がなされた（資料9-1-23）。その報告には『神戸外大論叢』への査読の導入等の7つの提言が含まれているが、それらの提言の実施に向け鋭意取り組んでいるところである。また、全教職員に対しては、新しく制定した「研究行動規範」等の諸規程の説明等を内容とするコンプライアンス研修を継続して実施している。

個人情報の保護については、神戸市の「神戸市個人情報保護条例」の実施機関となっているため、同条例に基づき、個人の権利・利益を保護し法人の公正かつ適正な運営を図っている。また、同条例の規定に基づいて、本学では「神戸市個人情報保護条例の取り扱いに関する規程」（資料9-1-24）を整備し、個人情報を保護するために必要な措置等を定めている。

さらに、情報セキュリティに関しては、従来から「プライバシーポリシー」（資料9-1-25）や「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」（資料9-1-26）を整備し、個人情報保護の適正な管理運営に努めているが、諸大学等において個人情報漏洩事件が多発するなか、本学においても、個人情報漏洩に関するリスク分析やそれへの対応策の検討、及び教職員に対する啓発に努めているところである。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織は、業務分掌規程第2条に基づき、事務局・学生支援部・外国学研究所・学術情報センター・内部監査室の5部局を置いている（資料9-1-27）。

業務分掌規程第3条において「グループ長は、業務の繁忙に応じ、グループ内各班の分掌業務を再編することができる」と規定しており、グループ長による柔軟な事務配分及び業務の協働体制の構築、意思決定の迅速化を図るとともに、グループ長のリーダーシップによる組織全体の活力の向上を図ってきている。

柔軟で機動的な組織体制の見直しを適宜行っており、2014年度には、「経営企画グループ情報化班」と「学術情報センターグループ情報メディア班」を統合し、情報化関係業務の企画・開発・運用・管理を一体的に行う効率的な組織として「経営企画グループ情報メディア班」を設置した。また、2015年度には、事務局内に「大学運営室」を新設し、事務局内における指揮命令系統の整理を行った。

内部監査室については、経営企画室長が内部監査室長を兼務する等職員の兼務体制により内部監査室を構成しているが、科学研究費の内部監査等の従来の監査に加え、2015年度には、監事からの依頼に基づく契約や職員の超過勤務に関する内部監査も実施している。

事務局職員については、2015年7月現在で、神戸市からの派遣職員20名、法人化後に採用した法人固有職員24名、契約職員28名、神戸市再任用職員2名、人材派遣職員8名の合計82名から構成されている（資料9-1-28）。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

固有職員の資質の向上については、設立者である神戸市が行う職員研修の受講をはじめ、公立大学協会やその他の外部機関が実施する研修に参加し、大学職員としての資質の向上を図っている。

また、固有職員の新規採用時には、大学の業務全般や第2期中期計画等必要な知識の習得を目的とした「新任研修」を行っており、個人情報をはじめとする情報管理や職務倫理

等の啓発のために、「情報セキュリティ研修」「コンプライアンス研修」を毎年実施している。

固有職員の人事異動については、2014年度より実施しており、複数の職場を経験することにより、スキルアップと幅広い視野の育成を図っている。

また、「係長昇任選考」を2016年度から行う事を決定し、2015年度はその制度設計を行っている。固有職員の係長昇任制度を検討するにあたっては、職員との意見交換・情報共有を図る「制度勉強会」を実施するなど、意欲の向上に取り組んでいる。

2. 点検・評価

基準9（管理運営）の充足状況

定款・組織規程等に基づき、理事長を法人の最高責任者とし、また法人運営の重要事項を審議する意思決定機関として理事会を設置することにより、適切な管理運営を行っている。

事務組織は、事務局、学生支援部、外国学研究所等5部局を設置し、職員に対しては、研修の受講や昇任制度の導入を決定するなど資質・意欲の向上に努めている。これらのことにより、基準9を充たしている。

（1）効果が上がっている事項

1) 教授会

法人化後、理事会の下に設置された教育研究評議会とはそれぞれ権限を分離し、理事会・教育研究評議会で決定した事項は、遅滞なく理事長から教授会に報告され、また反対に教授会決定事項も理事会・教育研究評議会に報告されている。

会議の運営としては、会議出席者の確認、議事録の確認、審議内容に応じた必要議決数等の確認は、全て適切に行われている。教員の選考などの書類については別綴じとし、会議終了後に回収して、個人情報の漏えいを防ぐ等、適正に管理している。

また、学校教育法の改正を受け、2015年4月より教授会に関する規程を改正し、学長との関係・役割を明確化した上で、それに沿った教授会運営を行っている。教授会では「学長に対する教授会の意見」として決議を行い、それを学長に報告し、それを受けて学長が決定する形をとっている。なお、議事録にもその旨を記載している。

2) 大学院研究科会議

会議の運営としては、会議出席者の確認、議事録の確認、審議内容に応じた必要議決数等の確認は、全て適切に行われている。教員の選考などの書類については別綴じとし、会議終了後に回収して、個人情報の漏えいを防ぐ等、適正に管理している。

また、学校教育法の改正を受け、2015年4月より研究科会議に関する規程を改正し、学長との関係・役割を明確化した上で、それに沿った研究科会議の運営を行っている。研究科会議では「学長に対する研究科会議の意見」として決議を行い、それを学長に報告し、それを受けて学長が決定する形をとっている。なお、議事録にもその旨を記載している。

3) 大学院研究科会議と学部教授会との間の相互関係

研究科会議と教授会との間の相互関係については、研究科会議の審議事項が大学院に特化しているため、審議事項に関する重複はなく、適切な役割分担のもと良好な関係を保っている。

4) 学長、副学長、学生支援部長、外国学研究所長（兼大学院研究科長）、学術情報センター長の権限と選任手続き

選考方法や手順・権限等については、すべて規程により定められ学内に公表されている。理事長・学長等の選考においては、教授会構成員等の意向を踏まえた選考方法を取り入れながら、公正かつ適正に実施している。

理事長・学長は、2014年度に選考手続きを行い、現在の理事長・学長が再任された。併せて、学生支援部長及び外国学研究所長についても選考手続きを行い、現在の学生支援部長・外国学研究所長が選任された。

また、2015年7月には新たに副学長が任命され、学長を補佐しそれぞれの職務を果たす執行体制が確立されている。

5) 意思決定

法人化後、理事の業務分担の割り振りに基づく責任体制の明確化、理事会及び経営協議会・教育研究評議会の設置、並びに理事長・教育研究評議会の下部組織としての各委員会・部会の設置等により、本学の体制は確立した。法人化に伴うこれらの組織と教授会・研究科会議及びその下部組織としての各委員会が全学的にうまく機能し、迅速かつ的確な意思決定を行っている。2015年4月からは、学校教育法の改正に伴い、学長のガバナンスを強化し機動的な大学運営を行える体制に改組したが、その趣旨に添い、教授会及び研究科会議終了直後に学長決定を行う等、さらに迅速な意思決定を行っている。

6) 全学的審議機関

全学的審議機関として、地方独立行政法人法に則って、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、各規程に従って適切に運用されている。経営協議会については、学外委員から意見や提言を受けている。一方、教育研究評議会については、同評議会のもとに設置された各部会で実質的な審議を行っていることも含め、全学的な検討を機能的に行っている。

また、これらの審議機関の議事要旨等についてはウェブサイトで公開しており、意思決定の妥当性や客観性の確保、意思形成過程の透明性の確保という面で評価できる。

7) 法人組織と教学組織との関係

法人化後、法人組織を立ち上げ、教学組織との役割分担の明確化に努めてきたが、迅速な意思決定のためには、法人組織と教学組織の有機的な連携及び協力関係の構築が欠かせない。

本学では、法人組織と教学組織について、規程上、組織や権限等が明確に定められている一方で、相互の構成員を兼ねたり、教育研究評議会を各学科・コース代表を中心に構成するなど相互の協力を促す工夫により、有機的な連携が図られており、全学的かつ迅速な意思決定の実現に寄与している。

8) 管理運営への学外有識者の関与

2011年度以降空席となっていた学外理事について、2015年7月に広報担当の理事（非常勤）を委嘱し、それに合わせて、理事会の回数を増やし、学外理事からの提言等を受ける機会を拡大した。2015年8月に開催した理事会では、「本学の知名度向上」が議論され、学外理事からは報道機関勤務の経験を活かした貴重な提言を受けることができた。

また、法人経営の重要事項を審議する経営協議会に5名の学外委員を選任し、学外有識者の幅広い分野からの意見や提言を、真摯に本学の経営に取り入れる体制をとっているこ

とは評価できる。

9) 法令遵守等

法令遵守による不正行為防止のための規程をはじめ、個人情報保護や情報セキュリティに関する諸規程は整備され、適切に運用されている。研究倫理に関する諸規程についても、2014年度の研究不正事案に対する対応として、2015年4月に整備を行い、それに基づいた運用を行っている。「研究不正検証委員会」からの提言に対しては、『神戸外大論叢』に査読制度を導入したほか、研究倫理ガイド（資料9-1-29）を作成するなど、その他についても実施に向け検討を進めている。

10) 事務組織

法人化に伴い組織改編を行ったが、柔軟で機動的な事務局組織として運営されている。法人化後も、「経営企画グループ情報メディア班」や「大学運営室」の設置を行うなど、その時々々の要請に応えるため、適宜組織改正を行ってきた。内部監査についても、研究倫理や情報のリスク管理が求められるなか、監事との連携による監査にも取り組んでいる。

11) 事務職員の意欲・資質の向上

「新任研修」や「コンプライアンス研修」等の本学が実施する研修に加えて、神戸市等の外部機関が実施する研修に参加することにより、固有職員の資質の向上が図られている。また、2014年度から実施した人事異動は、幅広く業務を経験することにより、資質向上に大きな効果をもたらすものと期待される。

「係長昇任選考」の実施決定は、今後、幹部職員を目指す固有職員等の意欲向上に資するものである。

(2) 改善すべき事項

1) 教授会

特になし。

2) 大学院研究科会議

特になし。

3) 大学院研究科会議と学部教授会との間の相互関係

特になし。

4) 学長、副学長、学生支援部長、外国学研究所長（兼大学院研究科長）、学術情報センター長の権限と選任手続き

特になし。

5) 意思決定

特になし。

6) 全学的審議機関

経営協議会では学外者との質疑応答や、学外者から意見や提言を聴くことはあるが、十分に深い議論を行うところまでは至っていない。また、教育研究評議会においても、審議事項の賛否や報告事項が中心であり、学科間の意見調整や意見交換を行うには至っていない。両審議機関において、実質的な議論が活発に行われることが望まれる。

7) 法人組織と教学組織との関係

特になし。

8) 管理運営への学外有識者の関与

特になし。

9) 法令遵守等

特になし。

10) 事務組織

予算の制約がある中で、継続的に大学の発展を支援していく事務局体制であるためには、グループ・班システムの導入に見られるように、より一層柔軟で機動的な組織体制にする必要がある。そのためには多様な雇用形態による効率的な組織にするとともに、部局間の垣根を越え一体となって取り組む組織にする必要がある。

11) 事務職員の意欲・資質の向上

今後、固有職員の育成を図っていくためには、体系的な「人材育成計画」の策定が必要である。また、本学は小規模大学で部局数や管理職のポストが少ないため、人事異動や昇格にも限界があるなかで、職員のモチベーションの維持・向上を図っていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策**(1) 効果が上がっている事項**

1) 教授会

学校教育法の改正により明確化された学長との関係の下で、教授会の運営を適切に行っていく。また、理事会及び教育研究評議会との関係やそれぞれの下部組織である各種部会・委員会等の関係も全学的な観点から、効率的かつ適切な運営を行っていく。

2) 大学院研究科会議

教授会の場合と同様に、学校教育法の改正により明確化された学長との関係の下で、研究科会議の運営を適切に行っていく。また、教育研究評議会の下に設置されている大学院運営部会をはじめとする各部会と研究科会議との間の権限や手続きを整理しながら、より効率的かつ適切な管理運営を行っていく。

3) 大学院研究科会議と学部教授会との間の相互関係

現状の研究科会議と教授会との良好な関係を維持し、それぞれの活性化とお互いの協調により、本学の発展に結びつけていく。

4) 学長、副学長、学生支援部長、外国学研究所長（兼大学院研究科長）、学術情報センター長の権限と選任手続き

現在の学長をはじめ、副学長及び理事の任期は、いずれも2017年3月末までであるため、2016年度中に適正に各選考等を実施していく。

5) 意思決定

まずは、学校教育法の改正により、学長がリーダーシップを発揮しやすい体制に移行したなか、理事会及び経営協議会・教育研究評議会並びに教授会・研究科会議等の各審議機関がそれぞれの権限と責任を果たし、お互いうまく連携し、迅速かつ確かな意思決定が行われるように努めていく。

大学運営をめぐる2018年問題をはじめとする少子化や、更なるグローバル化の進展など社会情勢の変化の影響を受けるなか、文部科学省が主導する高大接続改革への対応等今後ますます全学的かつ迅速な意思決定が求められる。

意思決定の方法や体制等のあり方については、現在の全学的な運営体制を基本としながらも、各種委員会・部会のあり方を含め、運用の実態面を随時把握・検証し、必要な体制の改善や運用上の工夫などを行っていく。

6) 全学的審議機関

経営協議会及び教育研究評議会については、地方独立行政法人法に則り、各規程に従って適切に運用していく。また、両審議機関の審議内容については、適宜、ウェブサイト上で公開し、説明責任を果たしていく。

7) 法人組織と教学組織との関係

今後も、法人組織である理事会及び教育研究評議会と教学組織である教授会・研究科会議との規程等に則った適切な役割分担と相互の報告・情報提供により、両組織の有機的な連携・協力関係を維持していく。

8) 管理運営への学外有識者の関与

学外有識者から本学にとって有意義な意見や提言を受け、それを法人経営等に活用していく体制を維持するため、引き続き各分野からバランスよく、外部委員の確保に努めていく。

また、今後少子化やグローバル化が進展し、他大学との競争が激化するなか、本学の魅力や知名度を高めていくためには、外部有識者からの提言等がますます重要になってくる。そのためには、外部有識者が提言を行える機会を十分に確保するとともに、それらの提言を大学の運営に活かすことができる体制づくりを行っていく。

9) 法令遵守等

「研究不正検証委員会」からの提言に対しては、引き続き、実施に向け鋭意取り組んでいく。

教職員に対するコンプライアンス研修については、研究不正が二度と起こらないように、研究倫理に関する啓発を継続的かつ確実にを行い、情報セキュリティに関しても、引き続き啓発に努めていく。

10) 事務組織

事務局の組織体制については、今後も、その時々が必要に応じ、機動的かつ柔軟に組織改正等の対応を行っていく。

11) 事務職員の意欲・資質の向上

「応対研修」等新たに本学が実施する研修をはじめ、公立大学協会が主催する外部研修に積極的に職員を派遣し、人材育成に努めていく。人事異動についても、本人の希望と全体のバランスを考慮し、人事異動の経験が職員の育成につながるように適正に実施していく。「係長昇任選考」の実施は、固有職員の意欲向上に大きな効果があるため、2016年度からの実施に向け、制度設計や職員への周知を図っていく。この実施により、固有職員を管理職に登用し、大学組織をより専門的な知識を持った体制へと移行していく。

(2) 改善すべき事項

1) 教授会

特になし。

2) 大学院研究科会議

特になし。

3) 大学院研究科会議と学部教授会との間の相互関係

特になし。

4) 学長、副学長、学生支援部長、外国学研究所長（兼大学院研究科長）、学術情報センター長の権限と選任手続き

特になし。

5) 意思決定

特になし。

6) 全学的審議機関

経営協議会の開催にあたっては、特に外部委員に対して事前に資料を送付し、必要に応じて丁寧に説明を行う等、学内情報の積極的な提供に努め、議論の活性化を図る。

7) 法人組織と教学組織との関係

特になし。

8) 管理運営への学外有識者の関与

特になし。

9) 法令遵守等

特になし。

10) 事務組織

新規事案や突発的な事案に対しては、グループ・班システムの趣旨を踏まえ、職員配置等柔軟に対応するとともに、事務局が一体となって取り組んでいく。

11) 事務職員の意欲・資質の向上

固有職員の育成が大学運営における重要な位置づけとなっており、2015年度に策定する「人材育成計画」により、体系的に固有職員を育成していく。

小規模大学ゆえに人事異動に限界がある点については、例えば、外部機関との人事交流や長期間の研修派遣等について検討を進める。

4. 根拠資料

- 資料9-1-1 公立大学法人神戸市外国語大学教授会規程（既出 資料3-11）
- 資料9-1-2 公立大学法人神戸市外国語大学研究科会議規程（既出 資料3-12）
- 資料9-1-3 公立大学法人神戸市外国語大学定款
- 資料9-1-4 公立大学法人神戸市外国語大学理事長・学長選考会議規程
- 資料9-1-5 公立大学法人神戸市外国語大学理事長・学長の任期に関する規程
- 資料9-1-6 公立大学法人神戸市外国語大学副学長に関する規程
- 資料9-1-7 公立大学法人神戸市外国語大学理事の任命に関する規程
- 資料9-1-8 公立大学法人神戸市外国語大学学術情報センター長等選考規程
- 資料9-1-9 公立大学法人神戸市外国語大学組織規定
- 資料9-1-10 公立大学法人神戸市外国語大学理事会規程
- 資料9-1-11 理事会名簿
- 資料9-1-12 公立大学法人神戸市外国語大学経営協議会規程
- 資料9-1-13 経営協議会名簿
- 資料9-1-14 公立大学法人神戸市外国語大学教育研究評議会規程

- 資料9-1-15 教育研究評議会名簿
- 資料9-1-16 学内の委員会及び部会
- 資料9-1-17 経営協議会及び教育研究評議会の委員構成・審議事項
- 資料9-1-18 公立大学法人神戸市外国語大学の業務実績に関する評価方針
- 資料9-1-19 公立大学法人評価委員会名簿
- 資料9-1-20 公立大学法人神戸市外国語大学における大学運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程
- 資料9-1-21 公立大学法人神戸市外国語大学における研究行動規範
(既出 資料7-17)
- 資料9-1-22 公立大学法人神戸市外国語大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程 (既出 資料7-18)
- 資料9-1-23 神戸市外国語大学研究不正検証委員会報告書 (既出 資料7-16)
- 資料9-1-24 公立大学法人神戸市外国語大学の神戸市個人情報保護条例の取り扱いに関する規程
- 資料9-1-25 公立大学法人神戸市外国語大学プライバシーポリシー
- 資料9-1-26 公立大学法人神戸市外国語大学電子計算機処理に係るデータ保護管理規定
- 資料9-1-27 公立大学法人神戸市外国語大学業務分掌規程
- 資料9-1-28 事務職員数
- 資料9-1-29 研究倫理ガイド

(2) 財務

1. 現状説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行していくためには、安定した財政基盤の確立が不可欠である。本学では、第2期中期計画のなかで2013年度から2018年度までの6年間にわたる予算・収支計画及び資金計画（資料9-2-1）を作成し、経営協議会・理事会の審議を経て理事長が決定したうえで神戸市長の認可を受けた。

また、各事業年度における年度計画に係る予算・収支計画及び資金計画については、経営協議会・理事会の審議を経て理事長が決定し、神戸市長に届け出ている。

これらは、いずれも法令に基づき行っており、その後遅滞無く本学のウェブサイトにより公表しており、学生・教職員のほか広く学外に公開している。

科学研究費補助金等の外部資金の受け入れについて、本学では、財政基盤の安定を図るうえで、第2期中期計画に定めるとおり、積極的に外部資金の獲得を推進している。中でも科学研究費補助金は外部資金の最も重要な資金であることから、科学研究費補助金に関する情報交換や意見交換を行うため、説明会や座談会を実施するとともに、科学研究費補助金申請アドバイジング窓口を継続して設置するなど、申請や使途に関して総合的な支援を行っている。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

財務及び会計に関しては、地方独立行政法人法等に定めるもののほか、公立大学法人神戸市外国語大会計規程の定めるところにより、理事長は、予算編成方針（資料9-2-2）を作成し、それに基づき予算案を作成している。

本学では、第2期中期計画の着実な達成のため、前年度の自己点検・評価の結果及び例年9月に実施する事業執行ヒアリングを通じて次年度に重点的に取り組むべき事項を洗い出し、その上で予算編成方針を経営協議会・理事会の審議を経て理事長が決定する。そのもとに予算を調整し、最適な予算配分を行うこととしている。各年度の予算については、経営協議会・理事会の審議を経て理事長が決定し、年度計画の一部として神戸市長に届け出るとともに、各部所に予算配分し、各部所の予算管理のもと適正な予算執行を行っている。

また、事業執行ヒアリング等を通じて決算見込みの状況及び年度内の緊急課題等を把握し、これに対応するための予算配分の見直しを実施している。

また本学は、地方独立行政法人法に規定する会計監査人選任の基準に該当しないため、公認会計士である監事による監査を受けている。さらに、会計監査人選任義務はないものの、予算執行の会計処理が地方独立行政法人会計基準等に即して適正に処理されているかを確認するため、財務会計業務についての指導・助言を会計事務所に独自に委託し、適宜指導を受けることとしている。その指導は会計処理の適正化につながり、非常に有意義である。

2. 点検・評価

基準9（財務）の充足状況

財務的基盤については、自己収入の確保と経費の節減に努め、毎年度利益を確保しており、健全な財務運営を維持しているため、基準9を充たしている。

（1）効果が上がっている事項

市からの運営費交付金の減額が続く中で、経費の節減と自己収入の確保に努め、毎年度当期総利益を確保している。その結果、第1期中期計画期間（2007年度～2012年度）には、合計5億9,800万円の目的積立金を積み立てることができ、また、第2期中期計画期間に入っても、2013年度・2014年度で合計1億7,100万円の目的積立金を積み立てており、健全な財務運営を維持している。

（2）改善すべき事項

語学系の単科大学ということもあり、人件費比率（人件費÷業務費）が約8割を占めており、予算の硬直化が懸念される。

3. 将来に向けた発展方策

（1）効果が上がっている事項

当期総利益を計上し、目的積立金として積み立てており、将来の貴重な財源として活用できることから、今後も堅実で適切な財務運営を進めていく。

（2）改善すべき事項

第3期中期計画（2019年度～2024年度）においては、今後少子化が進み志願者数の減少が予想されるなか、人件費比率が約8割を占め更なる効率化には限界があることから、継続的に外部資金の獲得に努めるとともに、運営費交付金が重要な財務基盤であるという認識の下、神戸市と調整していく。

4. 根拠資料

- 資料9-2-1 予算・収支計画及び資金計画（2013年度～2018年度）
- 資料9-2-2 2015年度予算編成方針
- 資料9-2-3 財務諸表（2010年度～2014年度）
- 資料9-2-4 事業報告書（2010年度～2014年度）
- 資料9-2-5 決算報告書（2010年度～2014年度）
- 資料9-2-6 監査報告書（2010年度～2014年度）
- 資料9-2-7 公立大学法人神戸市外国語大学会計規程
- 資料9-2-8 公立大学法人神戸市外国語大学会計事務取扱規程

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、公立大学法人化したことに伴い、自ら教育研究活動の質の確保を図っている。

まず、設立団体の神戸市が定めた中期目標に対する中期計画を策定するとともに、PDCAサイクルとして、年度計画の策定及び自己点検・評価を行っている。さらに、大学評価を受審することにより、その助言への対応を含め、教育研究活動の改善を図り質の保証に努めるとともに、積極的な情報公開を促進している。

2010年3月に行った自己点検・評価をもとに、2010年度に大学基準協会の認証評価を受け、「大学基準に適合している」との認定を受けた。

前回の認定期間は2018年3月31日までであるが、第3期中期計画（2019年度～2024年度）の策定期間を考慮して、大学基準協会による認証評価を1年前倒しで受審することになった。この前倒しにより、大学基準協会の認証評価結果を踏まえて、第3期中期計画を作成することが可能となる。

今回、2016年度の大学評価の受審にあたり、2014年度に学内で大学評価編集委員会（以下、「編集委員会」という）を立ち上げ、編集委員会を中心として検討を重ねてきた。2015年度は、各学科・部会・委員会に作業分担を割り振った上で執筆作業に取り組んだ。その後、教育研究評議会等での審議や全体的な編集作業を繰り返し実施し、「自己点検・評価報告書」の作成について、計画的かつ全学的に取り組んできた。

本学は2007年4月に公立大学法人化され、現在は第2期中期計画期間（2013年度～2018年度）中である（資料10-1）。設立団体である神戸市が策定した中期目標に基づき、中期計画を策定するとともに、毎年度、年度計画を策定しそれに対する自己点検・評価を行い、その後、神戸市公立大学法人評価委員会による評価を受けている。

一方、自己点検・評価結果を外部公開することは、説明責任を果たす観点から、また、評価内容の客観性・妥当性を確保するために重要であると考えており、毎年度の「業務実績報告書」及びこれに対する神戸市公立大学法人評価委員会による「業務実績に関する評価結果」（資料10-2）をウェブサイトで公開している。

また、7年毎に受ける大学基準協会の大学評価に関しても、前回受審した2010年3月の自己点検・評価報告書について、他大学や関係機関への配布、ウェブサイトでの公開を行っているほか、大学基準協会からの評価結果（助言・勧告）及び、2014年7月に提出した改善報告書（資料10-3）についてもウェブサイト上で掲載し、評価結果を受けてからの改善状況を外部へ公開している。

その他にも、本学では積極的な情報公開に努めており、教育研究活動等の状況についての情報のみならず、理事会や経営協議会及び教育研究評議会の議事録をウェブサイトで公開している。また、2015年3月から大学ポートレート（資料10-4）で教育情報を公表している。

また、教育成果については、各学科やコースにおいて学生の目標達成度などを考慮に入れながら、随時検証を行っているが、全学的な組織としてはFD推進部会が、授業アンケートを実施するとともに、さまざまな活動を通して、授業の実質的成果の検証に取り組ん

でいる。

授業アンケートについては、「FD通信」（後に GAIDAI 広場と改名）（資料 10-5、6）を発行することで、その結果を詳しく開示するとともに、それに対する教員側のコメントも随時掲載している。本学の授業アンケートの回収率は高いので、学生側の具体的な要望や不満について教員側が十分に把握した上で、双方の活発なコミュニケーションを促すことに貢献している。

本学のカリキュラムについては、授業科目や教育課程の編成が、本学の教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合性が保たれているかを、カリキュラム部会において検証している。現行カリキュラムの運用開始後、カリキュラム部会では、その効果と問題点について慎重に検証している。

（2）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学は、公立大学法人化したことに伴い、大学全体の組織改編を行い、自己点検・評価に全学を挙げて取り組む体制を新たに整備した。

すなわち、地方独立行政法人法に基づく法人組織として、理事会・経営協議会及び教育研究評議会を設置し、自己点検・評価に関する事項を審議事項として定めるとともに、事務局経営企画室経営企画グループに、企画・評価班を設置し、これらの事務を処理する体制を整備した。

経営協議会では自己点検・評価に関して、以下の3点を審議事項としている。

- ①中期目標についての市長に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ②中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ③組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

同様に、教育研究評議会の審議事項には、以上の3点に関して、教育及び研究に関する部分の自己点検評価を挙げている。

特に、教育研究評議会については、議長である理事長のもと、各学科・コース代表を中心とした学内教員により構成されており、同評議会のもとに各部会を設置している。計画の策定及び自己点検・評価を行うにあたっては、まず各部会や事務局の担当部所で所管事業について自ら自己点検・評価を行い、それらに対し教育研究評議会では、役員や各学科・コースの代表者等による全学的な観点からの審議や調整を行っており、全学的な取り組みとしている。

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、上述の経営協議会において、学外委員を選任し検証を行っている。また、2015年7月より学外の理事を任命している。

経営協議会では、2015年5月現在で5名の委員を委嘱しており、それぞれの専門分野からの意見やアドバイスを受け、自己点検・評価の結果に反映している。

また、地方独立行政法人法及び本学定款に基づく自己点検・評価に対しては、神戸市が設置する公立大学法人評価委員会の評価を受けることとされており、外部の機関の評価を受ける仕組みとなっている。この評価委員会についても、2015年5月現在で、大学教授、民間企業従事者、監査法人等の5名の外部委員により構成されている。

なお、今回の2016年度の大学評価の受審にあたっては、「自己点検・評価報告書」は経

営協議会・教育研究評議会の審議及び理事会の決定を経て作成されている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

法人化後は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である神戸市の定めた中期目標に対する6年間の期間とする中期計画を策定した。PDCAサイクルとして、毎年度、年度計画を策定し、この業務実績に対する自己点検・評価を行う仕組みが導入されている。この評価結果も踏まえ、各分野での取り組みの成果や課題を把握した上で、次年度の年度計画の策定作業を行っている。

2010年度に受審した大学評価について、大学基準協会から4項目の助言が示された。この助言のあった事項について、2014年7月に改善報告書として報告した。その後、2015年4月に改善報告書の検討結果が通知され（資料10-6）、今後の改善経過について再度報告をすべき事項はなかったが、更なる改善を図ることが望ましい事項については、学内で再度検討しているところである。大学基準協会による認証評価の助言への対応は資料10-7のとおりである。

2. 点検・評価

基準10の充足状況

教育の質を保証するため、大学基準協会の認証評価を定期的に受審するとともに、法人化以後は、中期計画に基づく年度計画を策定し、その実績に対する自己点検・評価を行った上で、神戸市公立大学法人評価委員会による評価を受けている。また両評価にかかる自己点検・評価及び評価結果については、ウェブサイト等により公開している。これらのことにより、基準10を充たしている。

（1）効果が上がっている事項

本学では、従前から、自己点検・評価に意欲的に取り組んでおり、特に法人化後は、教育研究評議会を中心に、毎年度、全学的な取り組みによる自己点検・評価を実施することができている。

自己点検・評価等の過程において、学外者の意見を聞くことは、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するためだけではなく、法人として、大学運営の透明性を確保し、外部に説明責任を積極的に果たしていく観点から、重要な意義がある。

本学では、地方独立行政法人法に基づく中期計画・年度計画の策定及びこれに対する自己点検・評価、また、学校教育法に基づく大学評価のいずれにおいても、学内での審議の段階から、経営協議会の審議を経ており、様々な専門分野からの学外者の意見を聴く機会を確保しているため、評価結果の客観性・妥当性の確保について評価できる。

（2）改善すべき事項

法人化後、地方独立行政法人法に基づく中期計画・年度計画の策定及びそれらに対する自己点検・評価、学校教育法に基づく大学評価等評価機会の増大に伴う事務が増加している。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

教育研究評議会及びその下部組織である各部会での議論を充実させるために、課題や改善の取り組みが必要な項目については、教育研究評議会などを通じて、各部会等で改善策を速やかに検討できる体制を整え、効果的なPDCAサイクルを構築していく。

また、2015年7月より広報担当の学外理事を登用することにより、学外の意見を聴く体制を構築している。

(2) 改善すべき事項

教職員が膨大な事務作業に追われてしまうことにならないよう、重複する作業を整理するなどできるだけ効率的な実施方法を検討していく。

4. 根拠資料

資料10-1 公立大学法人神戸市外国語大学第2期中期計画

資料10-2 2014年度公立大学法人神戸市外国語大学の業務実績に関する評価結果

資料10-3 改善報告書

資料10-4 ウェブサイト：大学ポートレート

<http://top.univ-info.niad.ac.jp/univ/outline/1248>

資料10-5 「FD通信」第1～3号（既出 資料4-3-16）

資料10-6 「GAIDAI 広場」第4～12号（既出 資料4-3-17）

資料10-7 改善報告書の検討結果について（通知）

資料10-8 大学基準協会による認証評価の助言への対応

終章

1. 自己点検・評価の要約

本学は、第二次世界大戦終了直後の1946年に、「神戸市が国際都市として再建を遂げ、日本の将来の発展に寄与するためには、国際港都神戸において外国語教育の振興を図り、幅広い国際知識を備えた人材を養成していくことが不可欠である」という理念のもと、「国際文化教育の府」として創立された神戸市立外事専門学校を前身としている。語学だけでなく、それぞれの言語圏の文化・社会に精通した人材育成を行うため、1952年度よりコース制を導入しており、その当初から、「語学文学コース」「法経商コース」を設置してきたが、1994年度に「総合文化コース」を、2009年度に「国際コミュニケーションコース」を新設し、その都度、カリキュラムを改定して現在に至っている。

1967年度に英語学、ロシア語学、中国語学、イスパニア語学の4専攻からなる外国語学研究科を設置し、1980年度に「日本アジア言語文化専攻」、1991年度に「国際関係学専攻」をそれぞれ増設した。さらに2004年度に現職教員を対象とする「英語教育学専攻」を新設した。こうした修士課程の充実に加えて、1990年代には、研究科博士課程の設置が検討され始め、1996年度に「博士後期課程文化交流専攻」が設置された。

第1章 理念・目的

本学の理念は、外国語の習得を主体として、それぞれの地域の言語・文化・政治・法律・経済等を総合的に把握研究することを目的とする、いわゆる「外国学」の教授研究である。この理念は、その英語名であるKobe City University of Foreign Studiesによく表され、さらに各語学科の「英米学科」「ロシア学科」「中国学科」「イスパニア学科」という名称は地域学を意識したものとなっている。本学の目的としては、前述の理念を踏まえて、現代社会の要請に応じた高度な外国語運用能力を備え、国際的な知識と柔軟な判断力を持ったビジネス・外交・教育など社会の様々な分野で活躍できる「行動する国際人」の養成である。これらの理念・目的は、本学ウェブサイト及び大学案内等により広く社会に公表している。

第2章 教育研究組織

本学は外国語学部・外国語学部第2部からなる。学部には、英米学科、ロシア学科、中国学科、イスパニア学科、国際関係学科の5学科、第2部には、英米学科が置かれている。英米学科、ロシア学科、中国学科、イスパニア学科の4学科は、専攻する言語について、深い知識と運用能力を習得するとともに、その言語が使用されている地域の文化・社会・法律・経済などを広い視野から研究することを目指している。国際関係学科では、英語を専攻語学としてその習得に努めると同時に、政治・経済・文化の諸相を国家や地域の枠組みを越えた国際的な状況において研究する。国際関係学科を除く学部4学科と第2部では、専攻する言語の習得に加えて、学生が各自の興味に従って「もうひとつの専門」を得られるように、コース制を採っている。学部では「語学文学コース」「法経商コース」「総合文化コース」の3コースに加え、2009年度から「国際コミュニケーションコース」が設置さ

れた。

修士課程には、英語学専攻、ロシア語学専攻、中国語学専攻、イスパニア語学専攻、国際関係学専攻のほか、日本アジア言語文化専攻と英語教育学専攻の7専攻が設置されている。英語教育学専攻以外の6専攻は、いずれも学部において修得した外国語能力・国際知識・基礎的教養を基に、さらにより専門性を高め、高度な理論と実際を兼ね備えた国際的感覚の優れた人材の育成を目的としている。時代と社会の要請に応じて、新しい知の体系の創造と新時代を担うことのできる幅広い視野と柔軟な思考を備えた研究者・教育者・国際人の養成を目的として、1996年度に博士課程文化交流専攻を設置した。

第3章 教員・教員組織

専任教員は、2015年4月1日現在で89名を擁し、教授50名、准教授34名、講師5名の構成となっている。このうち、女性教員は28名(31.5%)で、平均年齢は、教授が55.9歳、准教授が43.6歳、講師が35.6歳である。また、「高度な外国語運用能力を備え、複数の外国語を扱うことができ、国際的な知識と柔軟な判断力を持つ『行動する国際人』を養成する」という本学の基本教育方針を達成するための一助として、外国人教員を13名(14.6%)採用している。

各学科・グループの教員配置はおおむね適切に行われている。特に、本学の学科基礎科目、各語学科の語学文学コース科目、法経商コース科目など主要な専門科目には重点的に専任教員が配置されている。各教員の専攻分野は多彩であり、「広い国際的視野に立つ国際人を養成する」という目的を視野においた本学のカリキュラムに沿ったものとなっている。

第4章 教育内容・方法・成果

本学は、教育目標の実現のために2008年度にアドミッション・ポリシー、2009年度にカリキュラム・ポリシーを策定し、それぞれ次年度より運用するとともに、学内外に公開している。本学は現在、この2つの方針に基づき、入学者に対応する形で学部各学科・第2部英米学科にそれぞれ授業科目を開設し、教育課程の編成にあたっている。

具体的には、本学は2009年度より新カリキュラムを開始し、2012年度より全面的に移行している。このカリキュラムでは、カリキュラム・ポリシーに示しているように、授業科目が「専攻語学」「兼修語学」「学科基礎科目」「全学共通科目」「コース科目」(国際関係学科においては「学科専門科目」)「研究指導」(国際関係学科においては「卒業論文指導」)に分かれており、体系的に編成されている。さらに、カリキュラム・ポリシーに基づいて、それぞれ個別の授業科目を適切かつ体系的に開設している。

教育の成果の例として、2014年度から文部科学省が主催する「トビタテ!留学 JAPAN」奨学制度には、2年連続して本学学生が1名ずつ合格している。ほかにも、TOEICなどの外部テストの成績やスピーチコンテストの成績には優秀なものが多く、学生の高度な語学力が養成されていることを示している。大学院生については、各種学会の全国大会で発表する学生も多く、大学院教育の目標に見合った成果が上がっている。

本学では、大学院の開設以来、現在までに764件の修士号を、また59件の博士号を授与

している。

第5章 学生の受け入れ

学部・大学院とも、アドミッション・ポリシーに基づき、公正で適切な学生募集と入学選抜を実施している。学部の場合、学生募集と入学選抜は入試委員会が担当し、入試問題の作成は独立した部会が中心となっており、さらに別の部会が入試問題を点検する。入試問題に関する機密保護の観点から、2015年度より、入試問題の作成と点検を規定するマニュアルが整備され、事故防止・事故対応の対策も進んだ。

入学選抜の結果については、学部では入試委員会が合格者案を作成し、大学院は専攻の担当教員が合格者案を作る。それぞれ、教授会と大学院研究科会議で審議され、学長が決定する手順を踏んでいる。

第6章 学生支援

学生への経済的な支援制度として、日本学生支援機構を中心とした奨学金と授業料減免制度がある。学生生活を送る上で心身の健康管理は大切であり、このため本学では保健室・学生相談室を設置するなど、様々な形で学生を支援できるような体制を整えている。また、学生の就職支援のために「キャリアサポートセンター」が設置されている。これは、就職活動を行う3・4年生のみならず、入学したばかりの1年生の段階から、学生一人ひとりのキャリアデザイン（将来設計）の支援や進路指導を行うことによって、さらに充実した学生サービスを提供することを企図したものであり、学生のキャリア形成と就職支援を図りつつ、学ぶインセンティブを促している。

第7章 教育研究等環境

1986年4月に現在の神戸研究学園都市へ学舎が移転した。校地面積84,980㎡に、大学本部、学舎、第2学舎、研究棟、第2研究棟、共同研究棟、図書館、大ホール、体育館、学生会館、駐車場等を配し、校舎面積26,793㎡を有している。なお、建物を長期に渡って良好な状態で活用するために、毎年、建物保全計画に基づき計画的に修繕工事を行っている。

また、本学は、外国語大学という特性もあり、共同研究棟にはLL機能とマルチメディアに対応したAV機能を兼ね備えたAV教室やCALL教室をはじめ、同時通訳会議システムと通訳ブースを有する応用視聴覚教室、アナログ音声からデジタル動画まで各種メディアの編集が可能なメディア編集室等、多様な語学教育に対応可能な施設・設備が配置されている。

他方、研究環境の面では、学内における共同研究プロジェクトを積極的に推進し、学内刊行の各種紀要など、学術刊行物の充実を図っている。また、海外の研究機関との提携を推進している。研究費の面では、校費に加えて、科学研究費補助金等の外部資金の獲得を促進し、その支援体制を整備している。不正防止の観点からは、共同研究費及び個人研究費の適切な執行の管理に努めている。

第8章 社会連携・社会貢献

科目等履修生制度、市民講座及びオープンセミナーなどの事業の充実を通じて、市民の

生涯学習意欲の高まりやニーズに柔軟に対応するとともに、社会人を対象にした語学や文化、経済などの多様な学習機会を提供している。また、市教委との連携協力協定に基づき、小学校における英語活動や中学校・高等学校の英語教育への支援を行い、教員への研修事業や児童・生徒の国際交流機会の提供の取組を推進することにより、神戸市の教育拠点として重要な役割を果たしている。さらに、語学教員養成機関として、小中高校の教員を目指す学生への総合的な支援を充実し、神戸市の未来を担う小中高生の育成に関わる人材を輩出している。加えて、スクールサポーターをはじめ、授業におけるボランティア活動を推進するとともに、活動規模が年々拡大する学生の主体的なボランティア活動の支援に努め、国際・教育・福祉・防災など、個々の学生の関心に応じて多様な分野での地域貢献活動を促進している。最後に、神戸市の国際交流事業や文化事業の進展に協力するとともに、外国語大学の特色と知的資源を活用して、市の施策への協力を進めている。

第9章 管理運営・財務

定款・組織規程等に基づき、理事長を法人の最高責任者とし、また法人運営の重要事項を審議する意思決定機関として理事会を、その下部組織として経営協議会・教育研究評議会を設置することにより、適切な管理運営を行っている。

一方、教学組織としては、教授会・研究科会議が設置されており、2015年度からは学校教育法の改正を受け、両組織の役割を「学長の決定にあたり意見を述べること」等と規定し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を確保した。

事務組織は、事務局、学生支援部、外国学研究所等5部局を設置し、職員に対しては、研修の受講や昇任制度の導入を決定するなど資質・意欲の向上に努めている。

また財務については、第2期中期計画のなかで2013年度から2018年度までの6年間にわたる予算・収支計画及び資金計画を作成し、経営協議会・理事会の審議を経て理事長が決定したうえで、神戸市長の認可を受けた。各年度の予算については、経営協議会・理事会の審議を経て理事長が決定し、年度計画の一部として神戸市長に届け出るとともに、各部所に予算配分し、各部所の予算管理のもと適正な予算執行を行っている。

第10章 内部質保証

本学は、2007年4月に公立大学法人化したことに伴い、大学全体の組織改編を行い、自己点検・評価に全学をあげて取り組む体制を新たに整備した。すなわち、地方独立行政法人法に基づく法人組織として、理事会・経営協議会及び教育研究評議会を設置し、自己点検・評価に関する事項を審議事項として定めるとともに、事務局経営企画室内に、これらの事務を処理する体制を整備した。

2. 理念・目的、教育目標の達成状況

(1) 第1章 理念・目的については、本学では、上述の理念・目的・教育目標等を掲げながら、創設以来、独自の専門をもつ大学として、学部における学科の増設、大学院英語教育学専攻の設置など、新しい時代の要請を取り入れ、教育・研究の充実を図り、多大な成果

を上げてきただけでなく、小規模大学としての利点を活かしたきめ細かい指導を通して、国際ビジネスや外交の分野など国際社会の現場で活躍する者、語学教育の現場で活躍する者、それぞれの分野の専門家としての道を歩む者など、多くの優れた人材を輩出してきた。また、法人化を契機として、本学の理念を実現するための新カリキュラムの構築や、これを具体化し発信していくためのアドミッション・ポリシーの策定など、効果的に教育目標を達成するための取り組みを展開してきた。

(2) 第2章 教育研究組織については、次の3点を特色として指摘できる。第1に、いたずらに専攻語学科あるいは研究対象となる地域を拡大することなく、内部的・組織的な充実を心がけ、小規模の大学としてそのアイデンティティーの保持に努めてきたところにある。英語、ロシア語、中国語、そしてスペイン語という4言語に限定されてはいるが、これらの言語は世界の主要地域をカバーし、外国学研究の府としてふさわしい組織と言える。第2としては、専攻言語自体の高度な運用能力の養成を重視するのみならず、コース制に基づく研究指導または卒業論文指導により「もう1つの専門」を学問的に深める体制を採用し、その分野が極めて多岐にわたることをあげることができる。第3に、単科大学でありながら、国際関係学科と2009年度に開設された国際コミュニケーションコースに見られるように、特定の地域研究に限定されることなく、国家間あるいは地域間の関係に対する視点を取り入れている点も評価できる。

(3) 第3章 教員・教員組織については、教員組織の構成は、英米学科（第2部英米学科を含む）、ロシア学科、中国学科、スペイン学科、国際関係学科、及び法経商コースと総合文化コースの5学科・2コースに分かれ、それぞれ会議体組織として、人事、非常勤教員の選定、担当科目・授業時間割の決定など、日常的な学務事項はそこで処理されている。教員の配置は本学の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数、及びカリキュラム体系に沿ってなされ、外国語大学としての全体的な要件を充たしている。

(4) 第4章 教育内容・方法・成果については、学部では近年、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーが策定され、公開されている。また、本学における教育の中心的位置を占める専攻語学科目に関しては、授業に関するガイドラインを定め、カリキュラム・ポリシーを開講科目が体现できるよう、配慮されている。大学院には学部のカリキュラム・ポリシーのように独立したものはないが、教育課程や専攻コースごとに教育目標・教育課程の編成方針が明示されており、担当教員が連携して各専攻の教育方針に見合った教育内容が提供されている。

(5) 第5章 学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に学生募集と学生選抜を進めている。大学全体としての在籍学生数の管理も概ね良好である。まず学部に関しては、入学定員に対する入学者の比率は、過去5年間の平均で約108%であり、定員を大きく超えることはない。ただし、本学は外国語学部という性格上、休学して留学をする学生の比率が高いため、在籍者の定員に対する比率は120%を超えているが、休学者を除外した学生数の定員に対する比率は良好に保たれている。他方、研究科の定員

充足率は修士課程で約60%にとどまっている。特に定員充足率が低い専攻もある。

(6) 第6章 学生支援については、経済的支援に加えて、生活上の各種支援（メンタルヘルス等）及び就職支援（キャリアサポート）に力を入れている。後者では、業界研究会や行政への就職説明会の企画・実施をはじめ、個々の学生を対象とした専門スタッフによるカウンセリング等にも注力し、高い就職率という成果を上げている。

(7) 第7章 教育研究環境については、学内の紀要等による研究成果発表に加えて、個々の教員は学外でも様々な研究成果発表を行っており、2012年度から2014年度までの3年間の各専任教員の研究活動として、著書（共著・翻訳も含む）が67冊、研究論文等（評論・書評も含む）が243本、また学会等の発表が156件となっている。学内の共同研究については2013年度の共同研究制度の改正の結果、支援内容の大幅な充実が図られ、共同研究の機運が大きく高まったことは評価に価する。

(8) 第8章 社会連携・社会貢献については、地域住民を対象とする「市民講座」に加え、2012年度より「オープンセミナー」の開講により多様な講座を提供し、さらに図書館の市民利用も一層拡充するなど、市民の生涯学習意欲の高まりに対応できたと評価できる。また、神戸市の教育拠点としての役割として、とくに外国語教育の分野を中心に、市教委との連携協力協定及びアクションプランに基づいて、着実に成果を上げている。例えば、地域学校に対する英語教育支援については、市教委や、近隣の小学校との連携が深まり、地域の小学校教員に対する授業支援、小学生の訪問受入など、本学が果たす役割は年々大きくなっている。小中学校の教員向けの研修の内容についても市教委の担当指導主事と大学教員が互いに情報交換しあいながら、改善の努力を続けている。小学校外国語活動の教科化に伴い、小学校教員に対する授業支援や講師派遣の本学への依頼は増える傾向にあり、本学教員が現場に赴き、授業実践を行うなど地域の英語教育研修の中核として果たす役割は重要性を増している。

(9) 第9章 管理運営・財務については、組織規程により「理事長は、法人の長として、法人の業務を総理する」と規定しており、理事長の強いリーダーシップのもと、大学運営を行うこととしている。また、理事長の補佐等を行う理事として、総務担当、学務担当、学術担当、国際交流・地域貢献担当、広報担当の5名を置いており、それぞれの職務分担を定めている。このように各理事に担当業務を掌理させることにより、意思決定と業務執行を迅速かつ円滑に行っていく体制を整備している。

財務的基盤については、自己収入の確保と経費の節減に努め、毎年度利益を確保しており、健全な財務運営を維持している。

(10) 第10章 内部質保証については、法人化後は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である神戸市の定めた中期目標に対する6年間を期間とする中期計画を策定した。PDCAサイクルとして、毎年度、年度計画を策定しこの業務実績に対する自己点検・評価を行う仕組みが導入されている。この評価結果も踏まえ、各分野での取り組みの成果や課題を把握した上で、次年度の年度計画の策定作業を行っている。また、2010年度に受審した大学

評価について、大学基準協会から4項目の助言が示された。この助言のあった事項について、2014年7月に改善報告書として報告した。その後、2015年4月に改善報告書の検討結果が通知され、今後の改善経過について再度報告をすべき事項はなかったが、更なる改善を図ることが望ましい事項については、学内で再度検討しているところである。

3. 優先的に取り組むべき課題

- (1) 研究科修士課程の定員の充足に向けて、一層、効果的な対応策の検討が求められる。
- (2) 時代の変化を見据え、先見性をもって大学改革に取り組む常設の組織を設置し、今後の本学の社会的役割を大学全体として模索していくことが重要である。
- (3) 十分な教育を行うための礎として、各教員の研究活動がある。それが大学を他の教育機関と区別する1つの要素であり、研究活動の活性化、成果の公表をさらに促進していく枠組みを工夫せねばならない。

4. 今後の展望

建学の理念を忘れず、かつ新時代への対応をも怠らない不断の努力を重ねることにより、神戸市外国語大学は、今後とも一定の社会的役割を果たすべきであるし、また果たすことができることを確信する。

以上